

や、況んや萬物の靈たる人に於てをや。また況んや大和民族に於てをや。惟神の大道より成立せる花彩列島の大日本帝國人民はおのづから其の固有の道德なかるべからず。然るに世には外來の教によりて、日本の道德始めて成立せるがごとく、思惟するものあるこそゆるされね。成るはど、孔孟の教いりて修身の道備はり、老莊の學行はれて治心の術ひろまりぬ。楊氏の爲我、墨氏の兼愛參酌せられ、佛教來りて治心主義は益發達し、大慈大悲の説普く行はれ、十善戒は日本の上下を風靡したり。近くは基督教の愛の説また歡迎せらる。其の變遷及び神祇との關係に就いては、前章に於て既に梗概を擧げたり。今は唯、外來の道德を離れて、赤裸々たる日本固有の道德を説明せん。

第一節 天祖の降し給へる二大詔

皇孫瓊杵尊の降臨に就いて、天照大御神は二大詔勅を下させたまへり。一は天壤無窮の詔にして、一は神鏡奉齋の御教なり。此の二大詔は實に二にして一となり、一にして萬法の基礎を爲せるものなり。天壤無窮の詔は、君臣の大義を明らかにし、皇統の連綿たることを定めたまふ。此の大詔はやがて憲法に萬世一系の天皇之を統治すとの成文となれるなり。而して君仁に臣忠にして、君臣の大義始めて動かす、父慈に子孝にして一系繼

承の大則完かるべし。是れ皇家の御上のみならず、臣民の家また然るべきを教へたまふなり。神鏡奉齋の詔は、神祇を崇敬し、祖宗を追祭すべきことを教へたまふ。而して歴代の天皇伊勢大神宮を崇敬し、賢所を尊重したまふ。是れ皇家のおんうへのみならず、臣民もまた神祇を崇敬し、祖先を追祭すべきことをさとし給へるなり。

此の二大詔は實に治教の原則を示させたまへるものなれば、此の原則に基きて、吾人は活動せざるべからず。如何にすれば、能く天壤無窮の詔を奉じて、皇運を扶翼し得べきか。帝國臣民たらんものは、單におのれ一人の忠節を盡すのみならず、祖先が數年來忠節を盡し來りしが、如く後世子孫をして、此の志を繼承せしめ、以て天壤無窮の詔を實にせざるべからず。其の責任やおのれ一人盡し得たりとて、全きものと言ふべからず。是れ吾人が子弟を撫育し、かつ教導せざるべからざる所以なり。今や刑法の罪は子孫に及ばずといへども、此の大責任に於ては、子孫の自恣をゆるすべからず。

將亦各自の職務に於ても、世襲の制は遠くは大化の改新にやぶれ、近くは明治の維新に滅びたりといへども、此の詔勅の眞意を敷衍するときは、萬々やむを得ざるかぎりには、農家は宜しく農家たるべく、商工また宜しく父祖の業を繼承すべきなり。軍人の子孫は軍人たり。醫家の子孫は醫家たるべきなり。人世僅かに一百年、其の老少の時期を控除すれば、

世務に盡瘁する三、四十年なるのみ三、四十年の歲月能く何事をか爲し得んや百年千年を要する大業は之を後世子孫に待たざるべからず後進が先進の業を繼承するは勿論なりといへども同氣同血脈の子孫が直接繼承するを得ば父祖の愉快はいかばかりぞまた之を他人が繼承すると遺傳的眞實の子孫が繼承すると其の難易の差果して如何ぞや或は云はん堯の子必ずしも賢ならず不肖多きは世の常なり世襲の制度は既に昔時の夢物語なりと然り世襲の制度は破れたりしかも人に遺傳あるは生理學上否定すべからざる事實たり幼時の慣習は老壯となるも容易に脱却すべからずして第二の天性たり父祖の遺業を廢絶するは父祖の志にあらざれば家を愛する孝子順孫の心ならざるべしなるは制度は世襲を強ひすといへども成功の點に於ても國政の點に於ても家業の點に於ても世襲を否定する能はざるなり

古來我が國は家を重んじ先祖の立てたる名譽を恥かしめざるやう戰鬪の間にも父祖の功名を名乗り親の名絶たす親の門絶たす先祖の墳墓はしるく注連繩ひきはえて人に知らしむべきことを勉めたり我が國にかぎりて他人の子を養ふ養子の習慣あり支那は兄弟の子を猶子とて養ふのみ他姓を養ふことなし然るに今日の民法にも繼承なきものは一人にかぎり他の男子を養ひ得ることなし是れ家を繼承がしめんが爲なり

而して家を繼承がしむるは豈唯家名のみならずやその財産重寶をも繼承がしめんが爲なり豈唯財産重寶のみならずやその業務その心志を繼續せしめんが爲なり古來家風にわはざる妻を去る風習ありこれ家のためには夫婦の愛をも棄てざるを得ざればなり唯離縁の口實に窮して家風にあはずといふがごときは抑其の弊のみ此の如く人々家を重んずる風あるは萬世一系の治下に居る臣民の將に然るべきところなり明治の政治明治の教育は此の點に於て注意足らざるところありしに似たり今に於て多少の缺陷の發見せらるゝは實にやむを得ざるなり

神鏡奉齋の神勅には敬神崇祖の大義を含めりとは古人の説き盡せるどころたり中に先師栗田文學博士の説は最も其の要を得たりとは大意を云はば父子の親は天の道なり吾が子のためには山に住む虎をも手うちにし海にすむ鱈をも手捕りにし瓜はみ栗はむこどに之を思ひ白銀も黄金も玉も子にまざる寶なしと歌ひ子のためにか家を身をも顧みざるは親のこゝろなり親此の如くなれば子は防人として出で立つ時にも親を花どなしかざしにさして捧げてゆかんと歌ふもあればいたるところに祝聖するも祖の安全をいのるものあるは是れ自然の情なりかく父子の情は同氣相離れざるものなれば此の情を遠きに及ぼし先祖を追慕するに先祖の靈を喜びて之を受けん謹み

て。按。ふ。に。皇。孫。が。天。祖。の。授。け。た。ま。へ。る。神。鏡。に。向。は。せ。た。は。ん。ど。き。の。神。鏡。に。映。寫。す。る。は。果。し。て。何。物。ぞ。や。曰。く。天。祖。の。遺。體。た。る。皇。孫。の。御。姿。た。る。べ。し。と。實。に。し。か。り。天。祖。即。ち。皇。孫。た。り。皇。孫。即。ち。天。祖。た。り。遠。く。高。天。原。に。顯。は。れ。た。ま。へ。る。を。天。照。大。御。神。と。い。ひ。近。く。此。の。世。に。あ。ら。は。れ。た。ま。ふ。を。現。神。と。い。ふ。一。身。同。體。に。お。は。し。ま。す。こ。と。億。萬。斯。年。動。く。こ。と。な。け。ん。此。の。如。く。神。皇。一。體。に。お。は。し。ま。せ。ば。皇。民。一。體。た。り。是。れ。我。が。帝。國。の。上。下。一。致。す。る。所。以。な。り。此。の。眞。義。を。解。せ。ざ。る。外。人。等。が。日。清。日。露。の。兩。役。に。帝。國。民。が。一。致。す。る。こ。と。の。鞏。固。な。る。を。驚。歎。し。不。審。に。れ。も。ふ。も。ま。た。宜。な。り。帝。國。民。に。し。て。其。の。一。致。の。中。に。あ。り。な。が。ら。一。致。す。る。道。理。を。知。ら。ざ。る。も。の。あ。り。思。は。ざ。る。も。ま。た。甚。し。か。ら。ず。や。

之を要するに、此の二大詔に含蓄する教訓は、君臣の大義、親子の至情にして、之を擴むるときは、夫婦の睦となり、兄弟の和となり、同胞の信となり、尙ほ上に及ぼして敬神となり、崇祖となり、下に及ぼして愛孫となり、愛家となり、愛國となる。是れ我が國體の要素にして、宇内に冠絶する所以なり。尙ほ詳しく云は、神祇ありて皇室あり、皇室ありて人民あり、父子あり、夫婦あり、兄弟姉妹あり、同胞五千萬あり、故に神祇皇室の御爲には、吾人五千萬の同胞は、其の御許に集まりて、いかなることをも服従せざるべからず、國ありて家あり、家ありて吾か身あり、故に國のためには此の身をも犠牲とする覺悟なかるべからざるなり。此の如くして始めて國家隆昌なるべく、皇運無窮なるべきなり。故に曰く、此の二大詔は、我が帝國治教の原則なりと

第二節 神器にあらはれたる三徳

天祖が皇孫に授けたまへる三種の神器には、如何なることをか寄せたまへる。曰く、智、曰く、仁、曰く、勇の三徳なり。中庸には、之を天下の三達徳なりといひ、心理學よりは、知情意といふ。内外その歸するところ、一なるを知るに足らむ。尙ほ源親房卿は神皇正統記に、此の鏡の如く分明なるをもちて、天下に照臨したまへ、八坂瓊のひろがれが如く、曲妙をもちて天下をしろしめせ、神劔を提げて、まづろはぬものを平げたまへと、みこととりたましきける

と記されたり。されば鏡劔璽の三種は、傳國の寶器たるのみならず、實に徳育の三大綱を含蓄せるものなり。而して此の三器は、皇室の重寶たるが故に、一般臣民が忠誠の意を表するるときにも、天祖神授の風に倣ひ奉りて奉獻したるもの、如し。仲哀天皇が熊襲を征し給ふとき、伊弉縣主祖五十迹手は、五百枝の賢木を船の舳に立て、上枝には八坂瓊をかけ、中枝には白銅鏡をかけ、下枝には十握劔をかけて、穴門長門の引島に迎へまづり、之

を献りて奏しけるは

臣が敢て此の物を奉る所以は、天皇が八坂瓊の勾玉の如く、曲妙に御代をしらしめし、且つますみのかかみの如く、山川海原をみそなはし、乃ち十握劔を提げて天下を平げたまへ

と申せるは、日本書紀に見えたり、乃ち三種の神器の感化は、上古の筑紫までも及びたるを知るべし、歴代の天皇は、明鏡の智、妙玉の仁、利劔の勇を以て、國家を統御し給ふがゆゑに、之を仰ぐ臣民は、至仁にうるはひて、おのづから敦厚の俗を爲し、叡智に感じて、おのづから向上の氣に富み、大勇に化せられて、おのづから尙武の風に強かりしなり

ねもふに天孫の降臨といひ、大化の改新といひ、明治の立憲といひ、韓國の併合といふ、上下智に富むにあらすしていかで此の大事業を成功し得んや、又神武の東征といひ、神功の征韓といひ、桓武の東征といひ、日清日露の兩役といふ、上下勇に長するに非ずしていかで此の偉業を奏功し得んや、なほ見よ、君臣相重んじ、父子相親み、夫婦相睦び、兄弟相愛し、朋友相信じ、風俗敦厚にして、夙に君子國の美稱を博せること、至仁の徳根柢を爲せるにあらすして何ぞや、嗚呼、鏡劔璽は、天祚の瑞寶たるのみならんや、實に國民道德の表章と謂つべきなり

高倉天皇の仰に曰く、人主たるものは、一藝になづむべからず。必ず一藝になづめばその道の妙にかなふ。かなへば必ずその名あり。人主としてその名あらんことを恥づべき所なり。名あるべきは、仁徳の名なるべし

第三節 天武の冠位に名けられたる十目

冠位は人臣最大の榮譽なり、其名稱に世の最も尙べるものを名くるは、必然なり、我が國に始めて冠位の制を定められしを、推古天皇の朝とす、日本書紀に曰はく

十一年十二月始めて冠位を行ふ、大徳、小徳、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智并せて十二階とす

此の制、北史に見ゆれば、支那の制を採られたること明けし、但し北史には、徳仁、義禮、智信とあれば、その順次を變更したるのみ、乃ち漢土の徳目を以て名けたるはいふまでなし、その後孝徳天皇の大化三年に、七色十三階に改め、織冠、繡冠、紫冠、錦冠、青冠、黑冠等の名あり、天智天皇の三年に、増して二十六階としたりしを、天武天皇の十四年春正月、更に爵位

の號を改めらる。日本書紀に曰はく

明位二階、淨位四階、階毎に大廣あり、并せて十二階を諸王以上の位とし、正位、直位、勤位、務位、追位、進位各、四階、階毎に大廣あり、并せて四十八階を諸臣の位とす

そのとなへかたは直廣壹石上朝臣磨といふ類なり。抑天武天皇は、兄のみかど天智天皇が、あまりに漢化偏文主義なるを歎かれ、國粹を重んじ、尙武の政を執らせられたり。此の官位にあらはれたる文字を數ふるに、實に明、淨、正、直、勤、務、追、進、及び大廣の十字を得たり。而して此制は隋唐にも見えざれば、天武天皇が我が國の諸徳中、その重なるものを選びて、創定せられたること明らかし。請ふ之を史實に徴し、此の十目の開闢以來の徳目たることを明らかにせん

○明

あかし

反對 暗

くらし

明赤、邦訓皆同じ。古來赤き色を尊べるは、大國主神が赤き衣を最も適しどのりたまへるにて知るべく、一つ火ともせる黄泉國を斥けたるにても明きところを喜べるは、證せらるべし。歴代の宣命にも、親王、王、臣等明き清き正き直き心を以て皇朝をわななひたすべし。まづれとある類數へがたし。漢土にても赤心を尊べるは、暗合するものとやいはん。されば此の明き心赤きいろを尊び、暗きところ黒き心を厭へるは、儒佛の持ち來れる思想に

あらざることを悟りぬべし。光風霽月の如き、吾が國風のさつぱりしたるもうべならずや

寸心不昧

萬法皆明 (表書)

○淨

きよし

反對 穢

きたなし

清淨を尊べるは、伊弉諾尊が黄泉國を穢き國にいたりてありけり。とて、みそぎ拂ひしたまひしにて知りぬべし。偶、佛法の欣求淨土厭離穢土と暗合したるのみ、我が國民が潔癖の習慣ふかきは、世の知るところ。豈冗説する必要あらんや。日清日露の役の如き、我が軍のすぐるところ、道清められ、營舎臭氣散ず。滿漢人の驚歎するに堪へざりしどころなり。此のきよきは有形上のみならず、無形上にも、清廉潔白なるは、我が國民の特色なりしも。近ごろや、歐化し米化し、支那化する風あるこそ歎かほしけれ

坐衆人中

不羞衆人、爲人所敬

心淨端故 (正行經)

○正

ただし

反對 邪 (異)

あやし

正しきこと竹を割りたるがごときは、我が國民の古今上下を通せる誇りなり。之に反して邪心(古事記には本居翁きたなきところと訓されたれどあやしきところと訓するをよしとす)異心(けしきこころ)を卑めるは、日神と素尊と高天原の間答の條に見えたり。正直

の心を以て神に事へよとは、菅家遺誠にも示され、諺にも正直の頭カウマに神やざるカウマといへり、吾等も正直の人の心に頼まんとおもふなり、佛に兩舌邪見を戒め、詩に思ヨシひ邪ヨシなきを尊ぶ内外の人心ココロそのおくかをたゞらば、豈敢て異なるふしあらんや

凡、神事之樞機者、以、正直之道心、事、之則神照降于此、玄至遊于此、(菅家遺誠) 其身正則不令而行、其身不正、欲、令不從、(論語)

○直チキ なほし 反對キヨウ 曲マカ 空がる

萬づの事物すなはなるばかり貴きはなく、まがりくねりたるばかり卑しきはあらざるべし、諸尊ソコノミが穢ケガレき繁國シキニの汚垢ケガレによりて成れる神を、八十禍津日神ヤソノミといひ、大禍津日神オホノミといふ、その禍ミを直さんとして成れる神を、神直毘神カミナホヒといひ、大直毘神オホナホヒといふ、まがりてなほあり、善惡相伴ふ眞理を發見せる本居翁は、古事記傳の總論を直毘靈ナホヒノミと名けられたり、直の徳トクまた大なるかな、或る人天照大御神アマテラスの御徳中、どりわきて貴きを、素尊ソノミが暴行し給ふを、善き方ヨシカタくどりのり直し給へる、即ち見直し聞直し給へる美徳なりと云へり、げにさること、謂ふべし

以上明淨正直の四徳は、我が國特有の諸徳中に於ても、最も顯著なるものなり、此の四徳を以て事に當らば、必ずや大なる過アヤチなけん、しかもわれ人時に過アヤチなきを保せず、聖キミにあら

ず神カミにあらす、また如何ともすべからざるなり、要は唯、その過アヤチを悟らば、潔く直し改むることとなり、君子の過は日月の蝕シヨクの如くなるべし、その過を直すは直徳チヨクトクの一つの作用なり、人の過をば見直しき、なほし、れのれのあやまちをば、思ひ直しとり直し、まがれる道にまがりゆき、魔神マカミの捕虜トコとならぬやうに注意すべきなり

心を改めて直く淨くあらば、天地も憎みたまはず、君もすてたまはずして、福を蒙り、身も安けん (續日本紀)

我が身に鬼心なければ、何れの里にも鬼人なし (高野長英)

菩薩心ハツサツシン如ニ地チ、直心チキシン爲ル種子シノコ、大悲オホニガハシ爲ル根芽ネメ、(唐譯華嚴經)

人以ヘ巧勝チカカシ天アメ、天以アメ直勝チキカシ人ヒト (省心錄)

○勤チノシ いろし 反對キヨウ 惰ヒナシ おこたる

我が國民は勤勉の民なり、豈敢て三月寧處せずと誇りし周民に譲らんや、歐洲には勤勉なる獨逸人ありといふ、東洋には、我が日本國民あり、吾が國民の勤勉なるは、祖先の遺傳なり、早旦サトをつとめてといふは、勤勉の第一歩なればなり、支那の文物入りて、平安朝は彼の如く怠惰放慢にながれたり、印度の佛敎入りて、親をすて妻子をすて、樹下石上を喜ぶ、厭世の惰民は出でたり、歐米の文化輸入せられて、其の文化に尤も直接する上流は、今や

漸く放逸の惰民とならんとす。之に反して太古の高天原に出雲に倭に、いづれか怠惰の風ある。悉く勤勉の民なり。活動四隣を壓せる民族なり。いそぐといそぎたちて若い時は二度とないとして七頭ナナゴトに屈せず撓たふ文ふす八起ヤチして、時にはころばぬ前に杖ツヅミをつきつゝ、がせぐに追つづく貧乏なしと確信せる人民なり。かゝる國民性あればこそ、勤を冠位の名とはせられけめ、冀くは能く此の意を體して、あらゆる學問に事業に勤勉努力すべきなり。凡子弟、須要早起晏眠、(朱子童蒙須知)

觀朝夕之早晏、可識人家之興廢、(景行錄)

二六時中、油斷の二字に強く氣をつけたがよし(伊達政宗)

○務 つとむ 反對 疎 おろそか

務は力を事に専らにするなりとは、字書の説くところ、専ら官職に用ふ職務といひ、責務といふ、忠の字と殆ど異なることなし。我が國民の君國に忠實なるは古今の誇りたり。隨ひて職務に忠實なるもまた自然の勢なり。忠實なるを尊ぶよりその疎漫なるをさらふもまた自然の情なり。つとむればしたしく、たうそかなればうとし、勤といひ、務といふ、文字にこそかはりあれ、ころは同じことなり。更に説明する必要あらじ。

十七箇條憲法、八曰、羣卿百僚、早朝晏退、公事靡監、終日難盡、是以遲朝不速干

急、早退、必事不盡、(日本書紀)

○追 およ 反對 逃 にぐ

はやきはよく、おそきはわるし。人は追ふとも追はるゝな。足はやきよく、事はやきまたよし。追ひ手に帆をあげたる船のはやさはのりぬても、ちよかるべし。漢土にも印度にもあまりいひはやさぬ。追の字を十目に加へたをへる天武天皇の叡慮のほごころ貴けれ。

○進 すすむ 反對 退 しりぞく

我が國民は進取的の國民なり。何事にもいさみすゝみてきはひにきはふがゆるに、今日の隆盛をいたせり。向上の氣象に富み、攻撃の精神あふる。平和の時にも戦陣の間にも、勇猛心をふるひ起して、一步も人にねくれをとらぬは、實に進の徳なり。

○大 おほきし 反對 小 ちいさし

我が國民が大いなることを喜び小なることをいとへるは大八洲といひ、大御位オホミクラサキと申し、大御心と敬へり。わきて大神大前オホミコ、大ぬさ、大みてぐらといひ、太占フツオキ、太玉串フツタマクシといふ類。神祇の上には殊に多く用ひたり。大いなるを喜べる古代の風俗おもひやるべし。大日如來といひ、大菩薩といひ、大佛といふ。多くは日本化せる稱號のみ。漢土には太昊伏羲氏あり。太

の字を以て敬稱とす。東西人の心は同じきものにやあらむ。しかも極東の一孤島にして列國に伍せんとし、小成に安んずる能はざるは、神代以來大いなることを希ふこと、深ければなり。大の徳また大なるかな。

廣ヒロシ ひろし 反對 狹ヒロシ せばし

神劔シノケンに八廣ヤチヒロあり。古の烈女に廣虫ヒロムシあり。神を敬ひて廣前ヒロマエといふ。こゝろひろく學び博きをねがふは人の情なり。黄泉ヨミの鼠ネズミが大國主神オホクニヌシに素尊スソノの火攻ヒキウを救はんがために、土中の洞穴ツツを教へまつらむとて歌へることばは、内ウチははらく、外ソトはすぶ、即ち入口狭くして奥ひろきをいふ。その中に入りて素尊スソノの殿ミヤしき試験シケンなる火攻ヒキウをもやすらかに及第トクし給へり。今の立關タチカミ廣くして奥せばきは却て人を害ふもの多しとかや。かにかくに廣きを尙ウラナフび、狭きをいやしむは、古來の美風なり。此の廣きこゝろあるが故に喜んで人の言をいれ、樂んで人の説をきく。儒教をいれ、佛教をいれ、基督教をいれ、漢土の文物をいれ、歐米の文化をいれ、なほあらゆるものをいれて、縛々然として餘裕あるは、全く廣ヒロシの徳とやいはん。

明、淨、正、直、勤、務、追、進の八徳に加ふるに、大廣の二徳を以てす。明の徳は日月の如し、故に事物を照らすこと明々白々メイメイハクハク、些チカの暗黒をゆるさず。淨の徳は、水精の如し、故に事物に臨んで

清淨高潔、些の混濁をゆるさず。正の徳は坦路の如し、ゆゑに正々堂々寸毫の邪僻あるなし。直の徳は勁竹の如し、故に時ありて風之を靡かせ、雪之を撓ノゾクますといへども、いつかその本然にかへり、その直性を失ふことなし。此の四徳は實に大和民族の特性たり。勤の徳は事に當り物に接して、寸時も怠らずいそぎいそしみ活動して生々化育の神意を果し、務の徳は官に仕へ職に臨みて、常に能くつとめはげみて其の任を盡し其の分を守り、其同生存の天則に副ふ。追の徳進の徳は、天運の循環文明の進歩におくれざるやうに、之を追ひ之を進めて向上進歩せしむ。此の四徳を備ふるが故に、日本國民は、東洋の邊鄙粟散の地にありながら、猶ほ能く三千年の獨立を維持し、世界の列強に伍して、敢ておくれざるものある所以なり。大廣の二徳は宇宙を包含し、天地を網羅し、發展いたらざるところなく、搜求盡さざるところなき所以なり。

參照 冠位通考 石原正明著

右十目

以上、概括すれば、降臨の二大詔は、神祇皇室國家臣民の關係を明らかにし、我が大日本の國體の根柢を定められたるもの、鏡劔聖の三達徳は、政治の樞機、道德の本源を示させたまへるもの、天武の十目は、その細項を挙げさせたまへるものにして、實に我が惟神の大

道なり、偶、外來の學說、宗教と暗合するものあるは、則ち、教育、勅語に所謂之を古今に通じて、謬らさず、之を中外に施して、悖らざる所以なり、貴いかな、惟神の大道や。

第二篇 神祇祭祀の沿革

第一章 太古の神人一體

天地開闢より神武天皇の東征前まで

第一節 總論

神代は神祇、皇室、帝國、臣民の根原地なり

大日本は神國なり而して神國の神國たる國家の建設、皇室の發祥、臣民の祖先は悉く神代にあり日本書紀古事記各國風土記の傳ふる所昭々赫々たりしかも其の遠大豪壯にして幽玄なる後世學者の想像し及ばざる所あり人意の付度し能はざる所あるより或は妄誕無稽とし或は傳説採るに足らずといひ水戸の大日本史さへ筆を神武天皇に起すのやむなきに至れり豈に痛歎に堪へんや試みに思へよ神武天皇以前の歴史を抹殺し去らん曉を我が國體の宇内に卓絶する所以いづこよりかいで來る我が皇室の尊嚴なる所以いづこより生じ來る吾々臣民の忠孝を以て立てる所以かにして知るを得べき東西各國の君民と我が君民といづれか擇ぶどころある思はざるもまた甚しからずや我が皇室國家臣民は太古の傳説を有するが爲に貴く神代あるがために重く高

天。原。あ。る。が。た。め。に。誇。稱。す。る。に。足。る。に。あ。ら。ず。や。し。か。る。に。甚。し。き。は。各。自。の。拘。泥。せ。る。學。說。を。以。て。之。を。牽。強。附。會。せ。ん。と。し。現。時。の。法。律。習。俗。を。以。て。上。古。を。律。せ。ん。と。し。淺。薄。な。る。人。意。を。以。て。み。だ。り。に。臆。斷。せ。ん。と。し。そ。の。臆。說。習。俗。に。あ。は。ざ。れ。ば。と。て。妄。誕。假。託。と。し。破。壞。し。去。ら。ん。と。す。る。こ。そ。心。得。ね。他。國。に。あ。ら。ざ。る。神。傳。こ。ろ。我。が。歴。史。の。尊。嚴。な。る。と。こ。ろ。な。れ。學。說。推。想。の。及。ば。ざ。る。傳。說。こ。ろ。我。が。帝。國。の。卓。絶。す。る。と。こ。ろ。な。れ。

恭。し。く。惟。ふ。に。神。代。は。神。人。一。體。な。り。神。代。に。あ。ら。は。れ。た。る。事。實。は。こ。と。く。く。神。祇。の。動。作。た。り。い。づ。れ。を。神。業。い。づ。れ。を。人。事。と。區。別。す。べ。き。に。あ。ら。ず。と。い。へ。ど。も。楠。木。正。成。卿。の。傳。記。と。湊。川。神。社。史。と。は。お。の。づ。か。ら。區。別。あ。る。べ。く。靖。國。神。社。史。と。維。新。前。後。及。び。明。治。各。戰。役。殉。難。忠。臣。の。記。録。と。は。必。ず。異。な。る。所。あ。る。べ。し。隨。ひ。て。神。代。の。記。録。中。に。も。神。祇。に。屬。す。る。もの。と。人。事。に。關。す。る。もの。の。區。別。あ。る。は。自。然。の。理。な。り。依。つ。て。神。代。中。神。祇。國。體。皇。統。に。關。す。る。重。要。な。る。もの。を。説。か。ん。

先づ神代に於ける神社の成立に三種あり

第一は淡路の幽宮及び大神神社の成立是れなり

是れは次項に詳説すべけれど、幽宮は伊弉諾尊の事業を大成して自ら鎮まり給へるもの、大神々社は大國主神が自己の和魂を齋きまつり給へるもの是れなり

第二は出雲大社の成立是れなり

是れは大國主神が帝國を皇孫に捧げたまふに就いて、皇孫は大國主神に幽界の事を託し、且つ其の住居を皇居と同一にすることを約束し給へる、その大國主神の住居が大社となりしもの是れなり、而して出雲系の神社多きものこゝに起因す

第三は皇居及び神籬是れなり

神代に在りては、皇居即ち神宮たり、神物即ち皇物たり、皇孫系の神々は、皇居中にいつきまつられ、隨時神籬を起したて祭典をあげらる、故に崇神天皇以前にありては、皇孫系に屬する神祇は神社の設けあざりしに似たり

以上の理由により神社の創立古きものは、出雲系に多くして皇孫系に少き所以なり、次に神祇崇祭の唯一の儀式となれるものは、伊弉諾尊の禊及び素盞雄命の祓是れなり、こは單に祭神の儀たるのみならず、清潔を貴ぶ風俗もこれより出で、心身を清め惡を忘れて善に遷る精神の修養も、人を化導する神道の各宗教もこれより成り、贖罪の法律もこれより起り、あらゆる教化の根原たり

天孫降臨に就いて、一方には大日本帝國を統御し給ふべき萬世一系の皇統定まり、一方には出雲系は幽事を治め、皇孫は顯露事を統へ給ふ約束成れり、是に於てか我が國體確

定したり蓋し、神代史の大綱をいはい、天地初發の時天御中主神先づ生れいでまし、次に高皇產靈神、神皇產靈神生れいでましき之を造化三神といふ。其後伊弉諾尊、伊弉冉尊生れいでましして、陰陽の道開け、草木山川成り、諸神蕃殖し、大日本國の基礎定まりぬ。尙ほ伊弉諾尊は之を統御すべき神を定めんとし給ひしかば、天照大神はあまりに徳高きを以て高天原の主となし、素盞雄尊を以て大日本國の主とせん。御心構なりしに、素盞雄尊は御行ひ正しからず、素尊も好ませ給はざりしかば、諾尊は餘儀なく大日本國の君主を定めずして、上天し給へり。素尊は一たび父諾尊の意に逆らひ根國に往く途すがら、尙ほ出雲の地を開き、さて根國にいたりし後、大國主命の來たましを幸に、嚴格に教育策勵し、其女を之に配し、大日本國を假攝せしめ給へり。之に由つて之を觀れば、素尊は父の命に背き父の勘當を受けながらも、大日本國を開創することには、御心残りしを察すべきなり。然るに天照大神は父諾尊の命により、高天原をしらすといへども、大日本國の主なきことに就いては、大に憂慮せさせ給ひけん。時しも幸なるかな、素尊と誓約の間に御生子を瓊々杵尊といふ。此降臨に就いて端なく起りしは、大日本國の君主問題なりしなり。しかも皇孫には統治すべき天祖の詔あり。出雲には假攝すべき素尊の命あり。是に於て

か高天原と出雲との交渉は起りぬ。しかも平和の交渉は初め其の効あらざりき。遂に武力にも訴へんとするに至りしを、大國主命の御子にて智あり徳あり諸神の推服する事代主命は、能く順逆の理を明らかにし、天祖の命に従ふべき旨を述べ給ひしかば、一たび破裂せんとせし交渉も平和に治まりて、大國主命及び其一族は退隱し、皇孫は高千穂に降臨し、大日本國の主權問題は定まりぬ。

又誓約の御生子即ち五男神三女神の生れさせること、に就いて疑ふものあり。是れ誓約の如何なるものなるかをしらす、人類は胎生のみなるがゆゑに、神もまた胎生より外わらじと推斷するより生せる誤謬なり。凡そ物の生するや、今日にありては胎生、人類及獸類、卵生、魚鳥の類、種生、植物、菌生、微菌の四種に限れるが如きも、我が太古史には此外に自生、天御中主神の獨神成りませる類、造生、大八洲を生みませる類、化生、かぐつちの神の斬られたる身體が山祇神となれる類、誓生の四種あり。是れ等現在に見ることを得ざればとて、古傳説を疑ふは、疑ふものゝ心の狭きなり。學びの至らぬなり。強ひて疑は、心を潜めて古傳説を研究せよ。幼稚なる疑問は釋然として氷解するところあらん。次に疑問として解決せざるは、高天原、黄泉國、海宮の所在地なり。此れは既に古人、今人の説ありといへども、確定せざるは一なり。然れども其所在地確定せざればとて、其史的事

實を疑ふは始めより否定せんとする心を以て迎へ見るが爲なり。不明なるものを不明と爲しおくも何の妨げかあらん。何れの國といへども其泰古史に不明の點あるは免れざるどころなり。一二の地點明らかならざればとて、國體の基く所、皇室の起れるところ、人民の出でたるところを抹殺し去らんとするこそ心得ぬ。以上神代の大綱を述べといへども、尙ほ其の樞要なるものは左の各節に就いて論述すべきなり。

先人作樂の新年賀狀

アマツヒツギノミサカエハアメツチ
^{ノム} 天 社 止 陰 當 矣
^{タキハ} 天 社 止 陰 當 矣
^{ミナ} 天 社 止 陰 當 矣
^{ナル} 天 社 止 陰 當 矣
^ニ 天 社 止 陰 當 矣
^キ 天 社 止 陰 當 矣
^{モノ} 天 社 止 陰 當 矣
^ソ 天 社 止 陰 當 矣

第二節 開闢の諸神

(い) 五柱の別天神

○天御中神 高皇產靈神 神皇產靈神 甘美葦牙彥男神 天常立神
此の五柱の神は古事記の傳へこそ正しかるべけれ。日本書紀の一書にも見えたれど、列序正しからず。さて此の天御中主神及び高神兩產靈神を造化三神といふ殊に高皇產靈神は皇孫系を助け、神皇產靈神は出雲系を守り、事あれば必ず出で、誘導輔翼し給へり。御名に皇の字を加へられたるを見ても皇統に關係ふかきを知りぬべし。

(ろ) 神代七世

○國常立神 豐雲野神 須比地邇神 角杵神 意富斗能地神 大斗能辨神 阿夜檜根神
伊弉諾神 伊弉冉神 伊弉册神

以上を神代七世といひ、また下の地神五代に對して天神七代とも云へり。此の諸冉二神を陰陽二靈といふ。但し此の七世の系統は古事記に據れり。

(は) 皇祖五代

○天照大神……正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊……天津彦彦火瓊杵尊……彦火火出見尊……彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊

忍穗耳尊は、日神と素尊との御誓の中に生れ給へる御子なれば、降臨ましますべかりしを瓊々杵尊生れたまひしかば、やがてそのかた降臨し給ひてより、火々出見尊を経て葺不合尊までは、高千穂宮に御代をぞしらしめしける之を地神五代ともいふ

乾坤初分、參神作造化之首、陰陽斯開、二靈爲群品之祖、(古事記序)

第三節 正閏の二系統

神代に於ける皇統におのづから正閏の二系統ありて、二派の潮流をなし、天孫降臨まで、其開闢は容易ならざりしものに似たり。何をか二派の潮流といふ。高天原系と出雲系との正閏兩系これなり。今此の二潮流を示せば左の如し。

- 天御中主神 高皇產靈尊……伊弉諾尊……天照大神……瓊々杵尊 (正統)
- 神皇產靈尊……伊弉冉尊……素盞鳴尊……大國主命 (閏統)

諾冉二尊は、國家を修理したまひつれど、事半にして冉尊神さりまして、黄泉に入り、諾尊のみ其の跡を固成し上天し給へり。これより先、日神も上天して、高天原をしらし。素尊は皇妣冉尊を慕ひて、黄泉に入り給へり。其の御末大國主命は幾多の困苦艱難を凌いで、中つ國を平定し給へり。而して大國主命の危急にせまるや、いつも神皇產靈尊は、之れを救ひ給ひしのみならず、中つ國を平定せよとの命令は、素尊黄泉にありて、之れを發し給へるなり。又諾尊は日神を崇めたまひ、日神は忍穗耳尊を鍾愛したまひ、忍穗耳尊は高皇產靈尊の女栲幡千千姫を娶りて、瓊々杵尊を生みたまひぬ。されば岩屋戸の段にても、高皇產靈尊は其の御子思兼命等と安河に會議し、降臨にいたるまで、いつも高皇產靈尊は日神と共に皇孫のみために力を盡し給へり。是に於てか正閏二つの潮流は、其淵原する所深くかつ遠かりしことをしりぬべし。重複ながらも正閏二統に於ける天孫降臨についての日神の詔勅と大國主命、中つ國領有についての素尊の命令とを並べ舉げて、當時の有様を見る資料とせむ

天孫降臨についての詔

天照大神乃賜天津彦彦火瓊々杵尊八咫瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種寶物、因勅曰、葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫之可王之地也、宜爾皇孫就而治之矣、行矣、寶祚之

隆當與天壤無窮者矣 (日本紀)

大國主命の黄泉より還り給ふ時の素尊の命令

須佐之男大神追至黄泉比良阪、遙望呼謂大穴牟遲神曰、其汝所持之生太刀生弓矢、以而汝庶兄弟者、追伏坂之御尾、亦追撥河之瀬而、意禮爲大國主神、亦爲宇都志國玉神而、其我之女須世理毘賣爲嫡妻而於宇迦能山之山本於底津石根、宮柱布戸斯理、於高天原冰椽多迦斯理而居、是奴也 (古事記)

一は天祖の皇孫に與へたまへるものにして、一は素尊の大國主命に與へたまへるものなり、此れに三種の神器あれば、彼れに生太刀生弓矢及天玉琴あり、此れに天壤無窮の壽言あれば、彼れには宮殿造營の送辭あり、かつや大國主命は先取の權あるに似たり、一時紛議ありしも無理ならぬことなり、

然れども熟泰古史を味ひ見れば、此間の消息分明なるものあり、日本書紀は此事に就いての各傳説を列擧したれども、其本文には先づ「素尊に天下を治めよ」との諸尊の詔決してあることなし、只しかせんとの御心なりしのみ、然れども素尊は飽くまで其命を奉せずして黄泉國に入り給へり、天照大神はもとく「諸尊が大日本國の主とせん」とて生みたまへる御子たり、ゆゑに高天原をしらすといへども、中つ國を主なしにて棄ておくべ

きにわらず、瓊々杵尊を天降し給へるなり、是れ皇孫には中つ國をしらすといひ、大國主命には中つ國をうしはくといへる所以なり、父執井上毅氏は帝國憲法を制定するに當りて、此の二語の解釋に苦心し、遂に「言靈」の説ありき、

日本書紀を見れば、本文一貫して條理明晰たり、しかも各傳説を尊重して「一書曰」とて之を附記網羅せり、又古事記を見れば、其の皇統にかゝるものは、謹嚴莊重にして、出雲系にかゝるものは、諧謔奇警なる等、其の用意の周到なる驚くべきものあり、此の如き紀記を玩味し來れば、即ち大國主命は大日本國を假攝して、開拓殖産を専らとせられ、人種の繁殖と勢力の普及とは、大に努力せられたるより、其婚娶の如きも、殆んど一夫多妻の觀をなせるものあり、之に反して皇統の御子はいづれも御行ひ正しく、殊に皇孫の嫁娶はいづれも華胄を求め給へるのみならず、時には一夜のみすさびに妊娠し給へるを疑ひたまひしことなど、皇統を重んじたまへるさまあり、くとして見るが如し、乃ち知る、天照大神は諸尊の御志を継ぎ誓約の時に生れ給へる忍穂耳尊の裔統をして、葦原の中つ國、即ち大日本國の萬世一系の帝統と定めしめ給へることを、

天祖の御心此の如くなるを以て、朝廷に於ても其の意を奉體し、崇敬の典に嚴乎たる規格あり、天照大御神を神の中の祖神とし、伊勢大神宮を神社の中の本社とし、賢所を祭祀

の中の基礎とし給ひ、神祇官の八神殿に天御中主神、高皇産靈神、神皇産靈神、伊弉諾神、伊弉冉神の五神を主とし、之に加ふるに忠順の神として事代主神、衣食の神として御食津神、侍衛の神として大宮賣神を祭り給ひ、素盞雄尊をも大國主命をも加へられざるは、素尊系の閏統なるを明らかに知り得べきなり

○ 曉ニ安河ニ而平ニ天下ニ 論ニ小濱ニ而清ニ國土ニ (大安萬侶)

○ 我國天照大神以降、神以傳神、皇以傳皇、皇道神道豈ニ哉 (林道卷)

第四節 「ミソギ」及び「ハラヒ」の起原

「ミソギ」及び「ハラヒ」は、神事に於ける重要な儀式にして其の淵原遠く、かつ我が邦の風俗清潔を尊ぶゆゑよしをもしりぬべし

「ミソギ」は身滌の義にて、禊の字を宛てたり。身體を洗ひ清めて凶穢を除き吉祥を求むるなり。「ハラヒ」は罪穢を祓ひすて、清淨の身にかへるしかたなり。而して此の「ハラヒ」に二

種あり、一はみづからすることにて諸尊のみそぎに始まり、一は他人がさすることにて、八百萬神が素尊におははせたる祓これなり。今其の起原を略説せむ

諸尊の檉原に於ける禊

諸尊は再尊のかぐつちの神を生みたまひしたために、神避りまし、御あどを慕ひて黄泉國までおひゆき給へり。しかるに再尊は既に黄泉戸喫して、此の國に二たび還らす術なかりき。ただうつくしき吾が夫の問ひ來ませしを喜びて、歸還の可否を黄泉國人と語らひたまふさまを、諸尊見そなはして、おそろしき有様に驚き、再尊の御答をも待たで逃げ歸りたまひぬ

さて諸尊はいなしこめ穢き國にいたりてありけり。とて、筑紫の日向の橘の小門の阿波岐原に、御身の禊をぞしたまひける。其のみそぎのさまは、まづ御杖をなげすて、それより御帶、御裳、御衣、御揮、御冠、御手の手纏をつぎ、に投げ棄て給へるに、いろ／＼の神なり出でたまへり。しかも其の神は煩ひの大人なごいへる皆穢れに伴へるよからぬ神なりけり。かくて河の上つ瀬は瀬早く下つ瀬は瀬弱しとて、中つ瀬に下り立ちて水に潜ぎ身を滌き給ふに、始めは御身につける穢れやありけむ。八十禍津日神、大禍津日神あれましぬ。其の禍を直さむとて、やがてなりませるは、神直毘神、大直毘神なりき。

さて最後に左の御目を洗ひたまへば日神、右を洗ひたまへば月讀命、御鼻を洗ひたまへば素尊なりいでたまへりけり (記紀抄譯)

素尊の神やらひ

素尊は妣の國根の國に行かんため、御暇乞として高天原にゆきたまひしを、日神は素尊の日比の御行ひよからぬところより、高天原を奪はむこゝろにやあらむと疑ひましぬ。素尊は誓ひしたまひて、清きこゝろなることあらはれ、日神の御疑ひはとけそめぬ。素尊はあらぬ疑ひを受けしを誓ひわざにて晴したまひつれば、勝ちすさびてまたもや暴行いたらぬどころなく、遂に日神は岩戸にかくれましぬ。かれ八百萬神は驚きて日神をなごめまつり、一方には素尊の罪をせめ千位置戸を負はせて鬚及び手足の爪を切り、祓はしめて、神やらひにやらひき、かくて素尊は中つ國を経て根の國にいりましぬ (古事記抄譯)

諸尊のは自らする祓の始めにて、素尊のは人より負はせらるゝ、祓の起りなり。人より負はせらるゝは、贖罪の始めにて、古代法律の原始なりと、神原芳野氏は説けり。大祓の祝祠にも天つ罪として畔放、溝埋、樋放、頻時、串刺、生剝、尿戸等を數へ、國つ罪として生腐斷、死腐斷、白人、胡久美、おのが母犯せる罪、己が子犯せる罪、母と子と犯せる罪、子と母と犯せる罪、己の犯せる罪、昆虫の災、高津神の災、高津鳥の災、畜仆し、靈物せる罪などを數へ、祓へせり。桓武の御代には大上中下の四等に分ち、神事に關することのみに科するこゝとに制定せられたり。

凡そ人の心を安じ悪をすて善に遷るには、過去の罪惡を拭ひ去る道なかるべからず。是れ佛教に懺悔をすれば、罪障消滅するを説き、耶教に洗禮すれば、天國に生れ得るを説く所以なり。されば神道も其の發達するに従ひて、禊祓の法は種々の儀式を備へられぬ。ある點に於て、神道が一の宗教の形をなせるは、此の禊祓の力とやいはむ。従つて祓の仕方に種々ある、其の名稱をのみ茲に略説すべし。

善祓・素尊に手端の吉棄物を出ださせしより起れりは善に移るをいひ、惡祓・足端の惡棄物は惡を去るをいひて、二重に科せたるを、桓武の御代より一つとし、神職等の罪あるものに負はせたり。七瀬・祓は難波、農太、河俣、太島、橋小島、佐久那谷、幸崎にて行ふを大七瀬といひ、河合、耳敏川、松崎、石影、東瀧、西瀧、大井川にて行ふを靈所七瀬といひ、川合、一條、土御門、近衛、中御門、大炊御門、二條末に行ふを加茂川七瀬といへり。鎌倉幕府にても靈所七瀬に倣ひ由比濱、金洗澤池、固瀬川、六連、袖河、杜戸、江島龍穴に行へり。上己祓、中己祓は三月の上己中己に於て行ひ、百度祓、千度祓等は陰陽師佛者が始めしわざなり。

被へつものに數種あり。人形は人の身に代ふるを以て身體を撫て、災厄を河にすつるなり。故に撫物ともいふ。菅と麻とは上世より用ひしが、中世より麻のみを用ふ。稻及び散米は天孫降臨の故事に倣へるなり。餘は猶は大祓の條を参考せよ。

日本の古事記は實にアルタイック(亞細亞古代人種の名)語中第一の古書と謂ふべし。

(チャンパーレン)

第五節 淡路の幽宮及び日の少宮

諾尊は中つ國を修理固成すべき天神の詔命を成し遂げたまひ、神功既に畢へて、靈運當遷したまひぬ。かくて幽宮を淡路の州に造りて、どこしなへにかくれませり。これ紀の正傳なり。記には淡海の多賀にますと傳へたり。傳への異なるか、はた淡路を淡海とは誤り傳へしか。今も淡路の津名郡多賀村に官幣大社伊弉諾神社あり。近江の犬上郡多賀村に官幣中社多賀神社ありて共に諾冉二尊を祭れり。また天に上りて報命したまひ、日の少宮に留り給へりきとぞ。されば日の少宮は高天原なるをいひ、此の國なるは淡路の幽宮

にて、これぞ皇祖を齋さまつれる始めなりける。然れども中つ國はしばし大國主命の御代となりて、淡路の幽宮は、如何なる崇敬の道をとられけむ。今の神社はいつより造れるか知るよしなし。

諾尊が淡路に鎮まりたまへるは黄泉國なる今の四國を抑へたまへるなるべし。(丸山正彦)

第六節 天津神籬と天津磐境

神籬と磐境とは、泰古に於ける神まつりの儀式なり。史に見ゆるは

天孫降臨のときに、天照大神、高皇產靈尊は、詔したまはく、吾は天津神籬及び天津磐境を起し樹て、吾が皇孫のために齋さまつるべし。汝天兒屋命、太玉命は、よろしく天津

神籬を持ちて葦原の中つ國に降りて、皇孫のためにいつさまつれ。(紀)

此の如く神籬及び磐境は、日神、高祖が皇孫のために、神祇をいつさまつる始めにて、祭神制度の原始なり。而して我が帝國の祭祀は顯幽分治より出でたるものと、此の神籬神境より出でたるものと、今一つは自ら自己を祭れる鎮魂との三種なり。さて此の神籬磐境

は其制作詳らかならざれども、神籬は今も神祭に正面に設くる神是れなり。磐境は神壇なり、父作樂は成城學校出身者中に日清役の戦死者ありしを永久に齋き祭らんとて、同校正門の側を清めて、神籬磐境を造り設けたり。同校にては、其後日露役に戦死したる出身將校をも合祀し春秋祭を執行すといふ。

さて神籬及び磐境について、古來說あり。神籬に「ヒ・モ・ロ・ギ」と訓みて東雅(白石)は、舊説の神籬者叢祠也、磐境者兆域也との説を引き、義は詳かならずとし、古事記傳には「ヒ・モ・ロ・ギ」は榮樹をたて、其を神の御室として祭るよりしていふ名にて、柴室木の意なるをフシを切めてヒといへるなり。磐境イハキと訓むへし、神を祭る場を石を築きめぐらして構へたるなりといひ、類聚名物考には、楡垣の意にて、神社には垣ゆひ又はすもの故にいふなるべしといひ、鐘廻響には「ヒ・モ・ロ・ギ」の本義は生諸樹のオの省りたるにて、本は神靈の憑鎮りませる森の樹立をさして申し侍りき。磐境は神の御魂を齋き祭る時、榮樹に鏡をかけて祭るが、其の鏡をかけて、齋きまつる時の樹の稱へ名にて、名義は齋榮樹といふ言の省りたるに侍り、此の名や、後までも、古き神社の宮人等は云ひ傳へたまひに、しか心得てありけむさまなるを、學者は却て書紀などの文字に泥みて、はやくより心得違へるなりとあり。諸説各、長短あれど、正彦は紀の文字のまゝに説かんと欲するものなり。神籬

を「ヒ・モ・ロ・ギ」と訓めるは、ヒはクシビなるをいひて神の字に當れり。モロギは諸樹にて、樹木のしみ榮えたるをいへるなり。されば其の實體は守部のいへることく、神靈の憑り鎮まりませる森の茂み榮えたるを申せるなり。されば舊説に叢祠なりといへるも、強ち異説にはあらず。磐境もまた文字のごとく、イハサカヒの義にて宣長翁が云はれしごとく、神を祭れる場を石を以て築きめぐらし、外の處と異なるやうに境しるく起し立つるなり。舊説の兆域といへるも、たゞ其のさまをいへるのみ、されど兆域の文字は墳墓のやうに聞ゆるより、いろくの懸説も出でたりけむ。たゞ文字のまゝに見て何の疑かあるべき。

日神高祖の神籬及び磐境を立て、神を祭り給ふは、何故ぞ。他なし。皇孫の前途の幸運をいのらせたまふなり。國家將來の隆昌をいのらせたまふなり。臣民の繁榮をいのらせたまふなり。兒屋命太玉命が皇孫のために、神籬磐境を起したて、神を祭るは何故ぞ。他なし。日神高祖の恩養を奉養したまふなり。神祇の加護をいのらせ給ふなり。彼我恒に相祭るは、乃ち神人の一致を期するなり。神乃ち皇、皇乃ち神なる國體の本是にあり。神籬磐境は神、皇、人の心を連絡する傳信機なり。豈輕々に看過すべけんや。(正彦)

第七節 大神神社及び出雲大社

大和の御諸山にいつきまつれる大神の神社は、大物主神にて大國主命の幸魂奇魂これなり。之れを齋きまつれるゆえよしをいはむ

大國主命は素尊の命を受けて、中つ國を修理固成し給へるはごに、少彦名命も來づとひ給ひ義兄弟となりて、力を戮せ心を一つにし、天下を經營し給ひしが、やがて少彦名命は再び常世國にゆきまじぬ。されば大國主命は一人していかで此の國をつくらむと歎かすをりしも、海原をてらしてよりくる神あり、吾を祭らば共に國つくらむ、さなくば國はなりがてましといふ。誰ぞと問ひたまへば、汝の幸魂奇魂なりと答へ給へり。なほ其の治め祭らむさまは、倭の青垣東山の上につき奉れと申したまへり。さてそのごとく祭りて國造りの功績をなしとげまじき (記紀抄譯)

これみづから我が魂の遊離するを祭れるにて、まづ神社の始めといふべきなり。今も大和の式上郡三輪村に齋き祭れる官幣大神大神々社是れなり

大神神社に就いて、著者正彦は三つの疑問を有すること久し。其の一つは帝國の神社の濫觴と

すべき此の大神々社には拜殿のみにして神殿なき殿制の他と異なること是れなり。今一つは大國主神が自己の和魂を祭るに、出雲より態々此の遠き大和の三諸山を選びたまひしこと是れなり。残りの一つは古史に徵するに、カミガカリ及び神話の最も多きは、此の大神神社なることこれなり。この三つの疑ひを晴さんために、この明治四十四年五月態々官暇を得て、奈其より大神々社に参拜せり。然れども唯、一日の参拜いかでその材料を悉くすを得んや。かつや宮司西内成郷氏ゆきて、いはれきくべき人あらざりしをいかにせん。今は親友桑原芳樹氏宮司たり。左の説あたれりやいなや、神の御心をうかがひて示されなば幸なり。おぼろげながらも神の暗示が心に浮ぶは左の説なり。曰く第一の宮造の異なるは、大日本史には中古の廢絶か疑ひあれど、今も故老のいへる如く、三諸山のすべてを神籬とする説あたれり。さるもふ。神は此の山にしづまりたまふ。故に山全體が神殿なり。後人は其山の神杉を見て神の宿りたまふ所と歌に詠みしなり。蓋し創建の所由他と異なればなり。隨ひて崇神清寧のときも舊制により増修せられたるものならん。また第二の疑問は我友西川玉壺の説を可とするものなり。其は大和紀伊は出雲系の故郷なりといへる是なり。是れ大國主神が國土經營の爲に身心ともに疲勞し給ひしをりから、其和魂なる奇魂幸魂は、大物主神とあらはれて、大國主神を誘ひて故郷の大和に、しかも神杉鬱茂せる三諸山に、身心を静養せしめ給へるなり。出雲大和の交通頻繁なりしことは、大國主神が素尊の許にゆき給ひし時も紀伊を経由し、須世理比賣を諭し給へる時も大和に往かんと言言し給ひし類にて明らか也。第三のカミガカリは此の和魂の發現といひ、崇神天皇の時の大田々根子といひ、五十鈴媛の丹塗矢の事といひ、神託神話に富めるは大神社なり。此の疑問を説くに有力なる説は宮地文學士が政治上地理上の關係とするもの最も斬新にして肯綮に當れり。其説に曰く南大和は出雲の屬邑ともいふべく、大國主神の一

族繁榮せるを以て、神武天皇は事代主神の女媛、踏鞴五十鈴媛を立て皇后とし、爾來綏靖天皇の后、安寧天皇の后等皆此の系より立ち給へり。故を以て出雲の神裔大神氏は外戚の勢力強く、其祖神を祭れり。大和神社もまた大國主神の荒魂なり。之を政治上の關係とす。次に南大和は帝都の中心たり。隨ひて帝都鎮護の義より崇敬せられたりといふ。共に余が意を得たり。尙ほ今一項を加へん。其は大國主神を始め出雲系諸神が葦原の中つ國を經營したる功績録々として動かすべからざるものあり。依て大和の朝廷にても最も崇敬せられたること是れなり。其淵源遠く隨ひて史跡多き所以なり。

又こゝに注意すべきは天孫降臨の時の條約に顯幽分治の項あるためか、出雲系の神託神話傳説は、奇跡に渡りその敬神の旨趣も宗教の意義を存するもの多く、且つ出雲系には淫靡の風あるは見落すべからざることなり。之に比すれば高天原系の神託神話傳説は現世的にして敬神、尊王、慈民、護國等正々堂々堂々の宗教の意義なきこと是れなり。さて大神々社に詣でたる時の拙詠ありこゝに附記せん

國のためももひを籠めてさる筆を守らせたまへみわの大神（正彦）

大國主神が自己の幸魂奇魂をまつりたまへるは、乃ち治心主義の發露なり。神必ずしも彼れにあらんや。宜しく之を自己の心に求むべきなり（丸山作樂）

また出雲の杵築にいつき祭れるは、大國主命なり。其の縁起は

天孫降臨については、大國主命との交渉數回をかさね、最後に經津主命、武甕槌命御使

として、高皇彥靈尊と大國主命との間に定められたる契約はかくそありける。大國主命の治めある現露の事は、皇孫をしてしらすしむること、大國主命は退きて幽事を治らすこと、大國主命は天日隅宮に住み、宮造奉仕すべて皇孫になぞらふべき事、大國主命を祭祀するには、日神の御子天穗日命をして主らしむべきこと等にて、顯幽分治の事定まりぬ（紀記抄譯）

かく定められし杵築の宮は、皇統の連綿たると、共に此の時よりして莊嚴に造られ、伊勢大神宮につぎて、御宮造も今猶ほ一種の故實を存し、官幣大社として出雲の神門郡杵築町にいつき祭れるこれなり

偉なるかな、我が高天原系の寛大の仁徳や。出雲系は容易に高天原系に讓國せざりしなり。勇を争ひて敗れ、智を争ひて敗れ、理を争ひて敗れ、遂に餘義なく讓國したり。然るに高天原系は出雲系を優遇し、之を待つこと皇室と同一ならしめ、其子孫を寵遇しかつ數代の后妃を納れしむ。此の仁徳に感激して出雲の神々は皇室國土を守護し、其裔孫は代々盡忠の部族となる。神武天皇の東征に抗せる甘味真手命の裔孫物部氏また然り。維新の徳川氏琉球藩の尙氏日韓併合の李氏等皆然り。高天原系の宏模は不文の憲法を成せり。國家の發展に隨ひて此等の好例やかされ來らん高天原風の八荒を靡かすもまた宜なるかな

第八節 鹿島香取の兩神宮及び諏訪神社

天孫降臨については、高天原より天穗日命出雲に降りたまひ、平和なる交渉をしたまひつれど、八年になりても、はかばかしき事にいたらず、兎やかくやどしたまふほどに、高天原にては、其の消息もわからねば、かかねて天若彦をぞ降されける。しかるに此の天若彦さへ大國主命の女下照姫を娶りてあらぬ志を抱き、使命を果さねば、最後の御使として、經津主命武甕槌命を降したまひぬ。此の二神は大國主命の御許にいたりて、まづ其の御子事代主命を説き、又同じ御子建御名方命を挫きて、大國主命をして、うしはける葦原の中つ國を天孫に獻らしめたり。かく平和の間に交渉の局を結びたるは、全く二神の功勳なり。されば經津主命を齋之大人と稱へたるも故あるかな

かゝる功勳いち著き神なれば、經津主命を下總國香取郡香取町に祭りて香取神宮と申し武甕槌命を常陸國鹿島郡鹿島町に齋きて鹿島神宮と申す。兩神宮の創設はいづれの時なりけむ、或は神代なりといひ、或は神武の時といひ、或は天智の朝といひて、兩宮とも詳かならねど、歴代の崇敬篤く二十年毎に改造の制あり。藤原氏は鹿島を氏神と稱し、鎌倉幕府は武神と崇め、上下の崇敬千古變ることなく、今に兩宮ともに官幣大社たり

又武甕槌命より其勇武を取り挫かれし大國主命の子建御名方神は、我をな殺し給ひそ此地を除きては他處アヤトコロに行かじと武甕槌命に誓ひて信濃國諏訪郡下諏訪村に鎮まりましぬ。今の官幣中社諏訪神社これなり。延喜の制名神大社に列し後信濃の一の宮と稱せり。此の社の創設も詳かならねど蓋し神代なるべし

鹿島兩神宮の崇敬淺からざるは、天孫降臨の時の第一元勳なるに因るのみならず、兩宮の神威神徳は、東北地方を鎮護し給ふを以てなり。其の創建の詳らかならざるは、以て最も古きを察するに足らん。是れ泰古史中に敘する所以也。信濃の諏訪神社もまた建御名方神の威力は、甲信越を壓せしものから、鎮祭も泰古に在るべきなり。此の敵たり味方たる兩神宮及び諏訪神社を本章の終に敘するは、高天原系と出雲系の勇者が兩々相對し、幾千年間東北の勇武を拵め文化を盛んにせる神威神徳を表彰せんためなり。尙ほ左記の私言を見よ

古來東北人士の勇武義俠なるは、香取鹿島對諏訪の對抗より來れる結果にして、實に高天原系の勇者經津主神武甕槌神と出雲系の勇者建御名方神の感化と信じたりき。明治四十三年七月二十日阪池邊金子島野の諸友を促し兩神宮を參拜して、益此考を深くせり。建御名方神は信濃に豐居すといへども、其威武は必ず甲信越等附近の地を感化するや知るべきなり。武甕槌神等

は高天原に報命したる後は史その再下を説かず。然れども唯一片の口約束にて、信濃をそのまゝになしむかいはれなし。必ずや武甕槌神等は再び天降り海路常陸の地に入り給へるなり。今に鹿島神宮の本社のみ北向なるは是れ信濃に對する也。神話傳説祭事等常陸に高天原を以てかよへるものあるは必ず此の諸神の天降りて東北(鉦)を護し給へるをみるべきなり。又諏訪神社のある地方には必ず鹿島香取の分社あり。常に兩々相對峙せるは兩者の遺族が兩祖神を戴きて平和の間にも對抗し來れるを知るべきなり。此の對抗は兩者をして奮發激勵せしめ勇を重んじ武を尙び、義俠を主とする其風美俗を養成せしめたるなり。神の威徳もまた大なるかな鹿島にて詠じたる歌

鹿島に神は立たせり千鳥鳴く 浪逆北浦みたらしにして

(金子元臣)

矛杉の木影静かに仇むけしその世思へばかしこかりけり

(池邊義象)

北風はまたくなごみて神杉の緑もここに仰がれにけり

(島野幸次)

北向に立たす鹿島の神やしる信濃の諏訪やまへますすらん

(丸山正彦)

神さぶるうまやぢの鈴見てなれば音もさやくにひぐらしの鳴く

(阪正臣)

香取神宮にて

たゝならぬ杉のかをりや敷ませる神のいぶきの今かゝるらし

(金子元臣)

我が袖に通ふもかしこ神垣を拂らひて清き刀根の川風

(島野幸次)

いにしへの香取の海の深さを今里人の心にそしる

(阪正臣)

わが心清きを神に誓ひてん今みたらしの水をむすびて

(池邊義象)

東路の昔かたらふこゑならん杉のむらだちわたる神風

(丸山正彦)

香取なる神のみいつなをさゞげもて神のみふみの道開きせん

(同)

第二章 上古の祭政一致

神武天皇より應神天皇まで即ち儒教渡來前凡そ九百年間

第一節 總論

純然たる大和民族の風俗精神

人皇の御代となり、神祇、皇室、人民の區別おのづから生ずるに至り、神の示顯は夢若くは物によりて託宣あるのみとなれり、されど神武の東征、日本武の征夷、神功の征韓のごとき、國家の事變あるときは、神教、神祇、赫々として神國たる名空しからざりき。又此の時代に於ける神祇史に、一段の光明を加へたるは、崇神の朝に於ける神皇分殿なり。蓋し從來は神宮と帝居とは同一なりしゆゑに、人民は皇居を君とも神とも仰ぎけむしかるに世は開くるにしたがひ、時は進むにつれておのづから神と君とは分れたまふべき時代となりけむ、さればまづ神皇分殿の制を定めて、百般崇敬の模範を示させたまへり。君は神を祭りて、民に臨み、民は神を敬ひて、君に事へ、神、君人の間、おのづから一の階級は定まりしなり。而して君は政を執らせたまふにも、まづ神を祭り給ふ。故に神皇分殿

の世となりても祭政は一致なりしなり
神功皇后の征韓に就いて報賽し給へる神社の創建は實に對外的にして其の神は住吉の神といひ廣田の神といひ外征に神祐ありし神々なり其の地は壹岐といひ長門といひ攝津といひ越前といひ皆對外上樞要の地に神誨ありて鎮まりたまふ進んでは三韓をも征すべく退きては海灣の要地をも守るべく神人相一致して開國の基礎を定めしけむ神皇の御はからひは貴くもまた畏しやされば此の祭政一致の世に於ける九百年間は之れを細別すれば三つにや分れむ第一期は神武の東征後に於ける神皇同殿同床の世にして神物官物分別あらざりしもの第二期は崇神の神皇分殿後に於ける皇居神宮其の制を區別せられ其の他の神社にも神地神戸を奉り朝廷には弓弭の調手末の調を奉らしめ神君民の區別を明らかにせられたるもの第三期は神功の征韓前後に於ける神皇ともに對外上に御心を用ひさせ給へる時代にして神社の創建等皆此の意に基けるなり

第二節 神武の東征に於ける神祐及び石上神宮の御靈

神祇の威靈を示させたまひしは人の世となりても少からぬぞ神武天皇の東征に就いては殊に著明なるもの多かりき蓋し此の御代は人皇の初代にして神代を距ることいまだ遠からねば神人間近く神異の事蹟多かりしなるべし
神武天皇は皇兄彦五瀬命と大和に入りたまはむとせられしに長髓彦孔舍衛阪にて阻み參らせしかば五瀬命は賊の流矢に中り皇軍進みかねたり時に天皇は詔りしたまはく朕は日神の子孫にして日に對ひ敵を討つは天道に逆へり退きかへりて神祇を齋き祭り背に日神の威を負ひ御影のまゝに襲ひ征たむとて乃に劔らで敵も破れなむとて一たび引き退きて海路紀伊の熊野に進みましぬされど王化いまだ遍からず皇軍のみいつを知らねばやこゝにも荒ぶる神ありて其毒氣に觸れて皇軍振ひかねたりきしかるに熊野の高倉下神劍を得て天皇に獻りしかば皇軍皆醒めて士氣またふるひぬこれ神祐の一つなりさてこれより大和に入らむとしたりたまひしに山中嶮絶にしてわけいらむ道さへわかぬを神使八咫鳥御道しるべをぞしたりけるこれ神祐の二つなりされば明治の今日も金鷄勳章を制定せられて二千年後の士氣をも引き立てつゝあるにあらずやかくて宇陀の下縣に達し高倉山に上りて御覽するに賊軍處々に屯して容易く進ませたまふ道なし是に於て天神の教へのまゝに天香具山の土をとりて八十瓮をつくり

て、丹生の川上に天神地祇を祭りたまひぬ。さて軍をすゝめたまひしに連戦連勝にて、八十島帥を征ち、兄磯城を誅し、遂に長髓彦は宇麻志麻治命の手によりて平定したり。これ神祇の三つなり。此のいちじるき神祇は神武天皇の東征をして、其の功を全くせしめたり。延喜の制名神大社に列し、月次、相嘗、新嘗の官幣に預り、現今官幣大社として神威猶ほ赫々たるこそ畏しけれ。

按ずるに此の高倉下の獻りし神劍は、素戔雄尊が出雲にて蛇を斬り給ひ、常に佩ばし、十握劍にて、蛇、靈、劍とも、天羽々斬とも、蛇之虎正とも稱へまつる。また建御雷神が國土を平定したまひし劍ともいふ。それを東征のとき皇軍勢危かりしかば、天照大神が建御雷神をして高倉下に誨へしめ、天皇に獻らしめたまへるなり。さて此の御劍をば大倭國山邊郡石上に祭らしめらる。その石山の創造を先代舊事本紀には、崇神の朝とし、新撰姓氏錄には、仁徳天皇の御代とせり。桓武の朝に造替せられしときは、軍功十五萬七千餘人を費したりとあれば、御代々の崇敬察しめべし。かつ垂仁の皇子五十瓊敷命が劍一千口を藏め給ひしを始め、常に武器を納められしは、軍の神として祭られしのみならず、事あるときは、その武器を請ひ受けて、匪徒を征定せられん。遠き處りより出でたりとは、先哲の推論するところなり。明治四十四年四月石上神宮を參拜せる時の歌

春雨のふるの宮ぬはちのづからこゝろのちりもしづまりにけり (正彦)

第三節 八神殿の起原及び鳥見山の靈時

神武天皇畝火の榎原宮に即位し給ひて、やがて皇天二祖の詔第一節第八項に従ひて神籬を起樹て八神を齋きたまへり。所謂八神とは高皇產靈、神皇產靈、魂留產靈、生産靈、足產靈、大宮賣神、事代主神、御膳神これなり (古語拾遺)

又四年二月皇祖の降臨いちじるく諸虜平定し海内無事なれば天神を祀りて大孝を申ぶべし。とて天宮命太玉命は供作諸氏を率ゐて大幣を造作し、天種子命天兒屋命は天の罪國の罪を解除し、靈時を鳥見山中に起し、皇祖天神を祭りて群望を秩で神祇の恩に答へ給へり。是れ實に報本反始の大道なり。靈時を起されし地は、上小野榛原、下小野榛原といふ。(紀及び古語拾遺)

序に八神殿の事をいはむに、こは皇室の近き御守神として神祇官に祭り、明治にいたりて神殿と稱へ、宮中に奉齋せらる。なほ詳論せむに

延喜式

神祇官西院坐御巫等祭神二十三座并大月次、新嘗 御巫祭神八座并大月次、新嘗、中宮、東宮、御巫亦同

- 神 産 日 神 一殿 各東而 北端號一殿
- 高 御 産 日 神 二殿
- 玉 積 産 日 神 三殿
- 生 産 日 神 四殿
- 足 生 日 神 五殿
- 大 宮 賣 神 六殿
- 御 食 津 神 七殿
- 事 代 主 神 八殿

此の外に座摩巫祭神五座御門巫祭神八座生島巫祭神二座あり併せて二十三座なり。さて此八神の列序及び如何なる神かといふことに就き先人作樂の考へ定めたるは左の如し

拾遺に神御靈式に神産日神とあるは神皇産靈尊なり拾遺に高御靈式に高御産日神とあるは高皇産靈尊なり拾遺に玉留産靈式に玉積産日神とあるは天御中主尊なり拾遺に生産靈式に生産日神とあるは伊弉冉尊なり拾遺に足産靈式に足産日神とあるは伊弉諾尊なり大宮賣神は言行の神御食津神は衣食の神事代主神は忠順の神としていつ

き給へるなりまた一殿二殿とは北側より數へたるものにて正しき順序は始めの五神は中央を主とし數ふべきものなり六殿以下の三神はそへまつれるなりされば其の順序は

- (一殿) 神皇産靈神 (五殿) 伊弉冉神
 - (三殿) 天御中主神
 - (二殿) 高皇産靈神 (四殿) 伊弉諾神
 - (六殿) 大宮賣神
 - (七殿) 御食津神
 - (八殿) 事代主神
- なるべしとぞいへりし。

第四節 神八井耳命忌人となりたまふ

綏靖天皇は手研耳命を誅して位に就き給へり其のをり皇兄神八井耳命は手研耳命の奸謀を見あらはし功勳ありしかば天皇は始め御位を譲らんとすの御心なりしを神八井耳命は汝命を扶け忌人となりて神祇に仕へ奉らむと申させたまへりきさてそのこ

とくにしたまひしを見ても、祭事を重んじ政事の重なるものなれば、忌人とならんとは申させたまひるにて、此の忌人こそ、後の神祇伯の濫觴ならめ。

第五節 崇神天皇の朝に於ける神皇分殿

神武天皇の御代までは、帝と神との御際いまだ遠からず同殿共床を常とし、神物官物分別なかりしを、崇神天皇の御代に及びて、漸く神威を畏み、殿を同くせむは安からじとて六年更に齋部氏をして石磯姥命の裔、天目一箇命の裔を率ゐ、鏡劔を模造せしめて護身の御璽となしたまひ、天照大神をば豊鍬入姫命に託して、大和の笠縫の邑に祭らしめ、なほ磯壁城神籬を立て、日本大國魂神を淳名城入姫命に託して、大和の市磯邑に祭らしめ、たまへりき。こは今の官幣大社として大和の國山邊郡朝和村大字新泉に齋き祭る大和神社これなり。

按ずるに畏かれど崇神さまへ臨しまつる御代に於て、如何なる恐れありてか、これまで同床共殿の神々を動かさし給ひけむといふかるものなきにあらず。是は一わたら道理ある疑なれど、世に例なき疫病行はれて人民大半倒れぬるは、外國との交通既に始まりしを證すべく、隨ひて神祇と皇室との御際も明にすべき機運となりし故にこそあるべけれ。されば帝は神威を畏みた

まひ、神は宮中より他に祭られむとの神教を垂れさせ給ひしなるべし。神教の事は大同元年大神宮本紀に見ゆたるぞ誠なるべき。されば帝と神とは、世の開けゆくにつきて、相うづなひつゝ、其の殿床を異にし、まづ天照大神、大國魂神より其の模範を示させたまひけむ、いとも畏き神慮はた御慮にこそ。(正彦)

第六節 神社、神地、神戸の制定及び廣瀨龍田の創建

崇神天皇の御代の始めに當りて、疫癘さかりに行はれ、人民大方瘞れぬるのみならず、離叛するもの多かりしかば、天皇患ひまして神床に坐せるをりしも、大物主神御夢にあはれて、我を祭らば世はおのづから治らむとの託宣ありしかば、其の神裔大田々根子をもとめて大和の大神の神を祭らしめ、また其の外天つ神地つ祇の社を定め、神地神戸を定め、神祇に對する制度を一定し給へり。其の崇敬の至れるは、宇陀墨阪神に赤色の楯矛を奉り、其の外阪の御尾にます神、河の瀬にます神までもことごとくに幣帛を奉り、八百萬神一つも漏るゝことなきはごに至れり盡せる崇敬を行はせたまひしかば、疫癘悉く息みて國家安平なりきとぞ。これも六年の事なりき。(紀記)

又若宇迦乃賣神即ち倉稻魂命を大和國廣瀨郡河合村に風神即ち天御柱神、國御柱神を

同郡平群郡立野村に齋きたまへり。一つは大忌神また廣瀬河合神と稱へ穀物を護りまし、一つは沓風を防遏し穀物を成熟せしめたまふ神なり。(兩社縁起)現今兩社とも官幣大社たり。

神祇をまつりて疫癘やみしは如何なる故か、世に所謂迷信か、曰く否、是れ決して迷信にあらずるなり。當代の人民は神を信すること深き故に神を祭りて心を鎮め身を清め家を拂ひてしづかに疫癘の終熄をまつは醫藥十分ならざる時に於ける唯一の防疫の良法たりしなり。我が國民が死生の地に在りて従容として動かざるは人事を盡して身心を神祇に任かするが故なり。いかで迷信として斥けんや。(正彦)

第七節 垂仁天皇の崇敬及び出雲大社の修造

垂仁天皇は崇神の御跡をつがせたまひて、神祇を崇敬したまふ御志深く、嘗て近臣に詔りし給ひしは、先皇は叡明にして神祇を崇敬し、萬機を統治したまひしかば、民は富み世は榮えたりき。朕が世も神祇の祭祀を怠らじとおほせられたりとぞ。されば神祇崇敬の制度は此の御代にいたりて、いよ／＼整ひけむ。たしはかりまゐらするも畏しや。

又御子譽津別命は御年三十にならせ給ひ、八つか髯胸前にたる、はごなれど、いかなる御病かありけむ。泣かすこと小兒のごとく、更に物のたまはねば、天皇を始めまつり、上下君民の歎きいふばかりもあらざりき。天皇は憂ひまして御ねまつる夕、御夢にあらはれ給ふ神あり、我が宮を修理すること、天皇の御舎の如くならば御子物いはむと申させたまへり。醒めて御卜に問はせたまへば、出雲、大神の御心なり。さて御子を出雲につかはされ、大神宮を拜せしめたまひし御還り路に、物のたまひ始めたり。よりて天皇大によるこび神宮を造營し給へりき。(記紀) 又此の御時阿麻乃彌加都比賣神も託宣ありて社殿を營み祝部をおきて祭祀せしめたまひしよし、尾張風土記に見ゆたり。

第八節 伊勢皇大神宮の御鎮座

垂仁天皇の二十五年三月笠縫邑に遷りたまひてより八十餘年、天照大御神伊勢國五十鈴川上に鎮まりましぬ。これ皇大神宮なり。始め皇女倭姫命をして豊鍬入姫命に代りて天照大神を祭らしめ給ひしに、倭姫命は大神を戴きまつりて、大神の鎮まり座すべきところを覓ぎ求めむとてまづ菟田篠幡に詣り、更にかへりて近江の國に入り、東美濃國を廻りて伊勢の國にいたりましぬ。時に大神、倭姫命に誨へたまはく

是神風伊勢國則常世之波重波歸國也傍國可怡國也欲居此國

とのらせたまへりゆゑに其の祠を伊勢國に立て齋宮を五十鈴川上に興されぬこれを磯宮といふ乃ち天照大神の天より始めて降りましゝ處なりき(紀)

按ずるに大神の伊勢をしも住むべきところを神託ありしゆゑよしは本居宣長翁の説こそし
かるべけれ古事記傳に曰はく天照大神始自天降之處也云ふこといさく心得がたかりし
を近きころ思ひ得たりさるは古傳の趣にはよらずしてたゞ例の已が心に任せて説ける説
もはくさくあれどもそはみな私言なれば取るに足らぬを己か思ひ得たりといふは先づ初
めに猿田彦神の答に、吾先啓行云々天神之子則當到筑紫日向、吾則應到伊勢と申し給へ
る、そもく皇孫命の日向の國に降りまさんにその啓行の神の伊勢にしも降り給ふこと深き
所以あり。豐受宮儀式帳に、天照坐皇大神度合伊須々乃河土爾大宮仕奉爾時大長谷天皇御夢爾
降覽賜久吾高天原坐氏見志真岐賜志處爾志部真利坐奴云々あり。かゝれば此の御靈鏡を、
後遂に此の地に鎮坐さしめむとは大御神御自高天原にして、豫てより所念設けたることなり。
されば猿田彦神の啓行ひながら此の伊勢にいたりたまふも古語拾遺に始、在天上二環結三幽契、
爾神先降深有故矣と見えたることく、本より此の由縁あるゆゑに、此の御靈鏡を、此の鎮坐す
べき處へ、先導き送り奉らむためなり。故その御天降の時に、皇御孫命に附副ひて、此御鏡を戴き
齋き奉れる御從神は彼、啓行神の導きのまに、くちのづから先づ此の伊勢の國に降り著き
しなり。始自天降とは、此の時の事なりけり。若し然らずば、日向へ降り賜ふ御孫命の啓行神の伊

勢に降りまさむこと何の由もなく、徒ならずや。さて右のごとく、此の御鏡は先づ伊勢に降り著
き給ひしを、日向に著き賜へる御孫命の御許に、送り奉りおきて、猿田彦神は御暇を賜はりて、伊
勢に還り給ひしなり。抑、此の御鏡はしばらくも皇御孫命の大御許を離ち奉り給ふまじきわざ
なるに、日向と伊勢と分れて降り著き賜へらむことば、いかゞ疑ふ人あるべけれど、天上より
遙かに降り賜ふなれば、日向と伊勢と放るさいへども同じく葦原中國の内にしあれば、なほ一
處に降り著き給へるなり。されば後に又伊勢に還り奉り賜へれども、初めの大神の詔旨に還
はせ賜はさるも、同皇國の内なるが故なり

大神は實に皇室の大祖にして、歷朝の崇奉、諸神の比にあらず。古來品位の階なく、一の宮
の稱なく、名神の祭に預り給はざりしは、其の尊貴なること加ふべきなく、諸神と伍し給
はざるが故なり。又其の祈年祭等の班幣には幣帛を別案に安んじ、五位以上の人を使と
せられ、神官は神祇官の官を兼ねたるがごとき、諸社になきところなり

大神宮の遷宮式は式年と稱し一定の期限ありて、神殿を改造し神座を奉遷す。二十年を
以て式年とし一回の改造あり。豐受宮もまた同じ。然るに寛正以後戦亂のため百二十九
年間正遷宮の式を擧げかねられしを、天正中織田信長等資財を献じて再興し、慶長以後
徳川氏造營料を支辨し、廢典を再興することも多かりき。又上古の制に倣ひ、歷朝即位の

始め皇女又は王女のいまだ嫁せざるを卜定して祭祀に奉仕せしめ給へり之を齋内親王といふ略しては齋王ともいへり其の居所により齋宮と稱す而して齋宮は伊勢國多氣郡にあるを以てタケノミヤとも申せりき

第九節 景行天皇の西征に於ける神威及び熱田神宮の創建

景行天皇は十二年熊襲を征せむとて筑紫に行幸しまづ直入縣禰野の土蜘蛛を伐たんと柏崎の大野に宿りたまひしに神祇に誓ひて大石を蹴りたまへば石は柏葉の如く大空に飛び上りぬまた葦北の小島にて飲みたまふ水なかりしかば神祇に祈りたまひしに寒泉湧き出でぬ又阿蘇國にては神は人に化して天皇の御許にいたりませる等其の他種々の奇瑞神異多かりき

凡そ奇瑞の顯はるゝは、わきて征戰の間に最も多し、記紀ともに記せる事實にて、神代を距ることいまだ遠からず、神異隨ひて多かりしならむ、後世より上古の神異神祇を作りごとのやうに心得るはさかしらなり

同じく四十年東夷多く反きて邊疆騒がしかりしかば、天皇は皇子日本武尊をして征伐

せしめ給へり、尊は雲に熊襲を誅戮して功勳著かりしを、今また東征の重任をよさし給へるを以て、尊は父尊の仰せどはいへ、御心にあまるとやおはしけむ、途に伊勢大神宮を拜し給ひ、御姨倭姫命に別れを告げたまひぬ、倭姫命は神器の一つなる叢雲の御劔を授けて平定の功を奏せよと勵まし給ひき、されば尊は此の御劔をとり佩きて東方の夷を伐ちたまへり、まづ駿河の焼津に火攻の難を免れたまひしは、此の御劔もて草を薙ぎたまひしゆゑなりけり、されば御劔を草薙劔と稱へまつるなり、かくて荒ぶる蝦夷を平定し、歸途尾張國にいたり、宮簀媛の許に留まりたまひぬ、時に伊吹山に荒ぶる神ありと聞かして、劔をば宮簀媛の許におきて徒手もて手捕りにせむと勇みたまひしに、山神の毒氣に觸れ遂に能褒野の露と消え給ひぬ、神劔は宮簀媛之を奉じて一社を設けしより長く彼の地に止まりぬ、これぞ天照大神の荒御魂にて、尾張國愛知郡熱田町大字新宮坂に齋きまつる官幣大社熱田神宮これなり

按ずるに日本武尊の東征につきて尊の心事を叙すること記紀ものづから傳を異にせり、紀は尊自らすゝんでゆき給へるやうに傳へ、記は尊が倭姫命に告げたまふに吾が父命は吾を死ねさかちもほしめすかかこちたまへるやうに傳へたり、而して重野博士は紀こそ日本武尊の

申し給ふべき言辭なれどいひ、先人作樂は祀の傳こそ天眞爛漫たるものなれ。英傑の皇子なり
さて叔姪の面會には心事をかこちたまふは人の至情なりと説けり。おのれも先人の説をまも
るものなり。また倭姫命が父天皇より託せられし御劍を授けたまへるはいかか
と疑ふものあらむ。然れども日本武尊の東征は奉朝其の人なく君臣上下當惑し、遂に再び尊を
勞して征役に従はしめしなり。されば東征の成功するこそねさは、國運の消長にも關すること
なれば、倭姫命は神劍を授けたまひしなり。決して一時叔姪の私情を以て授受しまひしにはあ
らざるなり。日本武尊が御病甚だ急なりし時の御歌、古事記にあり。如何に御劍に御心のこりけ
む。日本武尊が臨終まで重んじ給ひしことをしるべし
なごめのさこのへに吾がおきしつるぎのたちそのたちはや

第十節 神功皇后の征韓及び住吉、廣田、生田、長田 神社の創建

仲哀天皇は西征のをりしも、神教に隨ひ給はずして軍中に崩御せしめしぬ。されば皇后
息長足比賣尊は之れを畏みたまひて、群臣百寮に命じて國の大祓を爲さしめ、齋宮を筑
前の小山田村(今の香椎宮)に造り、皇后躬づから神主となりて神祇を祀り、やがて神教の
まゝに、天神地祇に残るくまなく幣帛を奉り給ひて、天照大神及び住吉の三柱神の荒魂

和魂を御船を齋ひ奉りて鎮護とし、軍旅を整へ船艦を並べて進みたまひしに、海原の魚
まで御船を負ひて渡しまつり順風大に起りて、皇軍時を移さず新羅に著きしかば、新羅
王は大に畏み恐れて降服せり。高麗百濟もやがて降りき、よりにて御杖を新羅王の國門に
樹て後世の印とし、さて後凱旋し給ひき。之れを神功皇后の征韓役とす

かくて凱旋し給ひし後、住吉の神即ち底筒男、中筒男、上筒男の三柱の大神の荒魂を穴門
の山田村に祭らしめ給へり。現今長門國豊浦郡山田村に在る國幣中社住吉神社これな
り。長門の一の宮たり。和魂は大津停中倉之長峽に留まらんことを請ひたまひしに、ま
に其の地に社を造りて鎮祭せり。長峽は兎原郡本住吉神社の地これなり。津もこの地な
りしを今の難波に移され宮居もまた移されたるなり。今の官幣大社たる攝津國住吉郡
住吉村の住吉神社これなり。此の住吉の神はこの時よりして海路を守らせ給ふ神なり
とて、航海者は殊に尊敬し中古以來は和歌の神と稱して詠歌者また之を尊敬せり。壹岐
國壹岐郡住吉村にある國幣中社住吉神社も同神にして、やはり此の御代の創建なるべし
天照大神の荒魂をば御心廣田、國にをるべしと申し給ひしかば、さて其の處に祭らしめ
給へり。今官幣大社たる攝津國武庫郡廣田村にある廣田神社これなり。後世數神を合祀
し廣田五社といひ、其の攝社の中に蛭子を祭れる宮あるを以て西宮夷とて世にとりは

やせり又稚日女尊をば吾は活田長峽の國に居らんとすと誨へ給ひしを以て其處に齋
き祭れり今の官幣中社たる攝津國八部郡生田宮村の生田神社これなり又事代主神を
ば吾を御心長田の國に祀れと誨へたまひしよりさてそこに祭れるは攝津國八部郡長
田村にある官幣中社長田神社これなり

按ずるに神功皇后は内憂外患並び起れる中に神教を奉じ大英断を以て古來いまだ試みしこ
こなき外征をなし送けたまひしはまことに神祐や厚かりけむされば報賽のために神の御誨
のまゝに神社をも創建し給ひしなり而して其の創建の地は攝津といひ長門といひ壹岐とい
ふ皆海路樞要の地たり神人ともに海上に心をよせたることも知るゝぞかし海國たる我が日
本は此の神々の御守をかゝぶり此の皇后の御志を繼ぎて必しも對外の雄圖を果さるへか
らざるなりしかるに我が國民は二千年前に於けるかゝる龜鑑を持ちながら藤原氏の文弱足
利氏の卑風徳川氏の鎖國等我が國民の發達を妨げたるこそ口惜しけれされば海上に志ある
ものは住吉廣田の神を齊さまつり以て事に従ふべきなり

第十一節 氣比大神の出顯

武内宿禰は應神天皇のいまだ太子にておはせしをいざなひまつりて禊せむとて淡海

若狹などを歴めぐりて越前國角鹿に下りませりし時其處にます伊奢沙別命御夢にあ
らはれて吾が名を御子の命の名にかへまつらむとつ明日旦濱に幸きませ易名ナガの幣ハタを奉
らむと申さしめ給へり明日濱にいであしゝに鼻やぶれたる入鹿魚一尾浦により居た
りきこゝに於て太子は御食の魚を賜はりしを以て御食津大神と稱へむと神に申さし
め給へりこれ氣比大神にて其の浦を入鹿の鼻血たゞれたるより血浦といひ後敦賀と
いふこれなり越前國敦賀郡敦賀町にいつさまつる氣比神宮は其の後伊奢沙別命に日
本武尊帶中津彦命息長足姫命譽田別尊豐姫命武内宿禰の七神をまつり延喜の名神大
社にて後越前の一の宮と稱し現今官幣大社たり

按ずるに此の事は神功皇后の攝政三年十二月の事にて御名の事は詳かならずさて神功皇后
は西征の初めにも越前敦賀にいたりたまひ海上の事をも祈らせたまひけむされば武内宿禰
は太子をいざなひて海邊の國々を經歷し此の越前にては神人相和し互に御名を替へて永く
氣比の大神として此の樞要の地を守り給ふにやあらむ
又按氣比大神は如何なる神かといふに古來諸説あり左に示さむ

- 一 比古伊佐勢理毘古命亦名大吉備津彦命(度會延佳)
- 二 品陀眞若王(甘雨亭叢書の新井白石)
- 三 吉備津彦命(神功皇后御傳記の矢野玄道)

四 高産靈尊の孫氣比大神(仲哀天皇角鹿行啓考の宮本體)

五 保食神(飯田武郷)

六 仲哀天皇(帝王編年記)

七 天日(命) 杵(命) 粟田(命)

右の諸説中おのれは粟田翁説に心ひかるものなり。宮地文學士も此の説を採れり。蓋し神功皇后の母方の祖神にましまして神功皇后も參拜し應神天皇もまた參拜し給ひしものならん

第三章 上古の神儒佛の對立

應神天皇即ち儒教の渡來より、皇極天皇即ち大化の改新前迄、凡そ四百年間

第一節 總論

神儒まづ相和し神佛暫く相争ふ

聖德太子傳補注に云はく、神は人の始道にして過去をいひ、儒は人の中道にして現在を語り、佛は人の終道にして未來を論せりといへり。三者必ずしも此の如き區別あるにあらねど、其の主とするところ、大に相異なるものあり、而して此の三者は、此の四百年間に於て、相接觸し、相衝突し、幾多の波瀾を起せり。しかるに、儒道は、我が邦の君仁臣忠、父慈子

孝、夫愛婦順にして、高潔勇武なる國體に相和し、かつや應神天皇が率先採用し給ひしにより、更に衝突するところなく、多少の扞拮せるところは相互に譲りあひて、いづれが神道、いづれが儒道と分ちがたく、よく混和融合するに至れり。惟、現在を主とする儒道、虚飾を専とする漢意のために、古を尊び、神を敬ふ、觀念薄らぎ、淳樸勇武の俗は、輕薄柔弱の風に化したり。されどこれも強ち儒道の咎とのみせめがたきものあらむ。しかるに佛教にいたりては、神道と相距ること遠く、かつ我が邦に入りしをりしも、端なく物蘇兩豪族争論となり、一つは大連の權あり、一は大臣の威に加ふるに、外威の勢を以てし、兩者相争ふこと代を重ねて遂に戦亂となり、幾多の不祥競ひ起れり。さりながら、佛教は新來の珍客にして、經論説話の新奇なるは、俗耳を聳動せしめ、佛像伽藍の燦爛たるは、俗目を驚喜せしめ、以て國體を傷け、民心を惑はし、弑逆を行ひながら、佛の因果なりとして、一人の起りて之を誅する者なきまで、に浸潤せり。況んや武内宿禰の一族蘇我氏が、舉りて渴仰せるに於てを、やまた況んや、用明、厩戸御父子の蘇我氏を助け、同心協力して、歸依し給ひしに於てを、是に於てか、建國以來皇室と動かすべからざる天神、臣民と離すべからざる地祇をも顧みるものなきにいたりぬ。されば佛教の跋扈には、神祇もしばし怒りを鎮めて、天定まる時をや待たせ給ひけむ。まづ蘇我氏をして同じ佛法の歸依者たる用明の御孫

厩戸皇子の御子山背大兄王を殺して其の統を絶たしめ、蘇我氏の罪惡貫盈するに及びて敏達ニギハヤヒの正統たる中大兄皇子及び曾て排佛に心を盡したる中臣の裔鎌足の手を假りて、其の一族を誅殺し給ひ、皇位は、やがて敏達ニギハヤヒの御末にかへりぬる、神の御謀らひこそ貴くもまた畏けれ、あはれ武内宿禰が功績赫々たりしも末裔の不肅によりて、一人殘れる石川麿すら嫌疑の間に身を滅し、其跡遂に絶えにき、冥罰のはご誰れか疑ひ申さんや

第二節 儒教の渡來

神功皇后征韓の結果として、三韓朝貢し彼我の交際漸く親密なるに従ひて、彼の地の文物典章相續いて輸入し來れり

應神天皇の十五年、百濟王の子阿直岐アヂキ來朝せり、阿直岐は經典に通するを以て、天皇は宇治稚郎子ウヂノコをして師とし學ばしめ給ひ、尙ほも博士王仁ワニを徵し給へり、十六年には論語十卷、千字文一卷を齎し來りて獻りぬ、これぞ儒教の我が邦に入りし始めなりける

按ずるに、儒教入り來りて、まづ儒教を學ばせたまひしは、宇治稚郎子にて仁徳天皇との御國讓りの争ひは、伯夷叔齊の上をゆかせ給ひ、全く儒教を其のまゝに履み行はせ給ひたりき。儒教の

朝廷を動かし、感化のかくまで深きを見れば、萬事上にならふ習慣なる我が國民の舉つて、儒教に歸向したることは知らるゝなり

元、孔子が仁を説きしは、彼の本國の習慣風俗の慳忍酷薄にして、人道に背ける反響として起れるなり。孟子が義を説きしも、本國の人民利害の觀念のみ深く、更に義を顧みぬより脱きつるなり。されば曲れるを挽めんとすに、いひすぎたるも多からむ。一時の激語なるもまじれるならむ。それをそのままに採り用ひたるは我が國なり。もし孔孟をして我が邦に再生せしめたらんには、其の言説のそのまゝに行はれたるに驚きやしぬらむ。故に、孔孟の教は、我が從來、敦厚高潔なる國風の上に移植せられて、傑出したる出藍の特色を生ぜしなり。こは儒教のみならず、佛教のこ

さきまた然り
しかるに神儒の教は、其の根本に於て甚しき相違なかりしより、佛教のごとき劇甚なる衝突こそなかりつれ。既に國風異なる他國の教なれば、其のたゞに吾が邦古來、淳朴の風俗のづから廢れて、浮華の俗に流れ、漸く敬神の熱情減却して、遂には古賢をも問ふものなきに至りけむ。これより往々神祇の怒らせ給ふこと屢見ゆるは、此れを捨て彼れに趨きしことを知るべく、齋部廣成が慨歎せしこそわりなりかし

第三節 葛木の一言主神の出顯

雄略天皇の四年二月、葛城山に狩りし給へる時に、向の山の尾より山上に登る人あり、其

の裝束及び人數等も、すべて天皇の鹵簿に均しかりければ、天皇みそなはして、此の倭國に朕を除きて王はなきを、今何人ぞかゝるさまをしてゆくを問はせ給ふに、其の人もまた天皇の語をうのまゝかへし答へたまへり。是に於て天皇怒りまして矢をつがひ、百の官人も悉く矢をつがひぬ。彼の人もまた矢をつがひぬ。天皇さらば名宣らむ。互に名のりて矢を放つべし。このたまへば、彼の人「吾は惡事も一言、善事も一言に言ひ放つ神、葛木の一言主神ぞ」と申させ給へり。天皇聞召して「恐し我が大神現御躬にまさむとは思はざりき」と申し給ひ、太力弓矢を始め、百の官人の著たる衣服を脱がしめて、獻らしめられしかば、一言主の神もよろこびて受けたまひ、俱に狩りし樂みたまひて、天皇の歸らすときは、山を下り長谷の山口まで送らせたまひきとぞ。是は事代主神のまたの御名にて、式に葛上郡葛城坐一言主神社とあり、令義解の地祇の註に大和の葛木とあるこれなり。

按ずるに續日本紀に雄略天皇に不恭の語ありきて、土佐に移させ給へりといへるは、記傳に云へるごとく、誤傳なるべし。記紀にも、「一たびは怒りて弓に矢つがひたまひつれど、事分りて後、共に狩りし給ひきとあればなり。天皇は勇猛にこそおはしつれ。一たび疑ひ解けし後までも、怒なのこす天皇にはあらざりしなり」又神武の御世以後は、神がよりも變また人により給ふのみなるに、現身にて現はれ給ひしは、此

の一言主神ばかり著しきはなし。蓋し雄略天皇は勇猛にましまして、負けじ強き御方なれば、其を戒めんとてやあらはれましけむ。御問答のさまなど、互に負けじとしたまひたるさまにて、疑ひしるべし。いかで疑ひまつることかあるべき

第四節 豊受宮の御鎮座

雄略天皇の二十二年七月、天照大神の御諭神により、豊受大神を丹波國比治の眞奈井原より、伊勢國渡會の山田原に遷しまつれり。今の豊受宮これなり。爾來朝廷の崇祀、殆んど大神宮に均しく終には二所大神宮、又内宮外宮と並べ申せり。豊受大神は御食津神にますことは申すも更なり。しかるにむかし内外宮の争ありて、祭神の御上にも、いろくおしはかり申し、ことあり。そは本居宣長翁の「さき竹の辨を見てしるべきなり」

第五節 外蕃に關する神祇

雄略天皇の二十年、百濟國高麗に攻めなやまされて、將に滅びんとするを、神祇伯に卜は

しめ給ふに、御卜にあらはれたるは、建國の神を齋ひまつりて往き救は、國家必ず泰平ならんぞ見えたる。よりにてそのごとくにしたまひしに、百濟しばし寧かりき、然るに爾後奉祀を怠りしかば、騷亂しきりに起り、遂に欽明の御代に百濟國王聖明殺されて、其の國もやぶれて亡びたりき。

建國神とはいづれの神か、卜部の釋紀には、大名持命なりといひ、谷川の紀通證には素盞雄命なりといへり。蓋し三韓に由縁深きは後説やよろしからむ。あはれ彼をして我が神を祭らしめられたる雄略の御計らひ、まことに畏き事なりけり。唯々此の事永く行はれず、神功以來の國權擴張の宿策遂に挫折せるこそ口惜しけれ。

顯宗天皇の三年二月、阿閉臣事代を任那國に遣されしとき、月神人にかゝりて曰はく、「我が祖高皇產靈尊は天地を鎔造し給ひし功績あり、宜しく民地を獻れ。吾は月神なり」と。事代京に還り奏して、即ち歌荒樺田の地を奉り、壹岐縣主の祖押見宿禰をして祀らしむ。同年四月、天照大神また人にかゝりてのたまはく、「磐余の地を我が祖高皇產靈尊に奉れ」と。よりにて神託のまゝに田十四町を奉り、對馬下縣直をして祀らしめたり。

此の事については、吾が友宮地殿夫氏の説ありて、最も詳らかなり。

曰く高皇產靈尊を、天地鎔造の神といへるは、之れを始めとす。又山城國葛野郡に、高皇產

神社(歌荒樺田の地)あり。大和國十市郡に同社あり。磐余の地(山城國乙訓郡羽束)に同社あり。壹岐國にも對馬國にも同社あり。蓋し此の時に祭られたるにやあらむ。

又舒明天皇の四年十月、唐使高表仁の來朝せし時、難波館にて神酒を賜へり。其の後延喜の制は、新羅人の參朝には、生田の神酒を敏賣の崎にて、住道の神酒を難波館にて賜ふことに定められたりき。

第六節 神祇に祈りて繼體天皇は皇子を得皇極

天皇は雨を得たまふ

繼體天皇御即位の元年に、大伴大連金村奏し請ひて曰はく、「手白香皇女を立て、皇后とし、神祇を敬ひ祭りて、皇子を得むことを祈り、以て民望に答へむ」と。天皇其の請ひをいれて、手白香皇女を皇后とし、やがて一皇子を得たまひぬ。欽明天皇これなり。手白香皇女は仁賢の御子なり。又此の天皇にはこれより先、勾大兄皇子おはしつれど、嫡皇子ならねば皇儲に立てたまはぬものと見えたり。

皇極天皇は、佛法渡來後御位に即かせ給ひしかど、猶は古道を尊崇し給へり。其の元年六月、大に早せしかば、僧を聚め佛に祈禱せしも、其の驗なし。蘇我蝦夷(馬子)たり手づから香

を焼き祈れるも更にかひなし。是に於て天皇南淵河ナノツミカハ南淵村ナノツミムラの河カハ郡ノに幸して、天地四方神祇を拜し雨を乞ひ給ひしに、忽ち雷鳴り大に雨ふること五日、五穀豊熟せり。依りて百姓大に喜びて至徳天皇と稱へまつりき。

第七節 佛教の渡來及び蘇我、物部、中臣三氏の衝

突

欽明天皇の十三年、百濟王聖明、佛像經論等を奉れり。是れ我が邦に佛教の渡來せし始めなり。されば天皇は禮すべきかいかにと群臣に問はせたまへるに、蘇我稻目は「西蕃諸國の禮拜するものなれば、我が邦のみ背くべきにあらじ」と奏し、物部尾與中臣鎌子等は「我が邦は常に天神地祇八百萬神を祭るを専とせり。いかで蕃神を祭るべき」と反對しまつれり。よりにて天皇は佛像を稻目に賜ひてうの心に任せられぬ。よりにて稻目はおのが向原の邸を捨て、寺とし、ひとり歸依せり。しかるに其の後疫癘大に起りしかば、尾與鎌子等「佛をいゝは我が神祇の好ませ給はざるところなれば、災害至れるなり。佛をすてたまはずは慶福至らじ」と奏せしかば、遂に寺を焼き佛像を難波の堀江ホリエに棄てにき。紀かくても風雨順ならず、百姓憂苦するを以て卜はしめられしに、加茂大神の祟なりといへり。茲

に於て四月祭らしめられしに五穀豊熟し天下平かなりき。これ加茂祭の濫觴とす。本朝月令

るも、神佛の爭論は、遂に物部、中臣と蘇我との衝突となり、幾多の波瀾を惹き起しぬ。蓋し神佛兩主義の外に、當時の豪族たる物蘇兩氏が政權の爭奪を加味せり。物部氏は宇麻志麻治命の裔にして、神武以來兵馬の權を握り、國家の干城を以て自任せり。隨ひて吾が天神地祇を崇敬し、外教の輸入を喜ばざるは最もなり。又中臣氏は天兒屋命アメノコヤノミコの裔にして、天照大神の詔命を受け、世々神祇に奉仕する一族たり。鎌子が佛教を排斥したるは勿論の事なるべし。之に反して蘇我氏は武内宿禰の裔にして、一族繁榮せるのみならず、三韓に縁故深く、應神天皇が儒教を尊崇したまひし例に倣ひ、佛教を歡迎せむとす。蓋し三韓の事情に精通するだけ、それだけ、佛法の有りがたみを知れるものから、一は佛法の力を以て、物部、中臣二氏を抑制せんとしたりしもの、如し。是れ神佛の爭論は、益、火の手を盛にせし所以なり。

蘇我氏の崇佛は、稻目の子馬子に至りて益甚しく、禮拜至らざるところなかりき。しかるに敏達天皇の十四年、また疾疫大に行はれ、人民死するもの多かりしかば、尾與の子物部守屋、中臣、勝海等、天皇に奏して佛像を棄て佛寺を壞たしめたり。用明天皇位に即き給ふ

に及び、神道を尊びたまへど、又佛法をも信じ給へり。二年四月新嘗ニニタケきこし召し、日より病に罹らせ給ひしかば、佛に祈らむと群臣に問はせ給ひしに、守屋勝海は國神を除きては他神を敬し給ふべからずと申し、かゞ馬子は、叡慮のまゝに祈らせ給へと奏し、僧を引き具して、内裏に入り御病をいのりしより、兩者の間益、感情を害しぬ。崇峻天皇の御代にいたり、馬子外戚の權を專にし、穴穗部、宅部二皇子を殺し奉り、厩戸皇子と相謀りて、守屋勝海を滅し、遂に畏くも天皇を弑し奉るに至れり。此の第二の衝突は遂に禮佛の徒勝を制し、敬神の族敗れしより、佛教の勢方は益、熾んに、神祇の大道は大に衰頽するに至りしこそ是非なけれ

推古天皇位に即かせられてよりは、開國以來始めての女帝におはしませば、まづ厩戸皇子を立てて皇太子とし給ひ、萬機を總攬せしめられき。されば世は皇太子と蘇我馬子とがおもふまゝにして、佛法興隆の事いたらざるることなかりき。即ち元年に四天王寺を難波の荒陵アラカに造營し、守屋の田地を沒收して寺に寄附し、三年に皇太子に詔し、蕃僧と佛經を御前に講論せしめ、四年に法興寺後元興寺を建立し、十二年に佛法と政治とを調和したる憲法を制定せられ、十三年に銅鑪ドウロの丈六の佛像各、一つを造らしめられ、其の他法隆寺、中宮寺、蜂岡寺等寺數四十六所、僧尼一千三百八十餘人に達し、盛んに佛法を普及せしめられき

められき

しかるに其の反動として起れる神祇の怒りと民心の疑惑とを慰められんとにやありけむ。十五年二月に、神祇崇敬の詔を發し給へり。其の詔に曰はく、朕聞く昔皇祖天皇等の代をしろしめすや、厚く神祇を敬ひ山川を祭りて陰陽を調和せり。今朕が世に方りて神祇を祭祀することを怠るべけんや、群臣心を盡して神祇を敬ひ祭るべしとて、皇太子大臣百寮を率ゐて、神祇を祭られたりき。これより數年間、史に禮佛の事見えざるは、皇太子及び蘇我氏等を警められたるにやあらむ

推古の二十九年に、厩戸太子薨去し給ひ、三十四年に馬子もまた逝けり。其の子蝦夷代りて大臣となり、推古天皇の崩御せらるゝや、舒明天皇を擁立し、其の崩後皇后實皇女即ち皇極天皇を擁立し、我が子入鹿をして大臣の事を行はしめ、僭逆日々甚し。又山背大兄王を襲ひ殺し、蘇我氏の罪惡漸く貫盈し、神人どもに憤ること深し。是に於て中大兄皇子は中臣鎌足と謀り、遂に三韓の使節來朝の口、入鹿を大極殿に誅し、孝德天皇を擁立し給へり。かくて蘇我氏滅び佛法の興隆一たび頓挫を來せり

按ずるに、佛法の採否につきて、兩派の重なる人々は左の如し

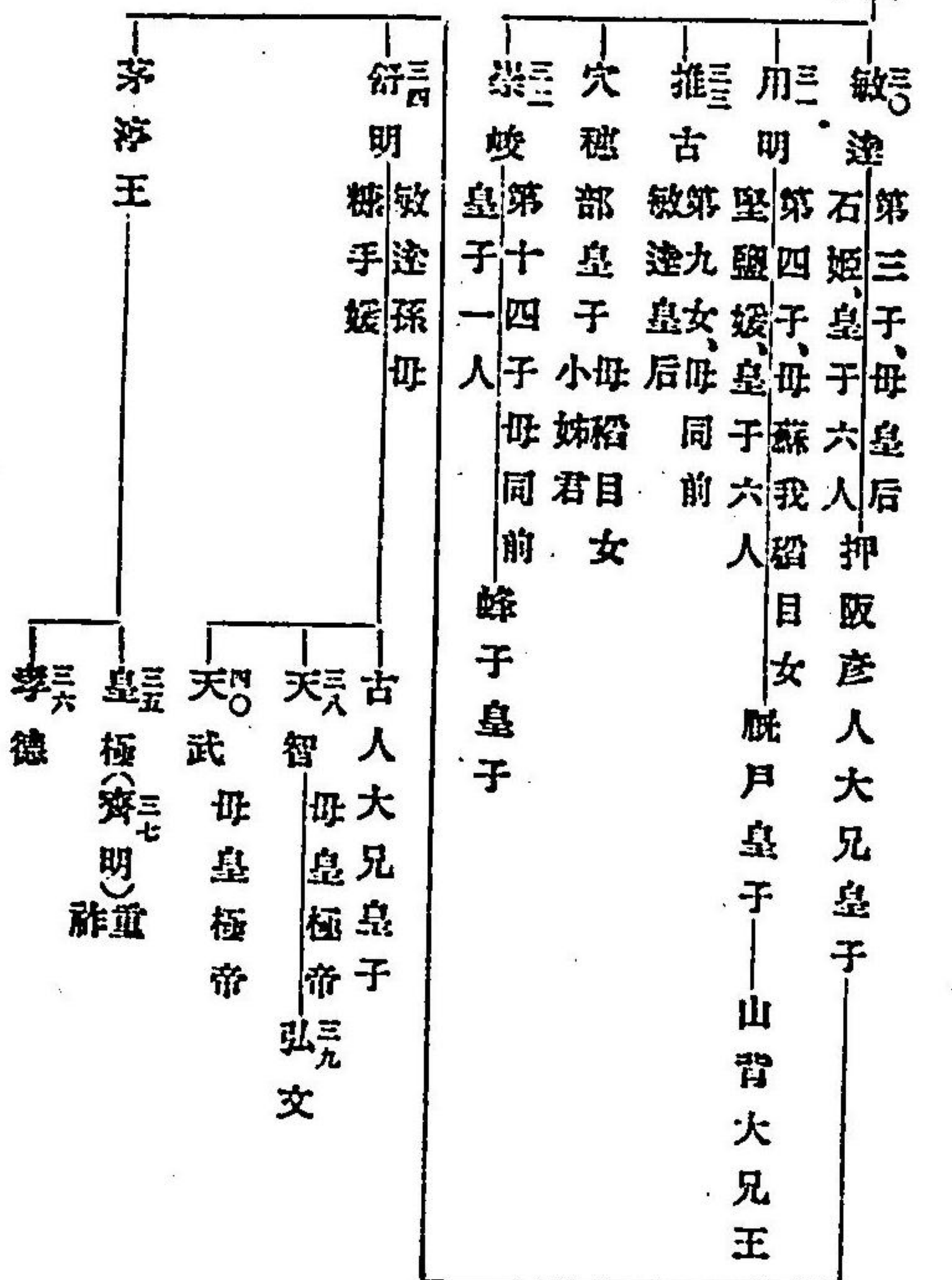
用明天皇 — 大 臣 大 臣 — 厩戸皇子
蘇我稻目 — 馬子 — 蝦夷 — 入鹿

敏達天皇 — 大連
物部尾與 — 守屋

中臣鎌子 — 勝海 — 鎌足

又皇統及び蘇我氏の關係は左の如し

第二十九代
○欽 明 皇 子 十六人



さて欽明天皇は、稻目にのみ、崇信すること許され、信じ給はざる代りに、また強ひて惡ませ給ふことなく、兩派の志を成さしめ給へり。されど蘇我氏は大臣の權勢を以て、之を崇信せしより、佛法は漸く勢力を増加し來れり。しかるに敏達天皇は佛を好ませ給はず。殊に物部、中臣の二氏之を輔佐するあり。流石の蘇我氏も手を出すこと能はざるのみならず。疫癘行はれしつゝ、物部、中臣兩氏は、佛法の禮拜より、神の怒りに觸れたるものと上奏して佛像佛寺を破却せしめ、一たびは排佛黨の勝利に歸しぬ。しかるに敏達天皇は正嫡にして、皇子も六人までおはせしなむ。あきて、其の崩後用明天皇は、皇弟の身を以て御位に即かせ給へり。而して用明は蘇我氏の出なれば、同氏の權力増加すること共に、佛法の隆興もまた形勢一變するに至れり。況んや用明は佛を信じ給ふこと深かりしに於てをや

用明の崩御後、皇位の争ひは、蘇我物部兩氏の戦ひとなり、遂に物部、守屋は敗死し、蘇我、馬子は、厩戸皇子と共に、勝軍の事を佛の功德に歸し、益々、禮佛の念を深くせり。さて崇峻天皇は蘇我氏の出なるを以て擁立せられて、御位につかせ給ひぬ。されど其の蘇我の事横に堪へかれて、馬子を疎みたまひしかば、却て弑逆の禍を招きたまひぬ。是に於てか厩戸皇子立ち給ふべくして、立ち給はず。推古天皇を擁立し、御躬は皇太子として、あらゆる禮佛の事を興し給へり。されば用明御父子及び蘇我父子の力によりて、佛法は千載動かすべからざる根基を固めたり。かく佛法の輸入を奨励したる蘇我氏は實に我が邦の歴史に拭ふべからざる汗點を止めたり。さて佛法の輸入に就いて、蘇我氏の處置に許しがたき罪惡數項あり。天地に容られざる弑逆の大罪を犯したる、これ其の罪一つなり。遂に厩輪王の弑逆ありきといへども、それはいまだ小兒の業といひ、かつは父を殺されたる恨みななり。事情恕すべきものあり。しかるに馬子は、東漢駒として弑逆を行はしめ、其の駒を誅して罪を免れむとす。同じ志の厩戸皇子すら、蘇我氏の逆名、千

載雪ぐべからずと歎かせ給へり。次に我が邦に前例なき女帝を擁立し、皇位の繼承を弄びたる、これ其の罪二つなり。馬子は穴穗部宅部二皇子を殺し、入鹿は山背大兄王を襲ひ殺しまつりしは、これ其の罪三つなり。第宅は宮城に擬し、墳墓は帝陵に倣ひ、遂に非望を窺奪せる、これ其の罪四つなり。佛寺建立、國內軋轢の爲に府庫空乏し、人民困弊し、新羅外征の士氣萎靡して、神功以來の任那を失ふべき頽勢を養成せり。これ其の罪五つなり。此の五大罪ある上に、國教に戾り、國體に違へる佛法を渴仰して、帝國尙武の氣風を消却し、神祇崇敬の大禮を破壊し、佛者横行の端緒を開けり。是れ實に蘇我氏の罪惡なり。遂に一族誅戮の恥を史上に存す。亦宜なるかな。本居宣長翁の玉鉦百首に歌あり。以て此の文を結ばむ

小管よし蘇我の馬子は天地のそこひの浦にあまる罪人
くなたぶれ馬子が罪をきたためすてさかしら人のせしは何わざ
馬子らが草むすがばれえてりがもきりてはふりて恥見せました

第四章 中古の神儒佛調和

孝徳天皇の大化の改新より、光仁天皇即ち平安朝の前まで、凡そ百三十年間

第一節 總論

神道は能く儒佛を包容し共に一致調和せしむ

此の時代に於ける變遷は第一期を唐化主義の大化の改新とし、第二期を神儒合同の大寶制度とし、第三期を神佛混同の聖武孝謙兩朝とす。この三期を通すれば、三者互に混同調和して、殆んど其の區別なきはごになりぬるなり。見よ大化の改新を、元敬神に志深かるべき筈の中大兄皇子藤原鎌足が主として局に當れる改革に、却て蘇我氏の建議によりてまづ神祇を敬祭したれど、其の改革は隋唐の模造にすぎざりしなり。而して其の極や、壬申の亂れとなり、天武の熱心なる敬神は、大化以來の通弊を救はせ給ひ、大寶の令に至りて始めて神儒調和して、善美の制度を成したりき。然るに此の間に潜めりし佛者は、幾多の傑僧並び起り、追々に朝廷に近接し來りて勢力を増張したりき。蓋し佛者の勢力を得たるは、一つは大化の改革に部族政治の破れたるより各種の人々はおのおの佛門に入り一致協力して大に佛敎の普及に力を盡せること、一つは佛の立派なる伽藍光りかゝりや、佛像を飾り立て、かつ説くに現世に福を與へ來世に幸を得さすといふを以てせるなり。神儒よりも今一步ありがたみあれば、當時の人心遂に佛の巧妙なるに趨るやうになれるなり。聖武孝謙兩朝の如き實に其の極に達せるなり。わきて孝謙は女帝におはしませば、惑はせ給ふことも一方ならざりしなり。皇位を譲らんとおの思召も、女性にて譲るべき御子なく、我が連綿たる皇統をも惜しげなく佛に寄附せむとの御心にはな

りしなるべし。これ宗教と政治と混同したる弊害にて、佛者が國體を傷けたることの甚しきものなり。然れども我が國家は外國の事物を採用するは、開國以來の國是なり。といへども、國體を損ひ、國風を破りて、其の外物を容れんは、神もゆるさせ給はざるなり。乃ち光仁天皇は孝謙の後を受けて、匡救し給ひしは、つのりて、また本にかへる神の御心なるべし。

第二節 大化の改新に就いての神祭

孝徳天皇の位に即かせ給ふや、先づ大臣大連を廢して、左右大臣内臣を置き、從來の國造縣主をもやめて、國司郡司を置き、其の他班田收授の制を定め、租庸調の法を布かるゝ等、古來の制度を一變せられたり。之れを大化の改新といふ。これより先、大化元年七月詔し給はく、天下の民をして喜びて仕へ奉らしむる道はいかにと問はせ給ひしかば、蘇我石川麿答へまつらくは、まづ神祇を齋き祭りて、後に政事を議したまへと奏せしかば、其の建議を容れさせ給ひて、使を尾張美濃に遣して、供神の幣帛を獻らしめ給ひ、翌二年群卿大夫及び臣連、國造伴造等に詔したまはく、皇祖歷世卿等の祖考と共に天下を治め給へり。朕もまた神祇の守護によりて、卿等と共に天下を治めむと告げさせたまひ、三年又詔

して曰はく、惟神も我が皇子知し食すべしとことよざし給へり。是を以て天地の初めより、君とます國なり。かれ今惟神も治むべき世態なりとあり。されば大化の改新も天つ神の御任のまゝに、時の宜しきにしたがひて、改革はしたまひけむ。されど史にはなほ、天皇佛を尙び儒を好みて、神道を輕んじ給へりと傳へたるこそ口惜しけれ。

按ずるに此の改新は神佛を調和したる始めなり。蓋し此の改新は中大兄皇子、藤原鎌足の力なり。而して皇子は神祇を敬ひ佛を斥け給ひし敏達の御末なり。鎌足もまた物部氏と共に佛を斥けたる中臣氏の一族なり。而して鎌足は儒の道を南淵氏に學び、長子定慧をば佛門に入れ、唐に遣はせり。故に蘇我氏を誅したる行き、よりいはず、然るに、佛を斥けて、神祇を崇敬すべし、等なり。然るに、さばなく、政治を改革するに、隋唐の制をとりて、儒道により、佛教をも斥けずして、却て興隆の事をはかるは、時の趨勢のやむを得ざればなり。なほ明治の維新に於ける尊王攘夷の説は、遂に幕府を倒しぬ。いに於て、尊王攘夷の説は、實行せらるべくして、攘夷の説は、却て開國親和の國是となりぬ。るに於て、符節を合せたるがごとし。かゝる大勢は如何なる政治家も動かし能はざるものなるべし。而して大化の改新に先づ神祇を祭るべしとの説、中臣氏に起らずして、却て蘇我馬子の孫石川麿によりて唱へられたるも、不思議なり。されど蘇我氏の禮佛の事、神祇の反對によりて如何に苦しみたるか、苦しみたるだけ、神祇の畏さるべきことを知り、石川麿はまづ神祇祭祀の事を憂へたるに、なれば、之をあらむに、神佛調和の端なりとす。

第三節 朝倉の神崇、征韓の中止

齊明天皇四年以來、屢阿部臣比邇夫をして蝦夷を征せられ、五年三月幣帛を蝦夷の神に捧げ、政所を後方羊蹄におきて、皇威大に奮ひ、なほ進んで六年三月舟師を率ゐる肅慎江流を伐たしめ、凱旋俘虜を獻せり。

しかるに此の時新羅は唐の後援を待み、百濟を滅せり。遣臣恢復を圖りて援を我に請ふ。是に於て六年十月天皇難波宮に行幸し、軍器を簡閲し、船艦を造らしめ、七年正月親しく舟師を率ゐる筑紫に赴き、三月磐瀬行宮に、五月初倉の橋、廣庭宮に駐まり給へり。しかるに行宮を造るをり、朝倉の社の樹木を伐りて、造宮の材とせられしかば、神の祟りやありけむ。災害しきりに至り、近侍の臣死するもの多く、遂に天皇も行宮に崩御し給ひぬ。御壽六十八。皇太子中大兄皇子梓宮を奉じて難波に歸り給へり。これより三韓の地全く我が手を離れて關係を絶つに至れり。

神功皇后以來の政策は、齊明の崩御に及びて全く挫折せり。隨ひて我は退いて筑紫の防

備を嚴にするに至れり。蓋し新羅は新興の唐を後援とし、われは佛の輸入以來、蘇我物部の争ひ等、國內の紛擾に疲れて遂に退嬰することの已むを得ざりしこそ口惜しけれ。あはれ神功の征韓や、神祐ならびに至り、齊明の征新や、神崇しきりに起る。女性の神功を以て空前の大業を始め、女性の齊明を以て事をやぶり、千古の恨を殘せり。此の征新の事を達せざりしは、勢の致すところとはいへ、佛備の跋扈我が尙武の英氣を挫きたるもの多きに由れるは、歎きてもなほあvariあることなり。されば齊明、天皇中大兄皇子は内政に於てこそ成功し給ひつれ、外征に於ては全く失敗し給ひしなり。近江朝廷中興の名は善美なるも、國運の發達に就いては退嬰の咎免かれ給ふまじきなり。

第四節 壬申の變に於ける神祇の威靈

天武天皇は天資勇武にして、教く神祇を崇敬し給へり。されば彼の壬申の戦ひに、近江朝廷の軍を破りて勝を制せられしは、全く天皇の勇武を神祇の冥助し給ひしによれるなり。そは天皇伊勢國朝明郡にいたりませる時、天照大神を遙拜し給ひしかば、兵士おのづから聚まり、美濃國野上の行在所にて、神祇に誓ひて雷雨をやましめ、金網井に陣し給ひし時の神憑りは、神武天皇の陵に兵器馬匹を奉れ、又吾は皇孫たる天皇の前後に立ち

て不破に送り、還りて官軍の中に立ちて守りなんと申させ給へり。又西路より敵軍至らむ慎めどぞ教へ給ひける。よりにて使を遣はして陵を祀り給ひぬ。又高市、身武狭の二社を祀らしめらる。又村屋の神も我か社中の道より敵軍いたらむ其の路を防げと教へ給ひしが、果して神誨の如くなりきか、る神誨の下に、天皇の御軍は遂に勝利を得てめでたしく即位せしむしけり。されば即位の後、報賽のため、或は對馬より貢せし銀を神祇に奉り、或は諸社の破損を修理せしめ、高市、身武狭、村屋、三神に品位を進らせ、神宮造の年限を二十年と定め、永例とし、廣田、龍田の祭典を恒例とせられぬ。又五年八月に、天下に詔して、大祓を行はしめ、國司、郡司及び一般の人民をして、祓物を出さしめて、其の用に充てしめらる。九月、神官神祇の奏によりて、由紀、寸紀の國郡を卜定せられ、幣帛を相嘗、新嘗の諸神に獻り、十一月に新嘗祭を行ひ給へりき。相嘗の名及び新嘗に國郡を卜定せられしもこれを始めとす。

又天智の七年に、新羅の僧道行が、熱田の神劍を盗み本國に逃げ歸らむとして、風雨晦冥にあひ船す、ます難波津に漂著せしを捕へて斬に處し、神劍をば宮中に納めおかれしを、朱鳥元年五月、天皇の御病は神劍の祟りなりといふ卜あるを以て、尾張國熱田神宮に

返し給ひき

按ずるに、天智天皇と天武天皇とは同じ腹の御兄弟におはしつれど、御心も御爲も大に變らせ給へりき。天智は文を好ませ給ひ、天武は武を尙び給へり。天智は儒を崇め、天武は神を敬ひ給へり。天智は唐化主義を以て、大化以後の革新をせられ、近江朝廷の律令は隋唐の制を採られぬ。天武は保守主義にて、御政治のありさま大かたは典例古實を重んぜられたり。主申の亂れば兄弟の御不和より出でたり。唐化主義の人心に厭かれたるを國粹保守と相抗したるを知るべく、大友天皇の敗れたまひしは、唐化主義の人心に厭かれたるを知るに足らむ。しかしこれも一の波瀾にして、文物の東漸は、當時の勢抑止しがたく、遂に文武の朝にいたり、兩者相合して大成するに及べりき。而して、天智と天武との御争ひは強ひていは、神儒の衝突さやいはむ。

又按、熱田の神劍を盗み去らむとせる妖僧の所業こそ腹たゞしけれ。さはいへど之れを見ても新羅が我を窺ひ、畏くも神器を手にいれむとせしことの横暴なるを知るべし。とかるに、天智天皇は僅かに其の妖僧を誅したるのみにて、問罪の軍をだもさしむけ給はざりし。いはひ甲斐なよ。又天智の七年より二十年間、宮中に留めおかれしことに就いて、伴信友は「先熱田の宮に還されしか、國に凶事のありつれば、草薙神劍の威靈を以て、其の災を攘はんと宮中に迎へられしに、轉た凶事のありつれば、草薙神劍の威靈を以て、更に奉還せられたりけむさいへり。此の説最もなるやうにはあれど、そのれは然らすともふなり。抑、天智は神に御心を寄せ給ふこと深からざりしかば、神劍の威靈をいかにへりみたまはす。其のまま宮中に收められて、奉還の式は、た善後の事をも定め給はざりしにやあらむ。これらまた近江朝廷の永からざる原因にはあ

第五節 大寶制度の神祇

文武天皇四年六月、藤原不比等等に詔して、律令を撰定せしめ給ひ、大寶元年八月成り、三年十月天下に頒ち給へり、其の官制は神祇太政の二官及び八省百官を設け、神祇官を以て、神祇に關する一切の事を掌らしめ、太政官を以て、天下の大政を統轄せしめ、官中に三局を設けて、八省其の他の官衛を分掌せしめられたり、神祇官には、伯大副、小副、大祐、小祐、大史、少史、神部、卜部等の職員をおきて、官中の事務を掌らしめ、又太宰府には主神一人をおきて、九州二島の祭祀を掌らしめ、諸國は守、介をして各、其の國中の神社を管理せしむ、又神祇令を制して、天神地祇は神祇官の常典によりて祭ること、大嘗會のこと、散齋致齋のこと、大中小祀のこと、神戶の事等を規定せられぬ、抑、上古より神祇に關する事務は、普通の政務よりも重んぜられたり、そは神八井耳命が皇弟綏靖天皇の御爲に忌人となりて、神祇を典り給ひ、記開化天皇は皇居率川宮の良の方に神祇官八神殿を造立し給ひ、元要記垂仁天皇は其の二十五年二月武尊名川別阿部臣彦

國尊和珥大鹿島中臣十千根物部武日大伴等の諸名族に詔して、人民富足し天下太平なれば神祇官を置くことを議せしめて大鹿島を祭主とせられき、これ神祇伯なり、公卿補任職官抄欽明天皇の十六年新羅が百濟を滅さんとするや、天皇は神祇伯に命じて敬つて策を神祇に受けたまひ、紀皇極天皇は中臣鎌足藤原を以て神祇伯にせんとし給ひしに、鎌足は蘇我氏を滅さんの志ありければ、固辭して就かざりき、紀孝德天皇に至り、齋部作賀斯を神官頭神祇とし、王族宮内禮儀婚姻卜筮等の事を掌らしめ給へり、古語拾遺されば元正天皇六年六月始めて神祇官をおくといへるは、抄絶えたるを興させ給へるなるべし、かつや其の官衛も神祇官といひ、又は神官といひ一定したるにあらざりしを、大寶の令に於て明らかに定め給へるなり、而して神祇官を太政官の上におかれしは、
 神祇者、是人主之所重、臣下之所尊、祈福祥求永貞、无所不歸、神祇之德、故以神祇官爲百官之首、令集解釋
 以神祇官置諸官之上、是神國之風儀、重天神地祇故也、職原
 といへるにて明らかなり、こは神祇官のみならず太宰府の主神は其の位正七位下相當なれども、神祇に仕ふるを以て、帥の上に位したりき、されば大寶の制度がいかに神祇の事に注意せられたるかを知るべきなり

按ずるに、祭政一致の上古にありては、祭祀即ち政治、政治即ち祭祀なりければ固より區別ありしにあらざり、主として仕へしは、中臣齋部の兩氏なり。乃ち神武の朝に於ける天孫命、中臣天孫命、齋部垂仁の御代に於ける大鹿島命、中臣孝徳の御代に於ける作賀斯齋部の如き是れなり。然るに孝徳天皇の大化の革新は、儒を主とし、唐化主義なりしは、神祇の事はあまりに顧みられず、齋部作賀斯が神官として仕へたる職務位にやすぎざりけむ。されば近江令はいま其の全體を見るよしなけれ、周禮に所謂大宗伯使帥其屬而掌三邦禮以佐王和邦國と、唐の大常寺（卿一人云、掌禮樂郊廟社稷之事）の制を移されたる者なりしなるべし。然るに文武天皇は文武の御孫にして、國風を重んじ給へるは、申すまでもあらじ。また大寶令の編纂に預りし藤原不比等は、鎌足の子にして、大化以後改革の主義を守りしなるべし。則ち保守主義の朝廷に唐化主義の不比等あり、兩者相合して大寶の律令となり、こゝに全く神佛相調和するに至りしものなるべし。また佛教は蘇我氏の衰亡と共に一時は力を朝廷の上に伸ぶること能はず、大寶の僧尼令のごとき、やゝ東の趣見ゆるにても知るべきなり。なほ免れ、神祇官を太政官の上におかれ、國體の基く所を明らかにせられたる大寶令は、流石に不文の國制を明定せられたる寶典と附ふべきなり。

第六節 修史の美舉

元明天皇和銅五年正月古事記成り、其の後八年即ち元正天皇の養老五年日本書紀成る、前者は元明天皇が舊辭の誤り忤へるを惜み、先紀の謬り錯たるを正さんと、大安萬侶に勅して稗田阿禮が天武天皇の口授し給ひしを諳誦せるを、を撰録せしめられし也、和銅四年九月十八日に勅を受け、正月二十八日に上奏したるを見れば、稗田阿禮の誦するまゝを速記したること明らかし。後者は舍人親王及び安萬侶等に勅して撰定せしめ給へるなり。是より先推古の朝に聖徳太子、蘇我馬子等天皇記臣連等の本紀を録したれど、世に傳はらず。天武の御代に川島皇子等十二人におはせて、帝紀及び上古の諸事を記さしめられざり、あれど、それもまた傳はらず。古事記、日本書紀のみ傳はりて、神祇の根元、國家の草創、皇統の尊嚴、赫々として萬古に傳はる。貴くかつ、畏くもあはかな。これもまた神の御計らひにやあらんかし。

聖徳太子の憲法十七箇條を撰定し給ふや、専ら佛を主とし、政治の根本とし給ひ、一語も神祇の事に及ぶなしか、御心を以て撰定し給ひけむ。天皇記及び氏々並びに公民本紀のいかなるものなりしか、天武天皇が諸家の賚る帝紀及び本辭の正實に違ひ、多く虚偽を加ふと歎かせ給へりしは、是れなるべし。されば、其の記録の後代に傳はらぬは、蓋し神意ならん。さて天武天皇が右には佛法の國史を纂すを歎かせられ、左には儒教の國體

に背くを痛ませられ、おんみづから稗田阿禮に勅語し給ひけむ、其の勅語の古事記となりて今日に傳ふるは、いかに貴きことなるぞ。本居翁が一生を古事記の講明に力を盡され神祇の根元、國體の基礎を明らかにせられたるも宜なりかし。斯道の深奥なる、國語の靈妙なる、國史の正實なる、國風の有爲活潑にして誠實忍耐なること等皆古事記に於て見ることを得、日本紀は古事記が當時の漢意あるものをして満足せしむること能はざるを以て、更に撰定せられたるものなれど能く諸説を網羅し、更に私意を交へたる跡なし。これまた無上の良史たり、後代併せ稱して神典といひ、記紀二典といふ宜べなるかな。此の二典に精通せば正閏論の如き決して今更論議すべきものにあらざるを知らん。そのこれあるは古典に明らかならざるより起れる現代學者の過失なり。

第七節 神宮寺建立及び社僧

元正天皇の靈龜元年、藤原武智麿氣比大神の爲に神宮寺を建立せり。そは異様の人ありて夢に武智麿にをしへけらく、宿業によりて久しく神となりつれど、佛道に歸依し福業を修行せむとありしかば、さてこそ神宮寺を建てたるなれ。藤原家傳氣比大神は越前氣比神社にして、曩には應神天皇に名換の禮代を捧げし神なり。宇佐八幡宮聖武の天平十年建立彌勒寺

鹿島神宮神德の天平時寶加茂神社石清水八幡等を始めとし、皆神宮寺を建立し、神にも佛號を稱へ、八幡大菩薩オホアラヒミコノササキ大洗磯崎藥師菩薩オホアラヒミコノササキ香椎聖母大菩薩等と申したり。

神宮寺は神社に屬せる寺院の義にて、神宮院とも宮寺ともいへり。どころによりては神願寺、神護寺、神供寺ともいへり。多くは神社の境内に建立せり。稀には遠隔の地に設けられしもあり。中には舊來の寺院を充てたり。仁明の御頃より常住僧をおきて、度縁戒牒一に國分寺に準じ、正税を以て寺料に充てらるゝにいたれり。宮寺にある僧を社僧といひ、又宮僧、供僧、神僧など稱し、佛事を修し、傍ら神に仕ふるなり。其の中にて最も古きを別當といひ、檢校、座主、院主、勾當、專當、御殿司、入寺、執行の官職あり。また學頭、執當、執事、脇堂等ありき。是に於てか神佛全く混淆するに至れり。

第八節 東大寺の建立及び本地垂跡説

聖武天皇は僧行基ギョウキ大和和僧を尊信し給ひ、其のいふ所は、大方いれさせ給ひぬ。されば行基は東大寺を建立せんことを奏し請ひしかど、天平八年に國毎に國分寺をおかれぬる上になほまた東大寺の大伽藍を建立し、金銅盧舍那佛を造らむことは、神の御怒をや招かんと容易くゆるさせ給はざりき。是に於て行基は奏すらく、天日は則ち大日如來、本地は

盧舍那佛垂跡は天照大神なり。されば東大寺の建立は天照大神の御心なりとの神託(夢)に教へたまへり(ぞ)と奏しけり。依て天皇は橘諸兄(キキノノリ)を伊勢大神宮に遣され、遂に東大寺を作らしめられ、天平感寶二年四月天皇は皇后太子以下群臣を率ゐて東大寺に行幸し、盧舍那佛像を拜し給ひ、三寶の奴ぞと詔らせ給ひぬ。また宇佐八幡を東大寺の守護神とし、神佛混淆の端を開きたりき。

按ずるに、佛入後茲に殆んど二百年一たび蘇我氏はた厩戸皇子の手をかりて傳播せしより、蘇我倒れても、佛法の普及は甚しかりしかど、如何にせむ、近江朝廷は儒教によられ、大寶の令は神儒一致の勢をなしたれば、佛は二者の外にれかれたる趣あり、そは厩戸皇子の憲法は佛教と政治とを混和せしめられたれど、敬神の熱情に常に佛教の傳播を妨げられ、本意なくおもふも久しかりなるべし。是に於て藤原武智磨の口をかりて、まづ氣比の神宮寺を興し、尋いて神社毎に寺院を設け、東大寺の鎮守に宇佐八幡を招請し、寺毎に神社を造り、遂に神佛同體の説をなしぬ。之を創始するに行基、良辨等のあるあり、之を完成するに最澄、空海のあるあり、神佛一致の大成を遂げたるなり。世に之を神佛習合といふ。かゝる妄説を以て、維新前まで千年來の天地を支配するほどの力を養ひ得たるもまた盛なるかな。

第九節 八幡宮の名大に顯はる

聖武天皇の御代にいたりて、八幡宮の名大に顯はれき。是れより先欽明の御代、豐前國菱形池(ハシガタ)に現はれ、種々の神異あり、元明天皇和銅五年、應居瀬社(セノヘ)を建て齋ひ奉り、後に山田社に遷し祭りしを、神龜四年神宮を菱形山に造りて廣瀬八幡大社と稱し、まづつれり。是れ豐前國宇佐郡宇佐に坐す官幣大社宇佐神宮にして、譽田別尊(ウベノミコ)、比賣神(ヒメノカミ)、息長帶姫命(イセナガオビヒメノミコ)の三神を祭る。依て八幡三所大明神と稱せり。さてこれより屢、勅使を遣はして種々の祈禱を爲し、孝謙天皇の天平勝寶元年、東大寺に至らせられ、清和天皇貞觀二年、僧行教の請によりて、宇佐八幡宮を山城國男山に勸請し、男山八幡宮と稱し、今なほ官幣大社たり。後には伊勢神宮と並び稱して二所の宗廟と稱せり。爾來諸國に放生の池を設けて、毎年放生會を行ひ、其所に大神をいつきまつる。後冷泉の御時源賴義が男山八幡宮を、和模國鎌倉郡山比郷に勸請して、其の子義家の加冠を、其社頭に行ひ、八幡太郎と稱し、賴朝府を鎌倉に開くに及び、小林郷松岡の地に遷し、武士の氏神として崇敬し、日本國中到る處八幡宮あらざるところなきに至れり。

按ずるに、八幡宮と佛者とは、他の神祇と異なりて、其の創立の當時より、甚だ關係深きものあり、男山八幡宮のとき、東大寺勸請のとき、皆佛者の手に成れり。蓋し佛教は蘇我

氏の力によりて播衍し、蘇我氏は武内宿禰の裔なれば、應神天皇神功皇后を祭れる八幡宮を力に思ひまつり、また其の神靈も擁護を垂れさせ給ふにやあらむ、是れ兩者の關係おのづから他の神社と異なる所以ならむか

第十節 春日神社の創建

春日神社は大和國添上郡奈良の東春日山の麓に在りて、興福寺と境を接し、今猶ほ官幣大社たり。祭神は常陸鹿島の武甕槌神、下總香取の齋主神、河内の枚岡の天兒屋命及び比賣神を移し祀れるものなり。世々藤原氏の氏神として崇敬せしより、歴代行幸啓等ありし事も尠からず。藤原氏が攝政關白としての參詣奉幣の如き最も盛大を極めたり。其の創建は和銅二年奈良奠都の時なりともいひ、稱徳天皇の神護景雲二年ともいひ、詳らかならず。惟ふに聖武、孝謙の朝藤原氏が外戚の權漸く盛んなると共に、興福寺は東大寺が天照大神の垂跡といひ、宇佐八幡を守護神となすに倣ひて、當時の勢家たる藤原氏の氏神を勸請したるものならん。しかも河内の枚岡のみにては、世の歸依薄きを以て東國に勢力ある鹿島、香取兩神宮を移し來れるなるべし。殊に鹿島は崇神の朝以來中臣氏が世々奉仕したる關係よりそ

の氏神としてもち齋きしものならん。さて藤原氏の隆盛と共に都は山城の平安に移されても、春日神社の崇敬は日に月に隆盛を極め、伊勢神宮に比せんため、其齋王に擬して齋女を置き神輿、神木の入洛するや公私を威服せしめ、神使の鹿は鹿島より移り來りて大に繁殖し、今も猶ほ奈良の舊都の一偉觀たり。大神氏は大神大和神社を崇め、阿曇氏は住吉神社を敬ひ、物部氏は石上神宮を祭り、藤原氏は春日神社を尊ぶは、其祖先に對する至誠より出づるなり。春日神社の如きも其の創建は正確ならずといへども、隆盛を極むる所以の者は祖を敬ひ、遠きを追ふ至情より成れるなり。

第十一節 宇佐の神託及び和氣清麿の精忠

稱徳天皇僧道鏡を愛し、法王の位を授け、政を委ね給ひしかば、太宰主神習宜阿曾麻呂其の意を迎へむとて、八幡の神教なりといつはりて、道鏡に位を傳へ給はば、天下太平ならむと奏せり。天皇も其の御心はおはしながら、流石に皇位の禪讓のことなれば、思ほし惑ひて、和氣清麿に勅して、宇佐の神勅を請はしめらる。よりて清麿宇佐神宮に詣り神勅を請ひしに、大神忽然容を現はしたまひしは、其の丈三丈ばかりもやあらむ、色は満月のこ

とし清麿魂を消し度を失ひて仰ぎ見ること能はず時に大神託宣して曰はく我が國は天地の初めより君臣の分定まりて臣を君とすることなし天の日嗣は必ず皇胤を立つべし道鏡暴逆無道以て天位を望むは甚だ恐ろし早く之れを攘ひのけよ汝道鏡の怨を虞るゝ勿れ吾必ず汝を救はん」と告げ給へり清麿歸りて具さに其の狀を奏せしかば讓位のこと罷みぬしかるに道鏡は其の志を達し得て深く憤りて清麿の膈筋を絶ちて大隅國に流し途にて殺さんとしけるに雷雨晦暝俄に勅使來りて免かれぬされど膈筋たゞれ足蹇えて立つ能はねば輿に乗りて大隅國にいたる途すがら宇佐神宮を拜せんと、豊前國宇佐郡楳村にいたれるに野猪三百ばかり道の左右を護り前駆すること十里に六丁一ばかりにて山中に入りぬ視るもの皆驚きぬかくて清麿參拜の日より俄に足起ちぬ人々其の狀を見て神威を畏み忠節を感じぬさて清麿が使命を果して大功を樹てしを以て光仁の御代となりて優賞せられ後世まで宇佐の勅使は和氣氏を用ふこれを宇佐和氣使といふ

按するに太宰主神阿曾麿が八幡の神教なりと矯り申しも八幡宮は佛者と因縁淺からぬ神なれば偽り申せるにこそ阿曾麿が主神の司にありながらかゝる事を奏せし惡逆は申すまでもなけれど彼の行基が本地垂跡の妄言すら咎むるものなく御使にさゝ

れたる橘諸兄が伊勢大神宮の眞の神の御心をも伺ひ得ざりしより東大寺建立せられ宇佐神宮は其の鎮守とするにいたれるを見て阿曾麿はいつはり申しけむ其の心は惡むべけれど當時の勢は實に阿曾麿をしてかゝる妖言を吐かしむるも怪しむものなきはごになれるなりかつや皇位の事なればまづ天照大神の御心を問はせ給ふべき筈なり然るに稱徳の御心に伊勢に伺ひまつらんとこの事もおぼさゞりしなり上下かくまで頽廢せる際に御使に立つもの至誠の心あるものならねばまた橘諸兄が轍をや踏まむ幸に忠誠無二の清麿によりて皇統の恙なきを得たり八幡大神もまた此の清麿によりて眞の心を告げさせ給ひけむ若し此の使にしていひがひなきものならしめ阿曾麿の言葉を達せしむるにいたらば神も如何に其の冤に怒らせたまはむかし

第十二節 光仁天皇の神祇崇敬

光仁天皇は稱徳の御後を繼がせ給ふや厚く神祇を崇敬し祭祀の典を重んじ給へり寶龜七年四月詔したまはく神祇の祭祀は國家の大典なり然るに頃日諸國の神社損穢を修せず春秋の祭祀を怠るによりて嘉祥下らで災害現はる今後國司檢校して毎年其の狀を奏せよと諭し給ひ同年八月群臣に命じて諸社に幣帛を奉らしめ又祝部等神社の

損穢を致すものは、位記を返上せしめ職を免せむ」と同十一年姪祠を禁じ祭祀の典を肅清し給ひ、聖武孝謙兩朝禮佛のため、崇神の道紊れたるをや、古に復させられき。

本章を終ふるに臨みていさゝか一言せん。欲するは、藤原宮、奈良朝に於ける佛教の隆盛なり。試みに奈良の地に入りその博物館を見よ。館中展覽の國寶皆佛像佛具ならざるなし。著者は奈良の舊都には猶ほ神祇に関する微證あらんことを望みし効なく皆佛化せるを見て、當時の趨勢を默想し轉た感慨に堪へざりき。然れども此の如き日本の美術を創造せる佛者の功績の没すべからざるを共に、新興の佛者にはいかに英俊の多かりしかば想像しがたからざるなり。さばさりながら此の勢力ある佛者も朝廷を動かさし人民を誘ふには神祇を藉らざれば力を伸ぶること能はざりしことを思へば、佛者の爲すがまゝに任せたる神祇の威徳は能く佛者を容れて猶ほ綽々として餘力ありしに驚かざるを得ざりしなり。

第五章 中古の神佛混同

第一節 總論

桓武天皇平安の奠都以來、安徳天皇即ち鎌倉幕府の創立前まで、凡そ四百年間形式漸く整備して精神更に衰頹す。

大日本史の佛事志に論じて曰はく、僧行基の出づるに及び、神佛同體の意を創言し、最澄空海又傳會するに、本地垂迹の説を以てす。云はく、佛は本地なり、神は垂迹なり。必ず先づ此の佛ありて、後此の神ありと、明靈威嚴、嚴押潰すべからざる、神を以て怪誕詭譎、方物すべからざる、佛と爲し、神すら佛に役せられて至らぬ所なし。朝廷も佛法を尊崇し、其の爲す所を聽さる、民を誣ひ世を惑すこと、いに於て極まれり。それより朝儀祭典は佛事と相出入し、世法滅裂し、皇化陵夷せりと痛歎せり。それ佛法の人心を化導し、文明を輸入し、邊陲を開拓したる功績は没すべからず。然れども佛者が佛者自身に獨立すること能はず。妄誕無稽の説を以て強ひて神佛を同化し、神祇崇敬の誠情を奪つて、佛陀に歸依せしめ、徒らに形式のみを存して、神祇祭典の具とせり。故に平安朝に於ける神祇の祭典は形式のみありて、精神なし。されば大寶令は依然として存し、延喜の式は整然として、莊重を極むといへども、精神なれば、漸く衰頹するに至れるも宜なるかな。

然れども平安朝四百年間を通觀すれば、多少の變化なきにあらず。桓武の延暦より村上天曆迄は前期の遺風猶ほ存し、弘仁貞觀延喜の格式等制定せられ、崇敬祭祀の典、其の莊嚴なるを見る。之れを第一期とす。圓融以後朝廷は文弱の極に達し、院政行はれて政道

すたれ、僧徒と武士との争ひは百般の秩序を破壊し去り、神輿神木は僧徒にかつがれて、わづかに神威を保ち給ふ。朝廷崇敬の誠意なく、士民祭祀の本體を知らず、國家災變あれば、狼狽して神鬼の祟となし、俄かに息災の祈禱をなし、中には陰陽の説を加味し、方相の言を交へて、神祇崇敬の國體遂にすたれて、勅政の端を開く。これを第二期とす。之を概言すれば、神祇の尊嚴は國家の隆昌に依つて保たれる故に、國家衰頹すれば、神祇祭祀の典も立たすたれ、神明をたかり、光輝をかくさせ給ふにいたる。國家の綱紀張りて、神明光輝を發し給はざることもなく、神明の光輝曇りて、國家隆昌なることもなし。神祇と國家とは終始するものにて、我が邦は國家を離れて神祇なく、神祇を離れて國家なしといふも、誣言にあらざるなり。

第二節 延暦の敬神及び神社の創建

(い) 遷都に就いての祭祀 桓武天皇の延暦十三年、都を平安城に奠め給ふや、其の前年に使を遣され、加茂、伊勢等に遷都の事を告げさせたまひ、當年九月、諸國の名神に奉幣し、加茂松尾の兩社の神階を進められ、十六年六月、南殿に親臨して奉幣使を五畿七道の名神に遣され、崇敬の典を擧げさせ給へりき。

(ろ) 平野神社の創建 延暦十三年山城國葛城郡平野に平野神社を創して、田村後宮桓武のはいまだ皇太子に祭りし今木、久度、古開、比賣神の四柱を齋き祭られぬ。今も官幣大社たり。蓋し今木の神は桓武の御母高野皇太后の祖先を祭り、久度、古開、比賣の三神は皇太后の御母大江氏の祖神及び族類の神なるべし。高野皇太后は大和氏、高野新笠の御子にて、其の先は蕃別なり。されば其の神職も世々大江及び大和氏なり。

(は) 大上中下の祓 同二十年五月神事違令のものには、罪穢の輕重に隨ひ、大上中下の祓を負はせ罪を償はしむる法を定められぬ。是れより先、善惡の二祓を課せしを、善祓の一つとせられしなり。蓋し二種の祓は輸物も多く、人民を損することを察せられ、かくは制定せられたり。蓋し遷都と共に神事上の積弊を肅清せんとせられしならん。

(に) 石上神宮の神器 桓武天皇は石上神宮の造營に其の功程單功十五萬七千餘人を要すと聞召され、他社に異なりて夥多なるを怪み問はせたまふに、兵器を多く藏するよしを奏せしかば、遷都後石上に兵器を藏するは危険なりとや思召されけむ。延暦二十三年二月、勅して山城國葛野郡に移させ給ひき。然るに石上神宮屢怪異あり、天皇また偶、御病に罹らせたまひしかば、二十四年二月、葛野に移したる兵器を再び石上神宮に返納し給ひき。

按ずるに、以上叙するがごとく、桓武天皇は遷都の大業、東夷征討の偉勳等、不世出の英主におはし、ましつるが、敬神の典に就いても、誠意を以て事へたまひし跡は、前四項にてもしられぬべし

第三節 中臣齋部兩氏の争ひ及び古語拾遺

太古以來中臣齋部の二氏は相並びて神祇に事へまつれりしかるに藤原氏の榮ゆるにつれて、其の本氏たる中臣氏は漸く盛んにして齋部氏を凌ぐにいたり、互に其權を争ふまでになりしこそうたてけれ、中臣氏は曰はく、齋部は元來幣帛を作るのみにて祝祠を奏するにあらねば、幣帛使とすべからずといひ、齋部氏は曰はく、奉幣祈禱は是れ齋部の職なれば、齋部氏こそ幣帛使とすべけれ、中臣氏は被使とすべきのみとて、互に相下らざりき、依て平城天皇の大同元年、日本紀及び神祇令により、祈禱の事及び奉幣使どもに兩氏を並び用ひらるゝことに定められたり

當時中臣氏の擅横いかに甚しかりけむ、齋部宿禰廣成は大同三年二月、天皇の御諮問に應じて遺事十一條を列舉し、上奏せり、是れ古語拾遺にして、紀記二典に漏れたることさへありて、國史の缺漏を補ひ、祭祀の大典を明らかにするに足る

第四節 弘仁の敬神及び制度

(い) 加茂の齋院 嵯峨天皇の弘仁元年、伊勢の齋宮に倣ひ、皇女有智子内親王を以て加茂の齋院とし、上皇即ち平城天皇の御仲らひをなほさんことを祈らせ給ひぬ、是れ加茂齋院の始めなり、此を例として、歴代御即位の始めには皇女又は皇孫女をして、仕へしめられしが、後鳥羽天皇の御代にいたりて遂に廢絶せり、これ源平の亂はかゝる儀式を擧げさせ給ふいとまわらざりしにより、それやがて廢絶の原となりしなり

(ろ) 弘仁式の制度 嵯峨天皇は専ら心を政治に用ひ、先皇の志を繼ぎて格式を修め給ひ、神祇の上にも御心用ひ深く、大小の祭儀、式典等皆此の御代に完備せり、弘仁三年七月、幣帛を天下の名神に獻りて、疫旱を除かんことを祈られしに、疫病過み、澎雨降りて五月、穀豐熟せしかば、神祇の恩賴を喜び、畏みて報賽の典を擧げたまへり

(は) 諸社の修造 弘仁中諸國神社の修造に就きて屢勅ありき、其の要に曰はく、即位の初め諸國の神社を修造すべきよし、勅命を下されしかど、いまだ修造を加へざるものあり、今より後所在の官廳その事を關り、有封の神社は神税を以て之れに宛て、又神戸の民を役して修造せしめ、無封の社は正税を用ひしめ、國司宜しく毎年巡檢して禰宜祝部等若し修造を怠るものある時は、罪を按じて處分し、又國司檢校せずして破壊を致すも

のは、遷替の口その解由を抑へむと殿訓し給へり
又住吉、香取、鹿島の三社の修繕は、昔より二十年毎に造營の例なりしを、正殿の外はすべて破損に従ひて修繕すべき事に定め給へり

第五節 佛教の本地垂跡説及び天台眞言兩宗の神祇に及ぼし、影響

桓武天皇の朝、僧最澄は一乘止観院を比叡山に建立し延暦寺と號し天台宗を開けり而して此の建立や實に日吉神の託宣なりと稱し、山王七社を建てしが、遂に京城鬼門の鎮護となれり

嵯峨天皇の朝、僧空海は熊野丹生郡姫神の神教なりと偽り奏して、悉く其の神界を奪ひ又稻荷の神教なりとて、藤森の神地を奪はんため、其の稻荷を京都の今の伏見稻荷神社の地に遷座せしめ、高野山の勝景を掠めて、弘仁七年金剛峯寺を建立して眞言宗を開けり、而して丹生神社を鎮守とし東寺には伏見の稻荷を守護神とせり、圓珍智証大師の三井寺を建つるや、新羅明神を守護神とせり

僧行基伊勢皇大神宮の神託なりとて、東大寺を造營せしより、神佛混同の端緒開け、最澄

空海の時に至り、本地垂跡の説盛に行はれ、佛は神化し、神は佛化して、水火相容れられざりし神佛、殆んど同化し、敬神の心を移して、崇佛の軌轍に向はしめたり、而して朝野の崇重比類なく、其の勢殆んど王法を凌駕するほどなりき、兩部即ち習合神道こゝに端を發せり

按ずるに、も高野の神は天野明神とて神功皇后征韓の時なごし託宣あり、式内の名神にて著明なる神なり、藤森神社は同社縁起によれば、舍人親王を祭り、神地五十町とあり、廣大なりしこと知るべし

又最澄は近江の人桓武の勅を受けて、衛國の秘術を求めんため、唐國に赴きて天台山の僧行滿に従ひ、台教の奥旨を探りて歸り來り、嵯峨天皇の國師となり、歿後傳教大師と號を賜ふ。空海は讃岐國多度の佐伯氏の子年十八にして、大學に入り儒書意淺く佛法旨高しとて僧となり、山谷に入り修練苦行し尋いて最澄と先後して唐に入り、育龍寺の僧慧果より秘密眞言印を授て歸朝したり。初め延暦の末年に東寺四寺を建てられ、東西兩京の鎮護とせられしが、空海を東寺に講堂を四寺に住せしめらる。最澄空海の唐に在るや、澄桃海梨と稱せらる。是に於て顯密の二教大に行はる

是れより先佛法に六宗あり。一は三論宗といふ。推古の時高麗の僧惠灌これを傳へたり。二は法相宗又唯識宗といふ。孝徳の朝僧道昭之れを傳へたり。三は華嚴宗又賢首宗といふ。聖武の朝唐僧道璿これを傳へたり。四は律宗といふ。孝謙の朝唐僧鑑真これを傳へたり。五は成實宗といふ。

推古の朝に傳へらる。其の傳者をしらす。六は俱舍宗といふ。法相宗より出づ。桓武の朝僧明全これを始め。それに天台、眞言の二宗を加へて八宗と稱す。後醍醐土を加へて十宗とせり。されどなほ此の外淨土眞宗、法華宗、時宗等出で來ぬ。最澄空海は初め三論法相の徒に排撃せられたれど才徳超邁學識非凡なる彼二人は、遂に群衆を壓服して、新に二宗を開創して佛法を興隆し、本地垂迹の荒唐無稽なる暴説をして牢固拔くべからざらしむ。實に彼れ二人者もまた豪雄なるかな。

第六節 天下の神祇に位階を授けたまふ

文徳天皇の仁壽元年の勅に曰はく、去年思召すところありて、天下大小の諸神已に官社に與れるもの及び未だ公簿に載らざるものも、有位は更に一階を増し、無位は新たに六位に叙し、大社并に名神は無といへども從五位下を授け奉らんと云へり。然るに六位の中にも四階ありて奉行するに疑あらん。依て五位を奉るべき神の外は總て正六位上に叙すべしとのらせ給へり。

按ずるに凡そ品位の制は王臣の尊卑を分つべきものにて、神祇に關することなかりしに、八階

の神に品位を授けられしより例となりて、寶龜より弘仁にいたり祈禱報賽のため次々に位階を奉られ、承和以後わきて群神に位を授けらるゝこと日に多く、こゝにいたりて天下大小の神祇に悉く位階を授けられ、清和の貞觀元年に京畿七道の二百六十七社の叙位あり。宇多の頃まで叙位進階毎年絶ゆることあらざりき。しかれども伊勢神宮及び日前、國懸等の諸神は神階を授けらるゝことなかりき。蓋し崇敬他に異なる所以にして、それ誠に古代の禮なり。人臣とひさしなみに扱はれたる神階こそ所由なき極みなるべけれ。

第七節 大洗磯前、淺間等の官社となれる理由

(い) 大洗磯前神社 文徳の天安元年八月、大洗磯前酒列磯前の神を官幣に列せらる。これより先常陸國上言すらく、鹿島郡大洗磯前に天降りす神あり。人に憑りて、われは大汝貴少彦名命なり。昔此の國より東海に行きしが、今此の國民を救はんとて、かへり來れりと告げ給へりと、依つて此の命ありき。延喜の式に名神大社に列せられ、明治の盛世にも官幣中社に列せられたる大洗磯前酒列磯前神社これなり。

(ろ) 淺間神社 清和の貞觀七年十一月甲斐國淺間神社を官社に列せらる。これより先國司上奏すらく、年々天變地妖あり淺間の託宣により神威赫灼なりと依つて其の請

ひをいれ官社とせらる。今の國幣中社淺間神社これなり

第八節 男山八幡宮の勸請、春日大原野の齋女

汚穢禁忌の風

(い) 石清水八幡宮の勸請 清和の貞觀元年大安寺の僧行教武内宿禰齋の奏請により木工允橘良基に勅して、山城國久世郡男山に宇佐八幡宮に准じて、神殿六宇を造營せしめ、翌年神靈を鎮祀せらる。爾後神領の寄附多く圓融の天元二年始めて行幸あり、踏歌を獻せられ、御行啓行啓絶ゆることなく、白河の承保三年毎年三月を行幸の期と定められ、爾來恒例たりき

本宮は朝廷の崇敬重く我が朝の太祖と云ひ伊勢大神宮と並び稱す。毎年三月中旬日に勅祭せられ之れを石清水の臨時祭と稱し八月に放生會を行はる。之れを石清水の放生會といふ。中古以後藤氏及び源家の崇敬頗る厚かりき。今も現に官幣大社たり

按ずるに、八幡といふ稱號も神皇正統記によれば、八幡と申す御名は、御託宣に得道來不動法性、示八正道、垂福述、皆得解脱苦衆生、故號八幡大菩薩とあり。既に大菩薩の名あり。社前に於て

大般若經を轉讀す。神職社僧相共に事へまつる。神佛混同其の極に達せるものと謂ふべし

(ろ) 春日大原野の齋女 貞觀八年十二月、藤原可多子を春日大原野の齋女とせり。これ兩社齋女の始めなり。同十年騎士及び執仗の士をして齋女參社の威儀に備へ奉祭毎に國司郡司各二人を遣して相共に祇承せしめられ、立て、恒例とせらる

清和天皇幼にして即位せられしかば、外祖父藤原良房國政を專にせしより、その氏神の爲に齋女を設けて齋宮齋院に擬し、國司郡司をも祭祀に奉仕せしむるに至りしなり

(は) 汚穢禁忌の風及び觸穢 貞觀元年八月詔して諸の祭式を定め給ふ。其の要項は、凡そ月並新嘗前後散齋の日僧尼及び重服奪情公に従ふものは内裏に入るを禁じ、輕服といへども致齋の前散齋の日より參内を聽さず。妊者月事者は祭日前に退出せしめ、その外人畜の死穢肉食改葬傷胎等禁忌の法を最も嚴密にし給へり

按ずるに、此の禁忌の法の嚴格なりしは却て神事を衰頹せしむる原因となれり。たゞへば死穢の禁忌に甲乙丙丁あり。接死を甲とし死者に遭ふを乙とし、乙者に接するを丙とし、丙者に接するを丁とし、各其の日數に差違ありて祭祀に事ふるを禁じたれば、中には諸官死穢を詐稱して祭儀に與からざる弊風を生じ、宮中の大儀に下薦の輩三四名參與したるに過ぎざりしことあり

り或はその爲に期日を延したることあり。かく國家重大の祭祀を廢頓せしめたるは、繁細の法これを然らしめたりといへども、その根本に至りては全く佛者の勢力日に盛んにして、新朝漸く神祇敬祭の本領を遺れたるによる。蓋に齊部廣成が痛歎せしも亦宜なるかな

抑、汚穢を忌む風習は太古より存せり。神祇令に散齋(あらひみ)致齋(まいみ)あり。延喜式に齋宮のいみ詞あり。(佛を中子さいいひ、經を染紙さいいひ、塔をアララギさいいひ、寺を瓦葺さいいひ、僧を長髪さいいひ)尼を女カミナガさいいひ、髪を片勝さいいふ。之れを内七言さいいへり。死をナホル、病をナスミ、哭をシホタル、血をアセ、打つをナツ、突をウチヒ、墓をツチケ、さいいふ以上外七言なり)神事に忌みしを遂に普通にも忌むに至れり。拾芥抄に關穢の日數を示せり

人死	三十日	葬日より起算す	産	七日
六畜死	五日		六畜産	三日
喪六畜之肉者	三日		改葬	三十日
傷胎以上	三十日		吊喪問病	三日
觸失火所者	七日		到山作所者	一日
遭三七日法事者	一日		五體不具者	七日
灸	七日		食五辛者	七日又三日

其の外婦人の月水及び出血又觸體に觸れたるもの等まで見えたり

かくて五辛は穢きもの、肉は汚はしきものとなりて維新前に及べり。肉食は上古は敢て汚穢の者せざりき。山幸彦の御名にても知らる。佛法盛んになるに隨ひて殺生戒は上古の風俗を一變するに至りしなり。なほ關穢のことは石原正明氏の年々隨筆、池邊義象氏の皇典講究所講演一四十を見るべし

第九節 陰陽の説の神祇に及ぼせる影響及び

吉田神道の始祖

陰陽五行の説を我が邦に傳へたるは、推古の十年に百濟の僧觀勒が曆本及び天文地理畫竝に遁甲方術の書を貢したるを始めとし、大化の革新に陰陽寮を置き、大寶令また此の制によられ、占氏(タケウヂ)後の卜部氏世に陰陽の博士または得業生となり、太宰府鎮守府等にも陰陽師ありて、天文曆と三道相並び世に行はれたる

奈良の朝にいたりては、佛天の加護によりて國家泰く人民治まるといふ世なれば、避災招吉の方術たる陰陽曆ともに吉備眞備(マキベ)之れを極めぬ、さればその裔加茂氏其の道を世業とするに至れり。なほ此の外陰陽頭(フシヨウカウ)大津首(オホツチノカミ)大浦(オホウラ)陰陽師津守(フシヨウシツノリ)連通(トモツグ)あり、平安朝にいたり、藤原竝藤(フジワラノツグ)滋丘川人(シキカガヒノヒト)、弓削是雄(ユキノボ)賀茂忠行(カモチユキ)、安倍晴明等ありき。後賀茂氏の家號を幸徳井といひ、安倍氏を土御門といひ、其の業を世襲せり

延喜以後陰陽道の景狀は、漸く道家と佛家との所作を混じたり、先づ年始の四方拜に星を拜せられ、呪文を誦せさせ給ひ、六月、十二月の四角祭(ヨシカガヒ)四塚祭(ヨシカガヒ)は我が邦の古儀なる鎮火

祭道靈祭を陰陽道にて混合したるなりされば嫁娶元服葬儀等の如き吉凶の禮式等皆陰陽家に托して其の日時を選ばするにいたりぬ

按ずるに、甲子辛酉の年を革命と稱して改元せしこと、有卦無卦のこと、かたがへのこと、
反閉のこゝ等陰陽家の説書儀を著したるもの頗る多し。なほ陽春履雜考中陰陽道考あり。就いて見るべし

又伊豆の國人卜部平鷹といふ者あり、幼より龜卜の道を習ひ、神祇官の卜部となり、仁明の承和の初め遣唐使に従ひ、入唐して陰陽の奥義を極め、歸朝の後累進して神祇權大祐となり、天皇の卜筮を掌る宮主の職を兼ね、後備後丹波等の介に進み、從五位下に叙せられ、陽成天皇元慶五年五月卒せり。是れ卜部家の世に顯はるゝ始めにて、實に吉田家の始祖にして、宗源の神道これより出でたり、俗神道大意に詳らかなり

第十節 宇多天皇の崇敬及び加茂臨時祭熊野詣、山科祭

(い) 宇多天皇の敬神 寛平二年正月元日天地四方屬星山陵を拜し給へるを始め、中行事屢勅を下して祭祀の衰頹することを戒飾し給ひ、寛平遺誠には、神嘗神今食の諸祭秘抄を行ひ、伊勢神宮の奉幣使を發するときは、自ら八省院に行幸して、その典禮を行ひ、齋宮齋院の用度のごときは、事に隨ひて補充して不足なからしめ、又我が國は神國なれば、毎朝席を正しくして四方大小の神祇を拜すべしと記させたまへりき。以て宇多天皇の敬神の御心深かりしを窺ひまつるべきなり。宇多院はかく崇敬の御心深くおはしますと共に、禮佛の信念も厚くおはしき。佛門に入りたまひて、法諱を空理と申させたまひ、寛平法皇と號せられき。法皇の號茲に始まり、高野崩後御諡なく單に宇多院と稱しまつるも此れぞ始めなる

(ろ) 加茂臨時祭 宇多院登祚以前加茂大神の託宣を蒙りたまひしことありて、即位の四年即ち寛平二年十一月巳酉の日幣帛走馬等を奉進し臨時に祭られしを權輿とし、その翌年祭事を行ひ、つきて醍醐天皇の昌泰二年之れを行はれしより、歷朝循行し足利氏に至り中絶したりしを、光格天皇にいたり再興せられぬ。本祭は春にして、臨時祭は十一月の初冬なり

藤氏權を專にせしをりは、攝政はた關白たる人は、毎年賀茂神社に參詣す。これを賀茂詣ウラタミ

といへり。圓融の天祿二年攝政藤原伊尹が參詣せしを始めとし、藤氏の執政中恒例となれり。内覽もまた賀茂詣をなし、攝關内覽の參詣其の儀衛の盛なる、殆んど行幸に同じかりき。後鳥羽の御代にいたりて遂に廢絶せり。

は) 熊野詣 醍醐の延喜七年十月宇多法皇紀伊國に御幸し、熊野山に詣でたまへり。是れ院宮熊野詣の始めなり。此の後華山法皇は那智山に三年の間參籠せられ、白河、崇徳、後白河、後鳥羽の上皇等屢三山に御幸ありき。就中後白河上皇の如きは、本宮に三十四度、新宮那智に十五度御幸あらせられ、その他公卿以下僧俗の參詣する者甚だ多く、遂に蠶の熊野詣といふ謠あるに至れり。熊野神社は紀伊國東牟婁郡に在り、素盞雄尊を祭れり。本宮村に在るを世に熊野の本宮といひ、新宮村に在るを熊野新宮即ち早玉神社といひ、那智山にあるを那智神社といふ。こは伊邪那美尊を祭れり。此の三社を并せて熊野三所といひ、又熊野の三山ともいふ。本宮は延喜式に所謂熊野坐神社ニヤこれなり。

(に) 山科祭 醍醐の昌泰元年三月始めて山科祭を行はる。此より毎年四月十一月上旬巳日祭らるゝを恒例とせり。山科神社は山城國宇治郡にあり、宮道明神といふ。延喜十一年氏人の請により大社とし、月並新嘗祈年案上の官幣に列せられぬ。蓋し宮道明神は醍醐の外戚の祖先の神におはしませるを以てかく崇敬したまへるなり。

第十一節 二十二社の祈年奉幣及び延喜の式制

(い) 延喜の祈年奉幣及び二十二社 延喜三年四月始めて祈年穀奉幣を行はる。祈年穀奉幣は伊勢神宮及び京都附近の著名なる神社に幣帛を獻りて、年穀の豊熟を祈請するをいふ。其の奉幣の神社は、一定せざりしが、村上の天徳三年七月に伊勢石清水、加茂、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、大神、石上、大和、廣瀬、龍田、住吉、丹生、貴布禰の十六社に定められ、一條の正暦二年八月に吉田、廣田、北野、梅宮の四社を加へられて二十社とし、同じく長保二年二月に祇園を加へ、同じく寛弘六年二月に日吉を加へて二十二社とせらる。其の後日吉を除かれしこともありしが、白河の永保元年遂に二十二社の奉幣を永制とせられ、二月、七月の兩度にて其の中の吉日を選びて行はれたり。なほ江家次第、公事根源等に奉幣使の選定宣命の用紙等嚴かなる制規あるを見るべし。

(ろ) 延喜の式制及神名帳 醍醐天皇延喜五年八月左大臣藤原忠平に勅して、弘仁貞觀の式を取捨折衷して、式を制定せしめられしが、延長五年十二月に成りぬ。之れを延喜式と云ふ。全部五十卷にして、その第一卷より第十卷までを神祇式とす。朝廷恒例臨時祭式より諸國神社の祭祀及び年中の用度等をも規定せり。其の神祇式の目次は左の如し。

- 第一、二 四時祭
- 第三 臨時祭
- 第四 伊勢大神宮
- 第五 齋宮寮
- 第六 齋院司
- 第七 踐祚大嘗會
- 第八 祝詞
- 第九、十 神名

又格をも十二卷制定せられ式に先ちて奏上せられたりと見ゆれど、今傳はらず、漸く類聚三代格中に其の一部のみ遺れり

延喜式中祭る所の神名第九、十に在るを神名帳といふ。記載する所の數

天神地祇惣三千一百三十二座

(此の數は陽成の元慶元年九月二十五日、分遣中臣齋部兩氏人於五畿七道、班幣境内天神地祇三千一百三十二神、緣供三奉大嘗會也とあり。されば此の數は多少の沿革はあらんれど、官社の數は既に延喜以前延暦十七年既に定まり居たりけむ)

- 社二千八百四十一處
- 前二百七十一座

(註は神社あるもの、前は相殿にまつ神をいふ)

大四百九十三座

三百四座 (新年月次新嘗等の祭の案上の官幣に預るもの、就中七十一座は相嘗祭に預るもの)

一百八十八座 (新年の國幣に預るもの)

小二千六百四十座

四百三十三座 (新年案下の官幣に預るもの)

二千二百七座 (新年の國幣に預るもの)

以上大小の區別は伴信友の神社私考には大社、小社の區別なりといひ、神社要録には案上案下の幣に預る區別なりといふ。後説當れるに似たり、また以上の數を祭れる官、京、諸國に區別すれば左の如し

- 宮 中 三十六座大
- 京 中 三座大
- 畿 内 六百五十八座小、四百三十七座大
- 東 海 道 七百三十一座小、六百八十一座大
- 東 山 道 三百八十二座小、四百四十二座大
- 北 陸 道 三百五十二座小、三百三十八座大

山陰道	五百六十座	小大	三十七座
山陽道	百四十座	小大	二十六座
南海道	百六十三座	小大	三十四座
西海道	一百七座	小大	三十九座

以上神名帳にあるを式内の社としなきものを式外の社とし、社格に就いて一段階を爲せり。猶ほ延喜式の解釋は鈴鹿連胤氏の神社要録最も詳確なり

又官幣國幣の名始めてこゝに出づ。神祇官の奉幣に預るものを官幣といひ、國司の奉幣に預るものを國幣社としおのづから輕重の別あり。現今の官國社も此の制によれるなり

按ずるに平安朝の神祇に關しては漸く佛意を加味し、佛中神祇存し、神祇の中に佛あり。然るに延喜に式を制定せられたる其の式の今日に完全存在するは、後世神祇崇敬上の標準なり。式内式外の稱は、今も神社崇敬上に於りて重き準繩となれるは、これい神の御心なるべし。神祇の事に志あるものは、必ず茲にすべからざるものなり

第十二節 天慶の祈願、神鏡の罹災、祭祀の廢頓

伊勢皇大神の神怒

(い) 天慶の祈願 家みだるゝとき、貞婦あらはれ、國危きとき、忠臣あらはる。平安朝の類勢は、唯、詩歌管絃の天地あるのみ、戀愛の奴となる少將あれど、國難の支柱たる一卒なし。京師に於ける文恬武熙の極は、地方に於ける暴風怒濤の兆としるや、しらすや、唐朝を模擬したる平安朝は、唐朝の弊をも招くは、自然の理なり。幸に五代の分裂に陥らざりしは、國體の貴き所以にや、あらむされど、其の面影は、崩しぬ。即ち天慶の亂これなり

朱雀の承平三年南海の賊起り、尋いて東に平將門叛き、南海に藤原純友反せり。即ち天慶二年將門は兩野を陥落し、武藏相模を略取し、下總猿島に居城を構へて自ら親王と稱し、阪東を風靡したりき。純友は南海に海賊を招集し、南海山陽の二道を抄掠せらるゝにいたる。太平の極徒らに柔弱に流れたる京都の貴紳いかで之を處するを得ん。綱紀紊れし京師の震驚するべきのみ、是に於てか、神をたのみ、佛にいのる。神佛果して其の祈願を容れたるふか、恐らくは疑問たらむ。唯、將門純友の輩我が國體を動かし得ざりしは、其の力足らざりしか。抑、また神もいまだ平安の朝廷を見ずて、給はざりしか。いづれにもせよ、天慶の祈願も其の效顯著なりしこそ不思議なれ

天慶の變あるや、伊勢、石清水、平野、松尾を始め、畿内、山陽、南海、東海、東山諸道の名神に幣帛を奉られ、なほ名神に位一階を加へ、極位の神には更に封戸を奉り、祈願をこめられぬ。そのしるしにやありけむ、やがて二兎も誅に伏し、餘黨平定せしかば、祈請せられし各社に奉幣封戸等を行はれ、猶ほ天慶五年石清水の臨時祭を行ひ、加茂の神社に行幸せられ、伊勢加茂の禰宜の位階を進められ、報賽の典を擧げられたり。

(ろ) 神鏡の罹災 國家の綱紀紊れ、變災屢到りて、上下戒むることを知らず、遂に政權下移の端を開く。まことに淺まし、いかな神鏡の罹災屢にして、皇威漸く衰へ、ゆく平安朝の文、弱、叙し、來りて、筆す、いまざるを如何にせむ。

村上の天德四年九月禁中炎上し、宣陽殿、温明殿、其の他の重器等燒盡せり。内侍所も延燒せしかど、神鏡は飛びて南殿の庭櫻に懸り、内侍女房袖を披きて之れを承けまつりしかば、形質を損せさせ給はざりき。依りて縫殿寮の高殿に遷しまつれり。崇神の朝に模造し給ひしより、九百餘年にして始めて此の災あり抄。其の後十六年を経てまたも一條の寛弘二年十一月禁中炎上し、遂に神鏡の圓形は皆毀損して唯、帶を止むるのみ。かくて御使を伊勢神宮に遣され、宸筆の宣命を大神宮に奉られぬ。これを宸筆宣旨の始めとす。古今著聞 さて其の翌年七月公卿を召して神鏡改鑄の議ありしに、蛇あり殿に上りて神鏡の

在る所に向へるを以て其の議を罷められき百續。其の後三十六年を経て三たび後朱雀の長久元年九月京極殿炎上し、内侍所も災に罹り、神鏡形をどごめず、灰燼中に靈光あるを以て、其の灰燼をかきあつめて、辛櫃に收め奉りき。世の人朝廷陵夷の兆としたるも宜ならずや。古今著聞集

按ずるに、天德以降僅かに八十餘年間神鏡三たび災に罹りて、遂にその本體を喪失するに至る。今によれば、尙藏一人掌神璽とあり、其の次官を尙侍といふ。尙藏は正三位、尙侍は從五位なり。以て其の職責の重きをなせるべし。然るに藤原氏政權を専らにしてより、朝廷は歌舞淫靡の巢窟となり、尙藏尙侍等の女官も、その職務は名のみにて、戀に憂き身をやつすありさまなれば、外には女眞の寇あり、武士の背叛あり、朝綱日に弛びて、政權下移の端を兆す。神器の罹災は其を戒め給ふにやあらん。されどそを悟るものなき當時の形勢は歎きてもなほ餘りありぬべし。

(は) 祭祀の典大に紊る 延喜の式定まりぬと雖も、實際は却て紊れゆきぬるは、三善清行の意見封事にてもしりぬべし。その後、屢、神事につきて戒飾の詔勅見ゆるは、廢頽著しきを證すべし。たとへば朱雀の天慶五年の山科祭には左馬寮の官人皆觸穢又病氣と稱し、供奉するものなく、又齋院の參詣に長官病を以て代りを出さんとせしに皆病又は

觸穢と稱して仕へず僅かに橘公彦ありて其の事を行へり。又村上の天曆二年新年祭の日懈怠の者多かりしを誡められしに、其の年の新嘗祭には、小忌の官人の外事故ありて悉く參會せざりき。依りて神事懈怠の者は罰せんことを勅せられ、花山の寛和二年所罰の法を定められしも更に其の效あらざりき。後一條の寛仁元年諸神社に幣帛神寶を獻られしに、所司誤りて鹿島香取に奉るべきを石清水に上り、或は宣命にいへる幣帛も其の幣帛の寶物なき等違濫甚しく、又大嘗會の齋月に佛事を修め、神今食の前齋に佛寺に詣づる等實に言ふに忍びざるものあり、わきて殺生禁斷のため諸國月並祭の神饌に供ふべき鳥獸を奉らざるより式典を缺きつる等數へ出でんも口惜しきはごなりき。

按ずるに、佛法は神佛混濁となり、本地垂迹となり、遂に隆盛を極むるにいたりては、また神祇あるをもちぬやうにて、上は天皇を始め攝關また崇佛耽戀の外、神祇あるをしらす。いかで下祭のみ神祇の祭祀を奉仕せむことを望む。あに得べけんや。人心廢頓して祭祀すたれ、祭祀すたれて神祇の威徳光を失す。神祇の威徳光を失して朝廷遂に式微なり。あはれ是非なき世の成行かな。

(に) 伊勢皇大神の御怒 後一條天皇の長元四年六月祭日に、祭主輔親及び宮司等神

宮に奉祀せる時しも、忽ち雷電大雨天地冥曠たり。時に齋主に神憑したまはく

我は皇大神宮第一の別宮荒祭宮なり。今大神の勅に依つて宣す。寮頭相通夫婦年來狂言を構へて、我夫婦に二所大神翔り付き給ひ、男女の子等には、荒祭高宮、女房には五所別宮つき給へりと奇異を唱ふること、神明の爲め帝王の爲めに、不忠無禮なり。又神事の違例幣帛の疎薄にして古昔のごとくならざるは、深く咎むべからず。雖も神を敬せざるなり。抑伊賀守源光清が官舎納稻を刈取り神民を殺し、後三年に及びて、配流に行はれしは公家の懈怠なり。帝王と相交ること、絲のごとし。公家を護する外他念なし。今上神を敬ひ給はずとも、嗣皇神事を勤むることあらむ。王運曆數の長短は、降誕の始めに定まれり云々

こは齋宮頭藤原相通が奇怪の説を唱へ、神事の違例多かりしを怒らせ給へるなり。畏かれど後一條天皇は其の後六年を経て、長元九年に崩御せさせ給へり。御年二十九とかや承る

又後朱雀天皇長久元年秋大風ありて豊受神宮の正殿を始め、殿垣悉く顛倒せり。天皇は神宮の御怒ありて先帝崩し給ひしかば、夙に伊勢行幸の聖意はせしかど、御經費等の御心に任せぬものやありけむ。いまだ果させ給はぬまに此の變災ありしを歎かせ給ひ

奉幣使を發遣せんとせられしほどに、神教あるを以て、之を停め、深く畏みて毎夜宸筆の宣命を捧讀し給ふのみ、既にして内侍所また災にかゝる、亂れゆく世の潮流は神力も停めさせ給ふすべなきものにや、記しまつる筆すら滞りがちなるを如何にせむ

第十三節 祇園の御靈會、北野の天神、崇徳院崇祭

(い) 祇園の御靈會 圓融の天祿元年六月始めて祇園の御靈會を行はれてより、後來最も盛大を極め、屢、戒飾の勅を發せらるゝほどなりき、後世に於ても江戸の山王祭神田祭と京都の祇園祭とは其の名を均くせり

祇園神社は山城國愛宕郡八阪郷に在り、もと素盞雄尊を祭れり、所謂牛頭天王これなり、清和の貞觀十八年託宣ありて播磨國廣峰より今の地に遷し、陽成の元慶年間藤原基經精舎を建立し崇敬せり、これより祇園精舎の鐘の音は、四方に響きわたるに至りぬ、又御靈會は清和の貞觀五年五月神泉苑に於て行はれたるを始めとす、基經等執行し其の儀甚だ莊嚴なりき、此の時崇道天皇光仁天皇第三皇子早良親王に祖武伊豫親王三品中務卿、桓武の第四子也、之れ藤原夫人伊豫親王母橘逸勢、下柱御靈といひ、伊豫親王三品、文室宮田、喜御の文大夫これを五靈といひしが、後吉備眞備京極上御靈といひたり、藤原廣繼藤原大、菅

原道眞上天神の名あり、火を八所御靈といふ、そを祭れる神社上下二社、一つは鞍馬口の南京極の西にあるを上御靈社といひ、京極春日南にあるを下御靈社といふ

按ずるに、人心腐敗して人々自信なく冤罪にかゝりて死せる人の靈に對し悔悟の念は長怖の心となり、遂に御靈會となりて盛大を極むるにいたる。御靈會の如きは誠に神祇を崇敬するより出でたるにあらずして恐怖の念より起れるなり

(ろ) 北野、天満宮 一條の永延元年八月詔して北野祭を行はれ、内藏寮の官幣に與からしむ、北野祭實に、いに始まる、本社は山城國葛野郡北野に在り、菅原道眞の靈を祭る。始め公宇多院の寵遇を蒙り寛平の政を輔け給へり、然るに藤原氏のために陥れられ、流謫の身となり配所に薨去し給へり、其の後屢、雷電霹靂の災禍あり、世、公の神靈の祟となす、依りて火、雷、天神の號を賜ひ、朱雀の天慶五年七月右近馬場に小祠を建てて齋まつり、村上の天曆元年六月北野に遷して天満、天神と號し、一條の永延元年神殿を改造し、官幣祭祀の典を定められ、後冷泉の正曆二年二十二社の列に加へられ、寛弘元年十月行幸あり、爾後筑前太宰府の天満宮とともに世、崇敬せられぬ

(は) 崇徳院の追崇 後白河の壽永三年四月祠を春日河原即ち保元の古戰場に設けられ、崇徳院藤原頼長源為義の靈を崇祭せられ、粟田宮と稱せらる。建久四年勅して毎年八月使を遣されしが、後代其の跡さへなきはごになり、土人其の祟ありて崇徳をヒトクオと誤りて、僅かに小冢あるをおぢ畏れたり。明治元年九月勅して今出川飛鳥井町に遷し、白峯宮と稱す。而して崇徳院のおはしまし、讃岐の志度に志度神社あり、琴平神社あり、以て崇徳院を崇祭せり。

抑保元の亂に崇徳院は讃岐志度に徙され給ひしかば、院は血を刺して御手づから五部大乗經を書き給ひ三年を費して成れり。依つて覺性法親王に送り安樂壽院に藏めんと請はせ給ひぬ。されど後白河天皇はそれをさへ許させ給はざりしかば、院の御怒り強く舌をかんで血を出して軸毎に書かれしは願爲大魔王惱亂天下謹以五部大乗經廻向惡道との文字なりき。これより髪をも剃り給はず、爪をも剪り給はず、憔悴骨立忿恚の極崩御し給ひぬ。時に長寛二年八月なりき。これより治承元年七月詔して崇徳院と稱せさせ給ひしかど、逆亂相繼ぎ災變荐りに至りしかば、世に院の怨恨ぞとおぢ畏れたりき。

按ずるに、詔書の御座會いひ、北野の祭祀いひ、崇徳院の追祭いひ、人心の動點たる畏怖の

心、悔悟の情、相持つて、追祭の典、なる。殊に神祇の中に、公祭は暫く措き私祭の隆盛なるは、多く生前冤枉に沈みし神靈なり。蓋し人の情は其の冤枉を哀れみ、悲みて同情を寄せ、又は同じく逆境に陥り自然に其の庇護を祈るより起れるならん。エスキリストが十字架の上に上りたるより、其の教の廣まりけむもまた同じ理にやあらむ。

第十四節 春日の神木は興福寺の僧徒に、日吉

の神輿は延暦寺の僧徒にかつがれ、
其他神社寺院の混闘遂に亂階とな

平安朝佛法崇敬の積弊は諸大寺の強暴を増長し僧兵の跋扈をして遂に鎮壓の術なく、僅かに武士の力をかりて制御し得たれど、それやがて武士横暴の階梯たりしなり。而して寺院僧侶の強暴を遠くするや、佛力のみにては、あきたらねばや、常に神輿神木を假りて、鬼面朝廷を脅かし、民人を威せり。これ本書として猶ほ此の一節を存せざるを得ざるこそ口惜けれ。

後三條天皇の積弊を整理し藤氏の權を收めんとし給ふや、國司の再任其の弊あるを以て之れを禁止し給へり。然るに關白藤原教通南圓堂を造らんが爲に大和守の再任を請へり。されど天皇は遂に許し給はざりき。教通殿上に於て呼ばはりていへらく、春日の神威も今日限りなり」と一門卿相相率ゐて朝廷を退く。天皇已むを得ず許させ給へり。春日神社は藤原氏の氏神也。而して興福寺これを管掌す。故に寺僧常に神威を藉りて朝廷を脅制せり。神訴若し滯ふれば藤氏の公卿之れに黨し爲に政務朝禮を廢するにいたる。又延曆寺と園城寺との確執甚たしく遂に干戈を弄するに及び。朝廷はては武士により其の強暴を防がせ給へり。しかるに堀河の朝に源義綱叡山の僧徒を殺し、を怒り、叡山即ち延曆寺の僧徒は日吉の神輿を振つて闕下にせまらる。源賴治等之れを拒ぎ退けたり。僧徒は神輿を中堂に奉じて國家を呪詛せり。こゝに於てか朝廷も遂に忠義の爲に戦ひし賴治を流して、叡山の僧徒を諒解せり。是れ實に、叡山の神輿を動かさし、始めなりとす。白河院が天下に意の如くならぬものは鴨川の水雙六の采と山の法師なりとのらせしを見て、叡山僧徒の横暴なりしをしりぬべし。興福寺もこれに劣らぬありさまにて、多武峯の僧と戦ひ、金峯山の僧と闘ひ暴戻いたらざるところなし。朝廷二十二社に奉幣して、南北僧徒の凶暴鎮定をいのらせ給ふはざりき。近江守高階爲家春日神の莊園に租

を徴せしを僧徒肯せず。春日の神木を擁して京師に入り強訴せり。朝廷怖れて爲家を流されぬ。之れを興福寺が春日の神木を動かしたる始めとす。法皇は勉めて莊園を施し祈禱を命じて慰藉し給ひしかば、彼れらは益驕暴増長し、日吉、祇園、北野の神輿、春日の神木は京都を脅迫する好材となりぬ。その他鞍馬の僧徒は賀茂の神人と闘ひ、伯耆大山の僧徒は仙洞にせまつて座主を訴へ、源賴定は香椎の神人を射たりとて流刑に處せられ、延曆寺三井寺相争ひ、興福寺東寺相せめぎ、石清水賀茂相さしり、京郊の地神社寺院のため騒亂絶ゆることなし。こゝに於て朝廷檢非違使の武士に依頼し給ひ、遂に僧徒神人武士混闘し禍亂を激發するに至りき。

鳥羽法皇の院政中に及びては、武士僧徒の軋轢甚しく武士は譜代精強の兵馬あり、僧徒は神力法力を假りて之れに當る。平忠盛は日吉の神人を逮捕したるがために、僧徒怒りて神輿を擁して、京都にせまうしを、忠盛は源爲義と共に撃ちてこれを退けたり。又忠盛はその子清盛と祇園神人を撃ち、箭を神殿に射かけたり。こゝに於て延曆寺の僧徒日吉の神輿を擁して、流罪に處せられんことを請ひしかば、鳥羽法皇は清盛を罰鋼に處し給へり。興福寺もまた春日の神木を擁して京師にせまうし武臣に撃退せらる。これより武士の權漸く盛んなりき。

第十五節 神事の廢頽其の極に達し總社祭祀起る

政治上には一種異様なる院政ありて、恰も天に二日あるがごとく、下適従するところを知らず、宣旨院宣ならび行はる。浮華淫靡の風、京洛に瀰蔓し、人理綱常地を拂ふ精神の慰安上には、木に竹を接きたるがごとき神佛あり、それも土臺たる神木は名のみにて、接ぎし佛竹のみ繁りにしげり、遂には國體をも汗損し、神事を廢絶せしめん、とす慨きても、またなげきても猶ほあき足らぬ、こゝちするは、おに唯、吾れのみならんや、木を切ちて虫之れに生ずと、かや、やがて我が邦に古來例なき武門の新政起れるも、また宜べならずや、こゝに平安の末に於ける神事の廢頽せる事實を概括叙述せむ

白河法皇の政を院中に聽かせ給ふや、其の經費頗る夥多なりしにより、只さへ朝廷の御費用裕かならざりしに、新に院中に政廳を開かれしかば、諸國神社の修理の如きは、朝廷之れを支ふること能はず、唯、受領重任の功を募り、僅かに其の費用に充つるのみ、又神廚を除くの外、佛事の爲めに殺生禁斷の制を嚴にせられしを以て、諸社の封戸神物の辨濟なく、神事の違例多かりき、朝廷此の如くなれば、當時の所謂受領即ち國司は政事を勤めず、神事を怠る輩多く、其の一二を云は、因幡守藤原宗成九年の間、身は任國に入らず、自

代として神拜を攝行せしめたり、又名家たる彼の大江匡房は太宰帥を拜任して、三年を過ぐるも任に赴かざるより、太宰府管内神人の徒蜂起し、羣盜相亂り、放火殺害並び起れりといふ、偶、正義の士ありて、其の任を盡さんとすれば、他の妨害を招きしことあり、大治年中、大和守源重時は古禮を復し、神拜を行ひ、國政を矯正せしかば、神拜を行ふ時に當り、山階寺の僧之れを妨げたり、されど朝廷は其の僧を罪すること能はざりき、大抵延喜後公卿縉紳の心には、佛道と陰陽の觸穢方忌とあるのみ、崇徳天皇の大治二年、神祇官八神殿燒失せしかば、其の建築にすら方忌の議紛々たりき、唯、纔かに神宮及び諸社は方忌に拘はらずとの例によりて、議決したり、これより月次神今食祈年等の諸祭祀は中院に於て行はれぬ、かつや鳥羽天皇の御即位より、天皇が神祇官に行幸し、新嘗神今食等の例幣に親祭し給ふ大典を廢せさせ給ふこと二十五年に及びぬ、抑、歷代祈年祭を設けて、年穀の豐熟を祈り、月次祭に其の報賽を行ひ、新嘗祭を以て新穀を奉りて、天下生民を泰平ならしめ、又天下大小神社を敬拜し給ひ、皇祖皇宗を貴び、諸神を敬ひ給へる典例、嚴然たりき、然るを佛道に泥み、方忌にかたより、敬神の大禮を廢せさせ給ひしは、申すも、詮なき業なりかし

其の後九年を経て、保延元年内大臣藤原宗忠權大納言藤原實行等の奏議あり、中にも式

部大輔藤原敦光が當時の弊政を論じたるは最も痛切なりき。曰はく

凡二月の祈年祭、六月の月次祭、神今食、九月の神嘗祭、十一月の新嘗祭は是れ朝廷の重事なるに、僅かに其の祭を行ふのみにして、其の禮漸く薄し。就中神今食は、天皇中和院に行幸し、神嘗祭には大極殿に行幸し、給ひ、威儀隸々自オナから神心を感せしむるに足れり。而るに今其の祭衰へて恒規を失せり。宜しく事々式に従つて舉行すべし。且つ諸國大小神社破壊すれども、修理を加ふることなく、國宰祭祀の場に臨まず、社司修治を加へず、家譜ならざるものに社務を知らしむるを以て、人皆謹慎肅齊の禮を盡すものなし。去年風水の難あり、今年飢饉の禍あるも亦是の故なりと。

近衛天皇位に即き給ひ、宗忠敦光等の奏議をかへりみさせ給ひてか、久安元年詔して、月次神今食の祭供神物を先規に復し、尋いて諸社の祭儀幣物等皆舊典に違ふこと勿らしめ給へり。然れども佛法浸染の勢は、かゝる詔も忽ち水泡となり、大嘗祭の齋日に佛事を行ひ、神今食の前齋は法成寺八講を修め、伊勢奉幣の前齋は七寶塔の供養を行はせらる。朝廷に此の如し、公卿之れに倣ひ、諸國司また之れに倣ふ。進みて佛事を修むるも退きて神事に従はず。久安四年の冬、吉田の祭使高階爲康病と稱して祭に與らず。舞人陪從等僅かに歌笛を奏せしのみ。抑、佛者が佛法を弘めんとするや、神祇に假托し、人心を惑したる

後。或は神主を退けてみづから社務を押領し、或は末寺領として、神地神戸を掠奪し、到るどころの僧侶は其の私慾を肆にすれども、朝廷も之れを匡正すること能はざりき。否之れを匡正せんとする人もなく、滿廷佛者の與黨たりしなり。神事の衰廢するもゆゑある。かな。諺に所謂廟を貸して母屋を取らるとは、當時の神社を形容したるものとやいは

ひ
されば佛事に熱心なる縉紳あるも神事を顧みる名士なきより詮かたなきの思ひ付きにやあらん。總社祭といふもの世に起れり。攝政藤原忠通等私かに社殿を寺中に設け、盛んに其の祭を行ひぬ。就中城東寺、法性寺、蓮華王院の總社祭最も世に著る。此の後諸國の國府も亦其總社を建つるにいたれり。蓋し朝綱大に弛み、國司政務を怠り、祭事を疎み、祭事の煩ひを避けんがために國內の諸神を合祭し、神拜奏幣の便に供せしなり。明治の神社合併もや、此の感あり

第十六節 清盛は嚴島に祈請して安徳天皇を

得、重盛は熊野に祈請して死を得た

平氏は忠盛以來叡山興福寺等と争ひ東西兩京の地は平氏の味方たる神社佛寺あるなしかつや清盛は安藝守より身を起せり依て嚴島明神を崇敬せり嚴島は安藝國佐伯郡に在り市杵島姫命を祭る式内名神大にして治承三年二十二社に加へられ明治四年五月十四日國幣中社に列せらる

天下は平氏の世となりて今の宮島の社を建立し治承四年高倉院新院御幸ありみづから願文を捧げたまへり時に清盛の女徳子は入内して建禮門院と稱し清盛皇子を得んことを祈りて遂に安徳天皇を得たりこれ高倉院の第一皇子にて幼冲皇位を得給ひぬ平氏一門は勿論平氏の専らにせる朝廷は嚴島の崇敬に二度の行幸をかさぬるほどにて今も嚴島に遊ぶものは其の寶庫に平氏時代の遺物の國寶として保存せらるるを知らんされば安徳天皇の御入水を以て嚴島明神の迎へさせ給へるものなりと世の人の噂したるも嚴島のまをし子なりと信じたればなりわきて歎はしきは安徳天皇の崩御と共に三種の神器中その神劍の海底の鎮めとなりしことなりこれ神器を争ひまつる皇位の御戦ひたる南北朝のいまはしき時代を顯出する凶兆にやありけむ又清盛の長子重盛は父の擅横を憂ふるあまり熊野に死を祈りて遂に死を得たりといひ傳ふめる

さて重盛は父清盛の暴逆を悲み平門の前途久しかるまじきを悼みて治承三年五月熊野に詣で死を祈りかへりて瘍疾を獲遂に薨去せりこれより平氏益横逆を極め人心去り後白河法皇の御怒りつりて平門は檀浦の露と消え朝權遂に武門に歸するにいたり

第六章 近古朝廷幕府の敬神

後鳥羽天皇即ち鎌倉幕府の創立より後醍醐天皇即ち北條氏の滅亡まで凡そ百五十年間

第一節 總論

武士は多く神佛を信するがゆゑに敬神崇佛常に至誠也

源氏は滿仲以來世々干戈の間に出入したれば神祇に對する信念は京洛の浮華形式に流れて誠意なきが如くならず八幡宮を氏神として崇敬せしは八幡太郎の名を此の上なき譽れとしたるにて知るべしこれより延いて八幡宮は武家の守神として日本全國到るところ祭らざる地なく天満宮と共に文武の神たるは其の源因するところ深きを

知りぬべしわきて頼朝は流竄の身を以て父祖の讐を報い源氏の白旗を二たび世に靡かせんとす専心神祇の祐助を請へるもまた宜べなり然るを議者が神佛を藉りて世を欺き人心を得んとしたる權略なりとするは餘りに頼朝を權變詐謀の武將と見たる過ちなり多少其のそぶりなきにあらねど彼れが一世を通じて鶴岡八幡宮を崇敬したること全國の各社に崇敬の誠を表したること猜疑深き彼れが宿讐平家の爲に祈りし神人をも其の罪を問はず怒を神祇に及ぼさざりしこと院中に奏せし一つ書に恒例の祭祀神社の修理に心を用ひたること殊に鶴岡八幡宮の恒例祭臨時祭放生會等には儀仗を正して参拜し爾來將軍家参拜の儀仗はやがて武士の演習即ち今の觀兵式の趣ありしはたしかに頼朝が神祇崇敬の誠ありしことを證せられて武家の龜鑑たりといふべきなり

北條氏に及びて泰時が頼朝の遺旨を斟酌して制定したる貞永式目の第一項は當時にありて宜しきに適へりとやいはむ猶ほ長時の之を追加したるは時頼が行脚視察の結果とも見るべきなり

唯怪しきは京都は勿論鎌倉まで陰陽道の勢力派及し精神不安に乗じ國體にもなき種々の怪しき祭の流行したることなりかし

また注意すべきは延暦寺の日吉の神輿を振り興福寺の春日の神輿をかつぐ餘弊いまだ失せず動もすれば檢非違使六波羅を驚かす中に鎌倉には高尚幽玄なる禪學流行して建長寺の創設等武士精神上の修養に補益したること是れなり此の形而上の變化は神佛同化したる神祇の上にも多少の影響なきにあらざりしなるべし

文永弘安の蒙古襲來は晴天の霹靂にしてやゝ柔弱に流れかゝりし鎌倉武士を覺醒せり歌舞を學び蹴鞠を習ひし若武者も忽ち弓箭を帶し劔戟をとりて九州に向ふ鎌倉の記録徴すべき者なしと雖も鶴岡八幡宮其の他の祈請を籠めたりけむは推して知るべし千古不朽の名をのこし河野通有が三島神社に我れ賊を筑前に待つ十年賊來らずんば海を涉りて之れを伐たんと誓ひしがごとき當時の武士かたぎをしるべし

朝廷の元寇に對する御處置は防備の事すべて鎌倉に任せ給へども神祇祈禱にいたりては帝王みづから行はせ給へり龜山上皇が一夜を石清水八幡宮にいらり明かさ給へる後宇多伏見の兩帝が宸筆の宣命を數回伊勢大神宮に捧げ給へるがごとき言擧げせんも長くなく文永弘安の兩役とも兵艦衆多武器精銳にしてかつ戰陣に經驗多き蒙古の軍を退げたるは誠に神祐によるものなり時宗の果斷武士の勇戰其の機を誤たざりしは神祇を頭に戴く精誠より出でしが故なり時ありてか人は神を忘るれども一身

の浮沈一國の興廢にいたり、人よく本氣にかへれば、神はその頭にかへり宿し給ふなり。見よ如何なる事變にも、我が邦は神國なりといふ觀念は、如何なる人の心にも浮ぶなり。此の觀念の發動は、死をも恐れず、生をも願はず、君の爲國の爲に、勇往邁進して、人後に落ちざらんことを期す。茲に於いてか神祇崇敬の實を見る。其の形式の如きは、第三にして、時と處とによりて強ひて拘泥すべからざるなり。唯、神人一致して始めて祭祀の實ありと謂ふべし。

も、國のくにのまほらは大日本わが大君のまことしをす國 (本居宣長)

第二節 後鳥羽天皇の即位及び神器

壽永二年秋七月、平宗盛等、安德天皇を奉じて西海に奔る。後白河法皇、京師に主なきを憂へ、院宣を宗盛に下し、天皇及び神器を還さしめんとせられしも、平氏應せざりしかば、藤原兼實時大目に右大目上奏すらく

京師主なく民心を繋ぐ所なし。平氏乘輿をさしはさんで軍せんに、吾之れを討つ名なきを如何にせむ。祖宗の制、劍璽なければ位に即くを得ず。然れども、繼體帝即位以前に踐祚し、鏡劍を得て後即位し給へる例に倣ふべし。

と此の議によりて、法皇は後鳥羽天皇を立て、安德天皇を廢し給ひぬ。されど世の人は安德天皇を先の帝とは思はざりげむ。源頼朝が征討使、弟範頼に與へし書中にも、くりかへしく「安德天皇を迎へまつるに過ちなきやうにと誠めたるはごなりき。されば平重衡の一の谷の戦に捕へらるゝや、法皇は宗盛に神器を返さば、重衡を放還すべし」と諭させ給ひしかご、なほも院宣を奉せさりき。然るに神器も安德天皇も平氏の手に在り。京都はいまだ即位の禮を擧げさせ給はねば、天下彼を重んじ此を輕んずる傾きなきにあらず。頻りに御即位を申し勸むるものありて、法皇も遂に後鳥羽天皇をして即位せしめ給へり。時に京師は元暦元年、西はやはり元の壽永三年七月なりき。時に兼實が諫めまつりし言葉に曰く

天下一日も主なかるべからず。故に嚮きに帝を立て、鏡劍を得て、即位の禮を擧げ給ふべし。と申せりしかるに、いまだ神器なくして位に即き給ふは、國體をやぶる借亂の端を啓く所以なり。

と法皇此の議を納れさせ給はざりしが、果して南北朝の争ひはこゝに基を開きぬるも

口惜しやかくて位には即かせ給ひしかど神器なきは京都の弱點なりけむ翌文治元年
 春之れを神祇に祈らせ給へり時に住吉の社司奏すらく正月十六日夜流鏑第三殿より
 出で西に向へりと依て同社及び諸社に神劍神寶を奉りわきて内侍所には三夜の神樂
 を奏し給へり既にして平氏西海に殲され神鏡神璽京師に還れり仍て報賽の幣帛を二
 十二社に奉り又更に神劍を得んことを祈らしめ給ひき
 あはれ此の壽永の亂は裏こそ源平の争ひに屬しつれば皇室の御争ひにて遂に神器
 なくして即位し給ふ變例生じ崇神天皇以來皇位の印璽たりし神劍は永く龍宮の有と
 なりぬうれたしといはんも畏しやされば皇室の稜威も光漸く薄く亂賊暴徒が大社を
 毀ち神寶を掠め勅使を逐ふがごとき暴狀相ついで起れり

かゝる亂離の中にも關白兼實は我が國の大體を知れる柱石とやいはむ前に云へる御
 即位の論は勿論建久四年抱瘡天災を伊勢石清水等の十二社に祈らせ給ふ宣命に神道
 佛界に祈る字あるを咎めて三寶の字あるべからざるを陳べたれど行はれざりきまた
 當時の弊を慨きて頼朝天下の亂を鎮めしかど莊園日に増して七道大に苦しみ公事既
 に廢して年中臨時の祭また衰ふ大廟の神靈如何臨し給はん淳朴の風を慕ふと雖も
 及ぶべからずといへる類皆見るべき者あり而して其の職や關白たり鎌倉の頼朝また

敬神の武將たり東西其の人ありて祭祀の禮舉らざりき嗚呼佛者の世風を破り國體を
 傷ふこと至れるかな

わたつみの宮の守りみみたからの劍ばかりはミヤマましけむ (青木永登)

第三節 源頼朝の神祇崇敬

勢威いまだ衰へざる平氏を亡ぼし一は以て父祖の積憤を晴し一は以て覇業を大成せ
 んとする源頼朝は衷心より神佛を崇敬したり凡そ死生の間に出入し危難の地に遭遇
 すれば則ち神祐佛助を祈るは人の情なり頼朝いかに英雄なりとて此の人情を脱する
 ことを得んやざるを神佛を藉りて人心を收攬せんとの詐謀なりと論するものあるは
 平和の時にありて死生の間に出入し危難に遭遇したることなき凡庸迂儒の論のみ詐
 略を以て一時の人心を收攬すともいかで鎌倉幕府百五十年の基を開くを得んや頼朝
 の神佛を崇敬せる衷心誠意より出づ其の崇敬のあどを見るに皆本氣ならざるはなし
 これ平安朝末路の虚文虚禮なるに優れること數等なる所以なり只其の神祇を神祇と

し、佛僧を佛僧とする區別あらざりしは、神佛混和の久しき時勢の然らざる所、頼朝の答にあらざるなり、今頼朝が神祇崇敬の事蹟を歴舉して、予の言の妄ならざるを證せむ

(い) 頼朝が神社佛寺に對する所存 頼朝が藤原泰經に遣し、後白河院に言上せしめたる朝務の條、四つあり、其の一、朝務等の事、其の二、平家追討の事にして、其の三は、諸社の事、其の四は、佛寺の事なり、以て頼朝が神佛に處する心事を窺ふに足るべければ、こゝに其の三四兩條を原文のまゝ、東鑑より抜きいでむ、蓋し壽永三年二月廿五日の條なり

一 諸社事

我朝者、神國也、往古神領無相違、其外今度始、又各被新加、歟就中去比、鹿島大明神、御上洛之由、風聞出來之後、賊徒追討、神戮不空者歟、兼又、若有諸社破壊顛倒、事者、隨功程、可被召付處、可被御裁許候、恒例神事、守式目、無懈怠、可令勤行、由殊、可有尋御沙汰候

一 佛寺間事

諸寺諸山、御領如舊例之勤、不可退轉、如近年者、僧家皆好武勇、忘佛法之間、行徳不聞、無用糧候、尤可被禁制候、兼又於濫行不信、僧者、不可被用、公請候、於自今以後者、爲頼朝之沙汰、至僧家、武具者、任法奪取、可與給、於追討朝敵

官兵之由、所存思給也

頼朝が覇業を創めたる可否にいたりては、識者の議論ありて定らねど、時勢は已むを得ずとするは、誰れも異議なからむ、其の中に、我が國は神國なりといへるは、流石に國體を知れりといひつべし、而して鹿島の神異を説きて、諸社の崇敬すべきをいふ、此の間更に詐略なきを知るべし、此の所存は、鎌倉幕府數代一貫したる精神なるは、次項に於ける貞永式目の條文にしらるゝなり

佛寺にいたりては、頼朝もまた僧兵の弊害を知る、僧家の武器は、頼朝の命令として、法律に任せて沒收すべしといふ、濫乎として犯すべからざるものあり、徒らに人心を收攬せむのみの手段にあらず、政治の本領を了得するものにあざれば、かゝる嚴烈の所存を吐露すること能はざるなり、而して鎌倉に於いては、禪學を奨励したるも、また奈良、京都の僧兵の囂々たるに懲りたる者にして、政教を分離せむとの、遠大なる計畫と、しられたり、即ち政教を分離し、神社は國體上は、た武家の安心立命の上より、特殊の崇敬をいたるは、大體を知れるものといふべし

(ろ) 伊勢大神宮の崇敬 頼朝の事を擧ぐるや、養和(壽永元年)二年正月二十八日、金百兩、神馬十疋を奉らんとて、股肱の臣千葉常胤、小山朝政をして、潔齋し、其の事を掌らしめ

き而して其の二月八日三善入道善信が草稿せる願文は、四海泰平萬民豊樂の爲なりといふ、即ち左の如し

維當歲次治承六年壬二月八日配吉良辰遣撰定、天前、右兵衛佐從五位、下源朝臣、禮代、御幣、砂金、神馬等、令捧齋持、天照百皇大神廟前、仁恐天毛申、天申、久賴朝訪、遠祖、神武天皇、初、天、日本國、豊葦原、水穗、用、令濫觴、天五十六代、仁相、當、留、清和天皇、乃第三、乃孫、與、利、擧、武藝、天護、國家、利、居、衛宮、天耀、朝威、須、自爾、以來、挾、野心、凶徒、征、罰、留、依、勳、功、天、惠、澤、身、仁、餘、利、武、勇、世、仁、聞、傳、和國、無、爲、仁、志、有、截、克、調、天、星、霜、三、百、餘、歲、仁、覃、布、處、保、元、年、中、與、利、洛、陽、仁、兵、亂、與、留、時、人、不、訪、湯、王、之、化、不、存、鎮、護、之、誓、須、犯、否、於、押、混、天、賞、罰、於、申、行、布、聞、平治、年、中、仁、賴、朝、無、咎、過、天、覃、罪、科、布、含、愁、憤、天、送、春、秋、留、處、仁、前、平、大、相、國、驍、勇、乃、令、從、黨、天、去、々、年、乃、秋、賴、朝、於、擬、誅、志、日、依、有、天、運、天、跡、布、加、鑄、道、令、道、留、本、自、利、不、誤、加、故、仁、神、乃、冥、助、奈、利、而、彼、平、大、相、國、還、天、賴、朝、加、謀、叛、乃、由、叡、聞、於、慈、須、即、奏、事、不、實、奈、利、披、陳、仁、無、便、志、天、只、仰、蒼、天、久、間、多、仁、華、夷、不、靜、須、逆、濫、重、疊、勢、利、厥、中、仁、聖、武、天、皇、草、創、鎮、地、乃、後、歷、四、百、餘、歲、多、留、逆、宮、道、令、焚、燒、條、蒼、生、誰、不、悲、歎、哉、凡、朝、務、遠、押、行、比、郡、鄉、滅、亡、須、留、是、豈、仁、非、謀、叛、乎、爰、平、大、相、國、

俄、早、世、留、神、慮、不、快、之、由、露、顯、奈、利、但、賴、朝、殊、所、恐、波、如、風、聞、波、熊、野、乃、衆、徒、號、志、天、姦、濫、遠、巧、幸、類、等、去、年、正、月、仁、皇、大、神、宮、仁、濫、入、志、天、御、殿、遠、破、損、志、神、寶、於、犯、用、須、因、茲、御、體、遠、皇、大、神、宮、乃、御、殿、乃、砌、利、五、十、鈴、川、乃、河、上、乃、畔、仁、假、奉、遷、云、々、亦、同、月、仁、彼、凶、賊、等、二、所、大、神、宮、乃、御、殿、近、邊、乃、人、宅、仁、亂、入、志、資、財、遠、搜、取、利、舍、宅、遠、燒、失、須、留、刻、祠、官、等、成、恐、怖、天、參、宮、中、天、令、騷、動、天、此、兩、條、全、賴、朝、不、謬、神、明、乃、仰、照、鑑、久、方、今、無、事、仁、遂、參、洛、天、防、朝、敵、天、世、務、遠、如、元、一、院、仁、奉、任、天、禹、王、乃、慈、悲、遠、令、訪、神、事、遠、如、在、仁、奉、崇、天、正、法、乃、遺、風、遠、令、繼、奉、縱、雖、平、家、毛、雖、源、氏、毛、不、義、遠、波、罰、志、忠、臣、遠、波、賞、志、賜、傳、兼、又、古、今、乃、例、遠、訪、天、二、宮、仁、新、加、乃、御、領、於、申、立、天、伊、雜、宮、遠、造、替、志、神、寶、遠、調、進、奉、上、所、祈、請、奈、利、抑、關、東、御、領、如、元、久、不、可、有、相、違、留、由、任、二、宮、注、文、染、丹、筆、天、奉、免、畢、此、凡、不、訛、謬、須、百、王、大、神、此、狀、遠、令、照、納、天、上、美、始、自、政、王、兔、下、迄、百、司、民、庶、天、安、穩、泰、平、仁、令、施、惠、護、天、賴、朝、加、伴、類、仁、臻、萬、夜、乃、守、利、日、乃、守、利、仁、護、幸、倍、給、倍、止、恐、天、恐、天、毛、申、天、申、久、

治承六年二月八日

前右兵衛佐從五位下源朝臣賴朝

此の願文は外宮の神主度會生倫内宮の禰宜荒木田成長等によりて神前に奏せしこと

端なく京都にいられたりしかるに頼朝は尙ほ參河目代大中臣以通に命じて、五月十九日再び告文幣物を大神宮に送りしに、其の月二十九日權神主は勅勘の恐ありとて、返送し來り、かつ關東神領不都合多きよしをいひ來れり、抑此の事は兩宮の神主禰宜源氏に同意したりといふ嫌疑深く皆迷惑せしかば、頼朝は書を送りて慰藉するのみならず、神は道理を受納し給へば、危ますして終始祈念せよと勧めたり、其の後豐受宮に御厨として、武藏國崎西、足立兩郡内大河土の郷を寄せ、其の他關東に在る大神宮領をば、武士の押領を禁じ、崇敬の實を擧げたり、わきて内宮は禰宜荒木田成長、外宮は神主度會生倫が、頼朝の爲に嫌疑の間を憚らず、能く祈願に丹誠を凝らしたる功勞に酬いんために、左の御厨を寄せたり、寄進狀左の如し

寄進 伊勢皇大神宮御厨壹處 在武藏國飯倉

右志者奉爲 朝家安穩、爲成就私願、殊抽忠丹、寄進狀如件

壽永三年五月三日

正四位下前右兵衛佐源朝臣

寄進 伊勢大神宮、御厨一處 在安房國東條 四至如舊

右志者奉爲 朝家安穩、爲成就私願、殊抽忠丹、寄進狀如件

壽永三年五月三日

正四位下前右兵衛佐源朝臣

建久元年伊勢大神宮二十年目の造營あるに當り、役夫工米を未濟せる地頭ありとて、催促せる返書は

家人地頭等に造營所の注文下知すべし、かつ宣下せらるゝにいかで對捍せしめんや、二十箇年に一度の役に候、旁々懈怠致すべからず候なり、宣下に背き候はん輩は、家人にてもいかで其の罪を行はれ候ざらんや、頼朝身上たりとも不當候はん時は、御勘當蒙るべき事にこそ候へ、云々(二月二十二日の頼朝書)

四月十九日には神宮使の訴によつて、信濃、越後、伊豆、駿河等數十箇國の地頭に嚴達し對捍の事實あるものは改易嚴罰せり、頼朝が神宮に對する、更に他念なきを見るべし。しかるに佛者の横暴憎むべきは僧徒等神宮造營の擧を嫉み、八王子、客人、十禪師、祇園、北野等の神輿を昇ぎ來りて衛府の陣頭に棄て之を妨ぐるにいたれり、朝廷も幕府も彼等に對しては手を出すすべなきにいたる、これらは神佛混淆の積弊にして、強ち頼朝を咎むべきにあらざるなり

(は) 鎌倉八幡宮の崇敬 源氏は八幡太郎義家が、男山八幡宮の社前に於て、元服の式を擧げてより、世々氏神として崇敬一方ならざりき

相模國鎌倉郡鎌倉村にあるを、鶴岡八幡宮をいひ、やはり應神天皇を祭れり、後冷泉天皇

の時源頼義が男山八幡宮を由比郷に勸請せしに起り、安徳天皇の治承四年頼朝鎌倉に入り、之を小林郷松岡の地に移しぬ。これを所謂若宮なる。後鳥羽の建久二年社殿焼けぬ。よりて若宮の後方山上に新に神殿を建つ。これ上宮にて今の本社なり。なほ若宮をも再造し上下兩宮とせり。

これより先頼朝の事を擧ぐるや、八幡宮を氏神とし、軍神として、尊敬淺からず、其の東鑑に見えたるは、治承四年十月十六日に若宮に於て、長日の勤行を始め、法華、仁王、最勝王經等國家を鎮護すべき三部妙典を讀經し、それより頼朝みづから參詣し、平氏征討祖業回復の事に、祈請を籠めたり。隨ひて八幡宮の事とし、いへば、勞を吝ます費を厭はず、或は鳥居を建立し、或は瑞籬を修理し、其の小林郷に移し、時のごときは、宮殿の營作に諸國の名匠を召集せり。上棟式には、みづからこれに臨み、遇、仇家の遺臣に狙はれしことすら知らざりし時あり。其の宮寺別當職の如きは、能々京都より中納言法眼圓曉を請じたり。蓋し圓曉は宮法眼と號し、後三條院の後、輔仁親王の孫、義家の外孫に當れり。頼朝はかくして變あれば、之を祈り喜びあれば、之を養ひ、室家一門隸屬を率ひて參詣せしかば、頼朝薨しても、鎌倉の尊崇は變ることなく、社領多く、末社攝社數しれず、恰も京都の男山八幡宮は、た加茂の社に於けるがごとく、放生會、臨時祭等盛大を極めたり。

一たび鎌倉幕府は倒れても、八幡宮の神威は武臣の頭を去らず、足利氏の關東管領、豊臣氏、徳川氏にいたるまで關東の鎮護、武臣の守神として崇敬動くことなく、明治の御代に及びて、國幣中社として尊崇させ給ふも尊しや。

(に) 各社の崇敬。頼朝は前述の大神宮、鎌倉八幡宮のみならず、各地の諸社をも信仰崇敬せり。其の重なるものは

- | | | | |
|-------|-------|--------|------|
| 熱田社 | 八剱社 | 宮根權現 | 能善權現 |
| 駒形明神 | 走湯權現 | 三島明神 | 熊野權現 |
| 若王子權現 | 住吉明神 | 富士大菩薩 | 祇園社 |
| 須宮 | 鹿島社 | 香取社 | 上總一宮 |
| 廣田社 | 宇佐八幡宮 | 石清水八幡宮 | |

右等の諸社、事あれば重臣を遣して告祭せしめ、或は在來の神領は嚴に武士の濫入狼藉を禁じ、或は神領を寄進し崇敬の實を表せり。中にも鹿島神宮の信仰は特に厚かりけむ。東鑑の記者は記して曰く

以常陸國橋郷、令奉寄鹿島社、是依爲武家護持之神、殊有御信仰云々

奉寄 鹿島社御領

在常陸國 橋郷

右爲心願成就所奉寄如件

治承五年十月十二日

源頼朝 白

又、熊野は平家歸依の神社たり、宇佐八幡宮は其の神官、大宮司公房は平家の爲勝利を祈騰したり、然れども頼朝は敬神に深ければ、とて共に其の罪を問はず、神領を舊のまゝにし、没收することおらざりき。睡毗の恨みをも必ず報する頼朝にして、此の寛大の處置ありしは、神祇の神聖にして、犯すべからざるを知らるなり。

伊豆の海やひろか小島の流れ木も花まく春にあひにけるかな (大塚清風)

第四節 順德天皇の御崇敬及び禁秘抄

禁記の本義千古動かず

順德天皇の位に即き給ふや、大に敬神の實を明らかにし給へり。建曆二年詔して曰く、吾が朝の彝範、敬神を先とし、萬機の政も祭を慎むを以て先とす。是を以て邦を治め、民を安んずるは、皆幽冥に依る云々。

近頃京畿諸國恣に末社を神領の外に齎ひまつるは、敬神の餘りあるに似て、遠て尊祭の不信に涉り、加之別宮末社の加増に就いて、都鄙田地の掠領をいたせり云々。京畿諸社祭の供奉、人装束或は綾羅錦繡を裁し、金銀珠玉を飾るは、神事の嚴重に似たりといへども、偏に國家の費なれば、永く禁制して違ふべからず。とて恒例臨時の祭儀を嚴にし、奢侈を停め、玩弄を誠め給へり。蓋し祭祀の本體を擧げさせ給はんの聖慮なりき。しかるにかゝる聰明の明天子も世の魔神の荒びをば防がせ給ふすべなかりけむ。後鳥羽天皇が北條征討の御意あるを以て、みづからも身を軽くせん。とて位を第一の皇子に譲り、仲恭天皇は立ち給ひぬ。しかるに承久の亂は御意と相協はず。遂に佐渡に遷され給ひ、配所の月にやがて御身をかくさせ給ひけり。畏き御身を以て著はし給ひし八雲鈔禁秘鈔あり、わきて禁秘鈔は一名を建曆御記ともいひ、禁中の故實が佛家のためはた武門のために、やうく廢れゆく形勢なりしかば、叡慮のあまりに記させ給ひけむ。著はし給ひしはいつとはさだかに記させ給はねど、文中に徴すれば御在位中建保五年の御製と覺えたり。賢所より始めて禁中の故實を委しく記させ給ひつれば、神祇史にとりても誠に貴き御鈔なり。まづはこゝに卷首の一節を原文のまゝ記し侍らむ

賢所

凡禁中作法、先神事、後他事、且敬神之敬慮、無懈怠、白地以神宮並内侍所、方不爲御跡、萬物隨出來、必先置臺盤所、棚召女官、被奉云々、自神代爲神鏡、如神宮奉仰爲伊勢御代宮、被留置也。

其の外御持僧事といふ條には、僧侶を精選す、古は三人に過ぎざりしを加増して六七人に及び、俗姓を先にし、智識を後にするはよろしからず、まして若き僧の美服を著する、朝家の爲に由なし、戒行相應にして身分凡卑の僧こそ君のために第一たれといひ、陰陽道の條に、殊なる事なき時御卜あるべからずといひ、女孀の條に、禁中の禮を失するもの多しと咎めたまひ、宣命の條に、神社の宣命は沐浴して御覽すといひ、又辭別あるには必ず草を奏せしめよといふ類、すべて彼の佛僧陰陽女官等の古禮に違へるところを誠め給ひ、此の神事政事等には敬慮を用ひさせ給ふべきことを記させ給ひ、後嗣皇の遺誠とせさせ給へるありがたさよ、あはれ

百敷やふるき軒端のしのぶにもなほあまりある昔なりけり
と詠せさせ給ひし聖慮のはごは、此の御代にこそ世に行はれざりけれ、建曆の詔に、此の禁秘御鈔に、皇家千載の鏡として、傳はりぬるは、誠に神の御意にやあらむ

皇室の神祇御崇敬千古渝らざるは此の禁秘鈔あればなり(正 彦)

第五節 貞永式目中の神祇制度

神は人の敬に依て威を増し人は神の徳に依て運を添ふ

北條氏が京都に及向ひまゐらせし罪はゆるしがたけれ、京都の威徳地方に及ばず、地方の政治みだれに亂れて、統一するところなく、人民塗炭に陥りしを救ひし泰時等の功また没すべからず、彼れ泰時等が頼朝以來の遺法を成文とし、御成敗式目五十一條を制定せし中には見るべきもの多し、まづ其の第一條に曰く

一可修理神社專祭祀事

右神者依人之敬増威、人者依神之徳添運、然則恒例之祭祀、不致陵夷、如在之禮奠、莫令怠慢、因茲於關東御分國々並莊園者、地頭神主等各存其趣、可致精誠也、兼又至有封社者、任代々符小破之時、且加修理、若及大破、言上子細、隨其左右、可有其沙汰矣
神は人の敬によりて威を増し、人は神の徳によりて運を添ふといへるは、平易にして能

く。至理を籠めたる言なり。崇敬の至情を盡くして後始めて恩徳威光感應す神人一致の妙理に盡く鎌倉時代に於ける神祇崇敬は誠意より出づ故に此の式目を編するに當りて思はず此の至理を吐露せしなり。第一條に神祇を云へるは大寶令禁秘鈔等に倣ひたりとはいへ、また以て崇敬信仰の深さを知りぬべし

又神社の領地其他に關し、舊慣を重んじ、關東の干渉を避け神社の自治に任せたるは左の條文にて明らかなり

一 國司領家成敗不及關東御口入事

右國衙莊園神社佛寺爲本所進止於沙汰來者今更不及御口入若雖有申旨聊不能叙用焉

次不滯本所舉狀致越訴事

諸國庄園竝神社佛寺領以本所舉狀可經訴訟之處不滯其狀者既背道理歟自今以後不及成敗

前項は國衙莊園神社佛寺と本所即ち其の神社佛寺を創立したるか保護するか進止すべき權力あるものとの關係には一切干渉せざることを明らかにし、後段には其の神社佛寺領の訴訟は本所即ち主權者の添狀を待つて裁判すべきことを明らかにせしなり

いづれも國衙莊園と同一に神社佛寺の歴史舊慣を重んじたるを見るべし且つ又破損の事は第一條既に修理神社といふ即ち此の修理に重きをおきたる知るべし其の方法は小破は其の社をして直ちに修理せしめ、大破は申出でにより附近の地頭等に命じ、又は鎌倉より直接修理したり。鹿島神宮の修營遲々するを以て地頭を責めたること東鑑に見えたり

又修繕費の出處は同式目によれば

- 一 他より莊園等の事につき訴訟せられたるとき、訴人即ち原告が論人即ち被告の證書を謀書即ち偽造なりと辨駁し、審理の未却て眞物なるときは、論所は論人に附與し、更に謀書なりと強辯せし原告をして贖銅を出さしめ、以て神社佛寺の修理に附す、其の數は明文なければ、註者は贖銅一百二十斤なるべしといへり
- 二 亡夫の所領を譲り受けたる夫人、貞操を守らず改嫁したるときは、其の所領は亡夫の遺子に與ふ、其の遺子なきときは別の御計ひあるべしといへり、註者此の御計ひとは社寺の修理をいふといへり
- 三 訴狀により三度まで召文を受けて參上せざるときは、訴人即ち原告理あれば即決し、訴人理なしと雖も、論人即ち被告三回の召喚狀に應せざるときは、其の論地等

を被告より没收し、他人に給與し、其の所従の牛馬竝に雜物をば寺社の修理に付けらる

以上神社等の破損は神戸神領あるものは、其の税を以て修理し、封戸神領なきか、又は大破したるものは、附近の地頭等に命し、又は民事裁判上收公したる一部分を以て、營繕したるもの、如し、寺院の修繕もまた之に準じたるなり

第六節 社寺の爭論及び寺院の横暴

貞永式目に於て、國衙の莊園神社佛寺等は、更に口入せじ、若し申す旨ありとも叙用せずと規定し、舊慣を重んじかつは紛雜を避けたり、然るに大社舊寺の間には積年の餘弊を除去すること能はず、往々論爭紛議起りて、鬭争を企つることなきにあらず、文暦元年にいたり、石清水八幡宮寺と興福寺とは、山城國薪大住の兩庄に於ける用水論より確執を生じ、六月南都の衆徒は薪庄に押し寄せ、八幡宮寺は神輿を奉じて嗷訴を企てたり、又叡山の衆徒は近江の佐々木高信鎌倉の評定衆が日吉の神人を殺したる處分運々たりとて、日吉三社の神輿を奉じて勅裁を仰がんとす、六波羅の兵之を近衛河原口に防ぎて互に死傷ありき

鎌倉に於ては六波羅の報を得、八幡宮寺と興福寺とに對しては

無道の濫訴によりて、非分の朝恩に浴せば、今より以後輒く神輿を動かすにいたらむ依て奏聞を経て別當職を改補せしむべし

又叡山の衆徒に對しては

争鬭の發端たる佐々木高信を勅裁のごとく鎮西に配流すへし、又叡山の衆徒は、みだりに神輿を動かし、天聽を驚かし奉りたるは、理不盡の惡行たれば、其の張本を差出さしめ、嚴刑に處すべし

と六波羅に傳達せり、當時の處分としては、頗る果斷なりと謂つべし、しかるに山門は、張本を出すことを肯んせず、鎌倉は前議を固執せり、山門の衆徒は憤激の極、新に造られたる神輿を中堂に振上げ、衆徒嗷訴す、朝廷は七月二十八日遂に勅免の諭旨を賜はり、事落著せり

興福寺は一たび六波羅の慰解によりて退きて寺門を開きしが、猶ほ鎌倉より八幡宮寺をかばふを嫉妬する心やうせざりけむ、二たび起りて南都騒動す、依て京都六波羅に於て、在京人近國の輩及び大番オホバンの武士を召集し、警衛し、鎌倉にては、後藤基綱を上洛せしめ、大和に在る衆徒の領地を没收し、新に地頭を補し、畿内の武士をして南都の道路を塞が

しめ、殊に勇敢決死の士を特派して衆徒を壓殺せしめんとせり。しかるに興福寺の衆徒は地頭を補せられ、塞關をおかれ、糧食絶え兵士集らざれば、餘義なくみづから城郭を破壊し、僧綱以下寺にかへり門を開き佛寺を修せり。こゝに於て鎌倉にても新補の守護地頭を停止し、元のごとく寺家に附けられ、南都靜謐に歸せり。時に嘉禎二年十一月なり。これ鎌倉幕府が寺社の横暴を制せし成功の一なり。遂に延應元年四月僧徒の兵仗を禁制せり。

第七節 異様の諸祭

神界の百鬼夜行

神佛混和の餘弊と、陰陽道の流行とは神祇の本體を亾損し、祭典の眞儀を破壊するもの尠からざりき。又人心活潑にして、事を爲さんとする創業時代は、神祇に對する觀念も單純かつ誠實なれば、神祇を崇敬すること多くは其の道を誤らざれども、人心沈滞して、萎縮するときは、變妖に驚き、病災におそれ、迷惑の極、あらぬ方にのみすさびゆくは、世の常なり。

げにや、鎌倉も頼朝の創業時代は、神祇に對する精誠も見らるべきもの多かりしかど、頼朝薨して後は、二代の少年將軍、一は酒色に溺れ修善寺畔長き恨みを殘し、一は和歌に流れ遂に入幡社頭の露と消えしよりは、幼冲の將軍は其の系統あるにあらず。全く一の尸位たるに過ぎず。外戚の北條は父子心を異にし、尼將軍の名は嫉妬を以て頼朝を苦めたる餘勢、總に武士の心を繋ぎ、王師に抗し得たりといへども、忠臣義士は徒黨と疑はれ、宿將世家は謀叛と強ひられ、喧争相つぎ、誅殺寧日なく、嫌疑前に横はり危難後ろにせまらる。人心洶々たるをりから、一人二人の泰時ありとて、いかでか此の積弊を救ひ得んや。承久より貞永を経て文曆、嘉禎にいたり、起請文の制及び各種の祭目は頗る異様に感せらるるものあり。此等は皆將軍宿將を始めみづから行ひたるもの、處は幕府の南庭、八幡宮等なれば、護摩修法の如きも、皆一つの祭とやいふべき。但し佛法より來りしものも愛染王、金剛童子、不動、炎摩天等皆勇武のもの多し。現時に存する佛像神體等鎌倉時代の特色には多く武勇なる姿勢あるは、流石に武士の心を見るべきなり。さて其の祭目は

佛法より來れるもの

- 愛染王、護摩
- 佛眼
- 炎摩天、供
- 如意輪護摩
- 十一面護摩
- 金輪王
- 北斗護摩
- 不動供
- 金剛童子護摩
- 仁王百講
- 如法咒
- 尊星王護摩
- 冥道供

陰陽道より來りしもの

泰山府君祭	天官地府祭	四角四境祭	天地災變祭
七曜供	土公祭	鬼氣祭	電神祭
靈氣道斷祭	屬星祭	靈所祭	大白星祭
方遼	反閉	外典大歲八神祭	大將軍祭
日曜供	羅喉星祭	月曜供	百怪祭

第八節 起請文

神祇を保證人とする

泰古のうけひは此の時代にいたりて起請文と變せり起請の義は足利時代の清原三位入道宗尤の註にいはいくオコシジャウズと訓む天神七代地神五代を起し請することなり左傳の會盟の法は諸國の君會して今より後互に相替るべからずと誓ふ八尺に壇を築き木を八角に削り七尺に伐つて日月五星二十八宿七星九曜十干十二支山林河海の守護神を書きて下に先祖の氏名をあらはし壇に立てアメウジなる牛を一匹左の耳を切りて血を盆に入れて貴人より次第にすゝり其の牛を壇の下に埋めて曰はく此盟に背かば此の牛の如くならんと之を同盟の法といふと

鎌倉幕府式目制定のときは其の前に起請の座を鶴岡八幡の拜殿の背に新設し十三佛を本尊にかけまつり泰時時房を始めて十三人アメウジの血をすゝり壇をば鳥居の下につきて牛を埋め私心なきを誓へり其の文は左の如し

起請

御評定間、理非決斷事

右愚暗之身、依了見之不及、若旨趣相違事、更非心之所曲、其外或爲人之方人、乍知道理之旨、稱申無道之由、又爲非據事、號有證據、或爲不願人之短、乍知子細、付善惡、不申之者、意與事相違、後日紙繆出來、凡御評定之間、於理非者、不可有親疎、不可有好惡、只道理之所推、心中之存知、不憚傍輩、不恐權門、可出詞也、御成敗事、切條々、縱雖不違道理、一同之憲法也、誤雖被行、非據、一同之越度也、自今以後、相向訴人、竝其緣者、自身者雖存道理、傍輩之中、以其人之說、致違亂之由、有其聞者、已非一味之儀、殆貽諸人之嘲、歟、兼又依無道理、評定之庭、被棄置之輩、越訴之時、評定衆之中、被書與一行者、自餘之計、皆以無道之由、猶似被存之歟者、條々子細如此

若雖爲一事、存曲折、令違犯者、梵天、帝釋、四大天王、惣日本國中六十餘州、大

小神祇、別伊豆、菅根兩所權現、三島大明神、八幡大菩薩、天滿大自在天神、部類眷屬、神罰冥罰、於各可罷蒙也、仍起請如件

貞永元年七月十日

連署

これにて鎌倉時代に於ける起請の一斑をしるべし。起請文の有様は後來多少の異同あり、皆神祇を保證人として至誠を誓ふに外ならず。しかるに戰國時代にいたりては、起請文をかくときは、いつも甲乙乖離のとりなれば、誓を破るもの少なからず。借金證書の返済の文字のいつも、反對の結果あるがごとく、神罰の文字も、多くは權略家に弄れて、其の威光を損ずる端となりしこそ口惜けれ

但し鎌倉にては、起請文盛んに行はれ、遂に起請失の篇目あるにいたる。嘉禎元年閏六月二十八日の規定乃ち左のごとし

一、鼻血出る事 一、起請文を書きたる後病む事、但し本病を除く、一、鴉、烏の糞かゝる事、一、鼠の爲に衣裳を食はるゝ事、一、身中より下血する事、但し楊枝を用ふるるとき、月水痔病を除く、一、重輕服の事、一、父子罪科出來する事、一、飲食のとき咽ぶ事、但し背を打たるゝ程のもの失と定むべし、一、乗用の馬斃るゝ事、以上九箇條也、是れ政道に於て、私なきを以て、先と爲す。しかるに事を論ずるに疑決あり、是非端なく神道の

冥慮を仰ぎ犯否を糺さるべしといへり。(東鑑譯)

以上の文によれば、當時起請の嚴格なりしを知るべし。又諸社の神人竝に神官は他社に於て行はずと雖も、京都は自社他社を論せずして、北野神社にて書きたりといふ

第九節 最明寺時頼の信仰

時頼は北條五代の執權たり。北條氏に就いて其の人物を問はゞ、泰時に次ぐに時頼を以てせん。彼れは弘長三年卒したり。年僅かに三十七歳なりき。然れども彼れが諸國を行脚し、民政に心を用ひ、嘉言善行傳ふべきもの尠からず。中にもその教訓の文の如き、鎌倉時代に於ける神祇及び佛陀に對する信仰の一斑を知るに足らむ。その「最明寺教訓の文」と題する遺訓の一節に曰はく

佛神を朝夕わがめたまふべき事

夫、神は人のうやまひによりて威を増し、人は神の徳によりて運をそふるることなれば、専ら正直を宗とし、神明佛陀を信すべし。今生にては福壽增長の恵にあづかり、後生にては安樂世界に生るべし。よくよく心得給ふべきなり

出家をそしることゆめくあるべからず。出家誹謗は佛體より血を出すにひとしき

れば今生にては佛神の加護にもれ、未來にては鐵の箆にて舌を抜かる、只一切の出家にむかひては、其の人の善惡に目をかけずして、生身の釋迦如來どうやまふべし。此の旨經論の談説に明かにみえたり。

いろよき花を見ては、手折らすとも、佛神にまゐらせばやと思ひたまふべし。たとひ佛神の御前ならずとも、此の心がけあるべきなり。あながちに心にまかせて折とることしかるべからずよく心得たまふべし。(以上節略)

是れにて鎌倉時代の觀念は、貞永式目の第一節に云へる、神は人の敬によりて威を増し、人は神徳によりて運をそふといふにありしを、しるべし。また神佛を同視したるは、當時殆んど此れは神、彼れは佛の區別あらざりしを、しるべし。これ神佛混同の久しき殆んど兩者混和し、神佛そのものにも信仰する人の心にも決して二者別物たりし考へはあらざりしなり。故に佛に對する心は即ち神に對する心なりしなり。

白雲のさけて一夜もかたらすば深き心も世にはしられじ。(長澤伴雄)

第十節 弘長年度の社寺戒飾

祭は豐年に奢らす凶年に儉せず

弘長元年二月、大に社寺戒飾の令を發せり。時に鎌倉の執權は、長時政村たり。然れども、最明寺時頼は、諸國を行脚し、神社寺院の實況を視察して、此の戒飾を出さしめたるものなり。東鑑二月二十九日の條に、關東御分の社寺、殊に神事を興行すべき由、日比其の沙汰あり。今日より之を始め行はると記し、左の文を載せたり。こゝに其の神社に關する分を示さじ。

一 諸社、神事勤行事

祭、豐年不奢、凶年不儉、是禮典之所定也。而近年、神事等或、陵夷背古儀、或、過差忘世費、神慮難測、人有何益、自今以後、恒例祭祀、不致陵夷、臨時禮奠、勿令過差矣。

一 可修造本社事

有封社者、任代々符少破之時、且加修理。若及大破、言上子細者、隨其左右、可有沙汰之由、被定置訖、而近年社司、恣貪神領、利潤無顧、社壇之破損、匪管不恐、神慮專可謂忘公平。自今以後、於背此制法、輩者可被改補其職矣。(東鑑)

又僧侶の勤修の名のみありて誠信を抽きんする志なく不法の動作多きを咎め人々が堂舎供養の費多く供佛施僧に家産を費すこと等を誡めたり蓋し當時の將軍家は京都より來りて從屬の士大夫も諸々の佛會等に惑溺し鎌倉の武士も其の風に感染するを併せ戒めたるがごとしこれ此の戒飾は長時等の名を以てしたれど時頼が苦心の餘りに出でたるを知るべし

第十一節 元寇の來襲に就いての祈請及び神祐

神國の神國たる所以こゝに顯はる二十歳の時宗能く國難に處す

希世の英雄鐵木眞は兵を用ふる神の如く國を滅すこと四十西夏を平げ西域を定めたり其の子窩闊臺金を滅し宋を侵し國勢益昌んに其の子忽必烈に至り益強大にして四方貢を致すもの千餘國ありきとぞ彼れは我が邦の富庶をきい高麗を介して我に通好せんとせり

龜山天皇の文永五年正月蒙古の使播阜太宰府に來りて蒙古及び高麗の國書を致せり府は鎌倉に廻致せり鎌倉之を朝廷に奉れり然るに廷議は或は答書を送るべしといひ或は其の使を斬るべしといひ決せず遂に參議菅原長成に詔し答書を草して鎌倉に下

し給へり

鎌倉は將軍惟康纔に五歳時宗は弘長二年の冬に執權となり年方さに二十氣鋭く志剛し蒙古の書辭不遜なるを以て答書すべからずとて覆奏其の不可を陳して遂に遣はさ

天皇は宸愛在らせられ二十社に奉幣し殊に伊勢大神宮には四月右近衛大將藤原通雅を遣はされ宸筆の宣命を奉らしめ給へり又六月に神功天智宇多後三條後鳥羽土御門天皇の七陵に使を遣はして告げさせ給ひぬ

蒙古主また趙良弼を遣はし八年九月筑前に至る之を鎌倉に致す時宗また之を却く而して鎮西の將士を戒め防禦を嚴にせしむ天皇憂慮し給ひ二たび權中納言藤原公守を大神宮に遣はし國難を攘はんことを祈らせ給へり

十一年正月天皇位を後宇多天皇に譲らせ給へり然るに其の十月蒙古漢の軍一萬五千人高麗の軍八千人船艦九百艘來りて對馬壹岐に寇せり對馬守護代宗助國壹岐守護代本經高之れに死せり敵は二島を抄掠し筑前博多にせまる九國の將士難に赴く者十萬二千人迎戰風雨に乗して之を塵殺し元軍纔かに遁れ歸りしも一萬三千五百餘人を

失ひきといふ
十一月六日、捷聞京師に達せしかば、其の翌七日、十六社に、十三日、三社に奉幣して、戦勝を告げさせ給へり

建治元年、蒙古國を元と號し、またも使を我が邦に遣はし、太宰府は之れを鎌倉に送れり。九月七日、時宗は元使杜世忠以下九人を龍口に斬り、其の首を梟せり。かつ其の十月に鎮西の探題を置き、同族實政を之れに充て防備おさく、懈りなかりき。三年正月十二社の祭儀を始め、一ヶ月に一社つゞとし、外寇を攘はんことを祈らせ給へり

元主は使者を斬られしを聞き、出師準備に三年を費し、其の一軍忻都、洪茶丘等、蒙漢麗の軍四萬戰艦九百艘を以て對馬壹岐を犯し、遂に太宰府にせまる。少貳資時等之れに死せり。時は弘安四年五月なり。九州に集まれる將士防戦能く力むと雖も、いまだ大捷を得ず。諸州人心洶々たり。
於是龜山上皇は親ら石清水日吉春日に詣り給ひ、石清水にては一夜を祈りあかせ給へり。きこは六月二十日の事なり。また權大納言藤原經任を伊勢に遣はされ、宸筆の宣命を大神宮に捧げ死を以て國難に代らんことを祈らせ給へり。きこは閏七月二日の事なり

りき

元將范文虎等蒙古軍十餘萬船艦三千五百艘を率ゐ肥筑の海上に來りて、先發の洪茶丘等の軍に會し、勢威益盛なり。我が防戦能く力む。敵は一たび退いて鷹島に據れり。大凡肥筑の海上、七八月の大風起らんとするや、海鳴り山震ひ、其の音響すさましく、龍登り虹現はれて、其の氣象すごし。或は濛霧盡晦く、或は焰蒸朱を流し、密雲横さまに馳せ、電雷閃き轟きて、種々の變幻形容し得ぬ。はごなるは例年の事にて、人皆颶風の兆とし、海上相戒むといふ。敵軍は之れを知らねばや、山影波に浮ぶを見て、暗礁あるかと疑ひて敢て近づかず。青龍海中に見はれ、硫黄の氣、虚空に盈つるのみならず、怪異百出するに膽を奪はれ、賊將まづ遁れんとす。全軍の狼狽知るべきなり。をりしもあれや、颶風果して起り、海水簸蕩して、賊船皆覆没し破壊す。左副都元帥阿刺帖木兒以下溺死するもの算なし。流屍湖につれ海中に浮ぶこと山の如し。少貳資時等之を襲撃し、大に勝つ。蒙漢麗の軍十五萬人中戦没するもの蒙漢の軍十餘萬人、麗軍七千餘人なり。きこいふ。時に弘安四年閏七月なり。
伏見天皇の永仁元年三月二十日、太政官符を以て、伊勢伊雜社を伊雜宮、風宮と改め、天皇親ら文を製し、外敵降伏を祈らせられ給へり。八月また權大納言藤原爲兼を伊勢

に遣はされ、宸筆の宣命を捧げられ、原文はいかなりけむいまだ拜するすべなけれど、元寇紀略に見えたる漢文を其のまゝこゝに記してむよし畏き業ながら

朕忝稟苗胤、謬守神器、去年冬、蒙古奉書、不遜之甚、至以干戈、要和好、安危難、決、理亂、巨辨、緯既起于文永、延及今日、將卒成鎮、衆庶苦役、加之天屢呈變、地頻示妖、炎旱、涉旬、稼穡不登、是則朕薄德所致、職由失其柄、宗廟不祐、賢臣不佐、而今而後、興廢繼絕、道祖宗之道、德帝王之德、故今齋戒、凝念、懇祈、皇大神、即遣使、薦庶品、尙神靈、攘災孽、撥逆亂、寶位無動、海內靜平、願垂靈降、

あはれ、文永五年蒙古の使來りしより、其の十一年に一たび之れを撃退し、弘安四年に二たび元寇を壓殺せりと雖も、元主忽必烈の怒は益甚しく、我の之れに備ふる九州中國の防禦もいかに困難なりけむ、文永より此の伏見天皇の永仁元年まで二十四年、内には時宗既に薨し、人心洵々たれば、いかに宸憂を勞せさせ給ひけむ、おもひまつるも畏しや、されど敵にも元主忽必烈殂して三たび來襲する能はず、彼れに永く神國不可犯の觀念を與へ、爾來數百年邊警なかりしは、おに神祐なしとせんや

皆人のこゝろがぎりつくしてし後こそ頼め伊勢の神風 (孝明天皇)

神風行 神風もたけき心の中よりや吹く (小野菘)

神風行

梁川星巖

天竺怒神風作、卷起高濤、如山嶽、十萬軸、同時覆、休莫休莫、騎主送止、再舉、驥、驥、驥、聞者膽皆落、爾來暗寧五百年、無復一妖、親邊境、何物、洋、夷、足、奇、傑、威武、皇、張、壓、群、西、城、皆、有、脚、日、千里、北、伐、南、征、得、自由、意、氣、欲、吞、五、大、洲、已、掠、歐、羅、巴、及、支、那、天、竺、偏、師、到、處、無、敵、又、聞、比、來、漂、琉、球、得、非、假、路、親、皇、國、休、莫、休、莫、休、莫、汝、不、知、白、日、出、處、金、鐵、流、鋒、又、之、利、嘆、千、莫、當、其、短、兵、接、戰、時、飛、星、激、電、光、閃、爛、縱、令、汝、輩、千、百、億、手、弄、火、機、々、亦、不、過、發、々、亦、不、過、中、命、在、破、竹、只、一、擊、何、況、日、靈、役、風、神、籠、攝、大、經、輕、芥、塵、嗚、呼、汝、不、知、昔、時、蒙、古、來、能、生、還、者、僅、三、人

第七章 近古神事ノ衰頹

後醍醐天皇の御即位より南北朝、足利氏を経て、正親町天皇即ち豊臣氏まで、凡そ二百八十年間

第一節 總論

物盛んなれば、則ち衰へ、衰ふれば、則ち盛んなるは、神政の上にも免れざる事なりけり、近

古南北朝足利氏凡そ二百年間は其の衰の極に達せし時なり。織豊二氏にいたりてや、興復の兆顯はれ、快心の事一二なきにあらざれども、それも古の盛時に比すれば十中の二三が昔時にかへりしのみ。今事實に徴して概論せん。

後醍醐天皇の元弘の恢復は、神祇の上にも復古の御施設あるべき筈なれど、此の恢復は、武士勤王の功ど、かつは南都北嶺の僧徒の力多きに由れば、此れ等に憚らせ給へるか、はた天皇が御心を佛教の上によせ給へるためか、神政上特書すべき事なきを如何にせん。南北朝五十年間は、此處に戦捷の祈願あるかとおもへば、彼處に社壇を焼き拂ふ兇徒あり。南朝に精忠を抽んずるがためには、北朝の奉幣を隔てざるを得ざる北畠氏あり。三種の神器は兵力によりて授受を強ひられ、又は賊徒の手に落ちて、三十餘年間、天皇の御許にあらざりしことあり。皇室漸く式微にして、神祇の威靈また地を拂ふかなしいかな。足利氏の世となりては、數代の將軍多くは凡庸、政權漸次下に移り、經氏が詐謀を以て得たる。天下は、臣下また詐謀を以て之れを奪ふ。其の代や十三、甚だ長しといへども、能くみづから政務を執りしは、二三代のみ。政權下移の弊は、賄賂公行し、賞罰顛倒し、上に威信なく、下に心服なし。徳政盛んに行はれて、惡政の極に陥り、苛税重斂、民生を安んぜず、驕奢淫逸の風は大に國俗を破壊せり。君子國の實果していづこにかあるを、まして神國の名を完

うするを得んや。應仁亂後は、暗黒時代ともいひつべく、神祇の光も、しばしは放たせたまふすべなかりしなり。神は人民の崇敬によりて、威徳を増し、人は神祇の擁護によりて、運をそふどは、貞永式目の金言なり。濟度しがたき足利氏には、神を目をやつぶらせたまひけん、耳をや塞がせたまひけん。筆を染むるかひなきぞなげかはしき。唯々此の時に當り、大に注意すべきは、南朝の源、准后、足利氏の世なる一、條禪閣の著述なり。准后の著、神皇正統記は、天下後世をして、天神地祇の尊嚴を知らしめ、國體の千古動かざるを悟らしめ、神器皇位の離るべからざるを諒せしめ、元々集は、神祇の幽玄なること等を説き、職原鈔は、我が邦官制の重大なることを記し、後世の人をして、則るところを知らしめたるよしや、當時に行はれざりしかども、後世を闡發すること、それ幾干ぞや。又禪閣の代始鈔、公事根源の節、會儀式の模範となり、樵談治要の人君の教程たるがごとき。此の暗黒時代の燈光とやいはん。織田右府豊臣太閤の施設は、衰極まりて、漸く興る機運に再會せり。殊に右府が明断なる頭腦より、いづる果斷を以て、神佛混同の弊を打破し、痛く佛者の驕慢横逆を斥け、京師積年の惡魔を退治し、國家將來の益毒たるべき一向一揆を挫折したる偉勳は、永く滅すべからざるなり。又織豊二氏どもに、尊王の大義を存し、徳川氏をして、矜式するところあら

い、め、た、り、ざ、れ、は、南、北、朝、足、利、氏、の、常、夜、ゆ、く、こ、い、ち、す、る、時、代、を、經、て、わ、づ、か、に、一、片、の、光、明、さ、し、そ、め、た、る、は、織、豊、二、氏、な、り、か、し、冀、く、は、左、の、各、項、を、見、て、此、の、言、の、証、言、な、ら、ざ、る、を、知、れ

第二節 後醍醐天皇の神祇崇敬

後醍醐天皇は、英明の資を以て、夙に皇權を恢復せんとの叡慮あり、御即位後、元應元年諸公卿に勅して神事興行を議せしめ給ひ、元亨元年辨官五員をして諸社の祭祀及び祈年鎮魂、大祓其の他年中の諸祭を分掌せしめ給ひて、大に廢絶の典を舉行せんとの聖意深かりきしかれども、元弘建武の大亂となり、笠置山の潜幸、隱岐の遷御あるにいたり、折角の聖慮も事實に見んこと覺束なき世となりぬしかれども、神璽をばしばしも玉體を放たせ給はず、旦暮沐浴して神宮を遙拜して、逆賊を誅滅し、皇室を興復せんことを祈念し給ひき、此の精誠の祈念には、神祇も感せさせ給ひけむ、笠置の行宮に靈夢を得て楠氏を召させ給ひしは、あに神祐なしとせんや

暴威に募りし北條氏遂に倒れ、官軍京師を復し、鎌倉を平げ、天皇は神器を奉じて還御し給へり、時の人全く神祐なりと畏み喜びぬされば、政治をもつとめ、神事をも興し、報賽の

典をも擧げさせ給ふべきに、さはなくて、奢侈に流れ、賞罰其の道を得ざりしのみならず、故實に明らかなる藤原、藤房は、世を過れてより、徒らに大内裏の修造等に力をこめ給ひ、人恨み、神怒る、わきて元弘四年、安鎮國家法を修せしめられしことこそいぶかしけれ、うは俄に紫宸殿の皇居に壇を構へ、竹内慈嚴僧正を召して、國家安鎮の法を行はれき、然るに其の護衛の士三浦介高繼と千葉介貞胤とは、其の席を争ひて、出仕せず、遂に國家安鎮の法は天魔の前驅とぞなれりける

皇統は南北朝に分れ、正系の天皇は、またもや吉野の行宮に潜ませたまひ、世は武家室町の天下となりぬ、惜むらくは、政事に神事に聖意いたらぬと、ろやありけん、皇家の稜威衰へゆきて、横暴の士神社を焼くものあり、神寶を奪ふものあり、これより神祇崇敬の典大に廢頽せり

○ さはいへど、後醍醐天皇が吉野の潜幸には、稻荷の神赤雲を起して暗夜を照し、義良親王の奥州下向には、奇光赫灼として御舟を護り、やがて吉野にかへり入らせ給ひて、遂に南朝第二の帝とたち給ひぬ、源准后が神明の導き給へるものかと驚嘆せるは、げにさることぞおぼゆる、されば神祇の冥助加護なきにあらず、唯、佛法陰陽道の積弊は、天神の光を遮り、地祇の徳を覆ひて、英明の人主すら、神意承遵の道をあやまらしむ、悲しいかな

すべて紛亂の世は人心迷信をた多く雲景の未來記、崇徳院の御祟、この天狗、かしの天魔、その惡靈等、佛者または術者の神祇に假託するものも甚だ多し。殆んどいづれを假託、いづれを神爲と分別しがたからしむ。かゝるものの中には、まことに神の御爲もあらむ。また神の御爲と強ひたるもあらむ。是れ皆神佛混淆の餘弊なり。今よりその正否を區別せんは、甚だかたく、唯、神聖なる神祇も卑陋なる佛者のために應用せられ、殆んど神祇の本體を滅却せんとす。實に歎すべきなり。

第三節 新田義貞足利尊氏等武將の敬神

武士は死生の間に出入し、危難の地に遭遇すること常なれば、神祇を重んずるのみならず、新田義貞足利尊氏のごときは、共に源氏なれば、氏神としては八幡宮を崇敬すること至れり盡せり。其の他楠父子北畠菊池氏のごとき、敬神の情に厚かりしは、史上歴々として數へつべし。而して、此れ等の武將は、みえの、ために、儀式的に行へるに、あらず。また人を欺かん、ためにも、あらず。なり。當時風俗大に紊れ、人心漸く浮薄になりたり。とはいへども、神祇に對しては比較的至誠なりしなり。

尊氏の始め鎌倉を發して上洛せんとするとき、北條高時は實に尊氏の二心あるを疑へ

り。こゝに於てか、尊氏に強ふるに起請文を以てせり。起請文は神を證人として詐りならざるを誓ふものなり。尊氏は躊躇したり。躊躇して弟直義に謀れり。直義は「天に代り無道を誅し、君の御爲に不義を退げんとす」とひ詐りて起請すども、神佛はなごか忠烈の志を守らせ給はざるべき」と勸めしかば、僞の起請を爲しぬ。尊氏がいかに苦心したるかは、はゞはかり知りぬべし。

かくて尊氏は鎌倉を發して、丹波の篠村にいたりて、正義の旗を揚げ、檄を四方に飛ばしたり。其の篠村に在る八幡宮に奉れりし願書左の如し。此の願書は太平記にある文とは異なれり。されど史徵墨寶に其の原文さへあれば、篠村八幡宮の方をとれり。

敬白 立願事

右八幡大菩薩者、王城之鎮護、我家之廟神也。而高氏爲神之苗裔、爲氏之家督、於弓馬之道、誰人不優異哉。代々滅朝敵、世世誅兇徒。于時元弘之明君、爲崇神爲興法、爲利民、爲救世、被成綸旨之間、隨勅命、所擧義兵。然、問、占、丹州之篠村宿、立白旗於楊木本、爰於彼木之本、有一之社、尋之村民、所謂大菩薩之社壇也。義兵成就之先兆、武將頓速之靈瑞也。感淚暗催、仰信有馮、此願忽成、我家再榮者、令莊嚴社壇、可寄進田地也。乃立願如作。

(史徵墨寶考證)

元弘三年四月二十九日 前治部大輔源朝臣高氏敬白

此の文は匹埴妙玄筆を取りしを、尊氏判を据ゑ、上差の鏑箭一筋を添へて納めたり。吉良石堂、仁木、細川、今川、荒川、高、上杉等の部將も上矢一箭を奉りきとぞ。すべて武將は此の頃より上箭を奉納するを例とせり。さて此の旗擧は神も納受ましましけむ。士氣大に奮ひて、兵聚まるもの五萬に達し、遂に尊氏をして名を成さしめられたれば、其の後建武二年上總の梅佐古等を寄附し、崇敬の實を擧げたり。

又義貞の北國に落つるとき、日吉神社に祈りし言葉は殊にあはれなり。

臣苟くも和光の願を待みて、日を送り逆縁を結ぶこと日已に久し。願くは征路萬里の末までも擁護の御庇を廻らされて、再び大軍を起し、朝廷(北朝)を亡す力を加へ給へ。我れ縦ひ不幸にして、命の中に此の望を達せずといふとも、祈念冥慮に違はずば、子孫の中に必ず大軍を起す者有つて、父祖の尸を雪めんことを請ふ。此の二つの内一つも達することを得ば、末葉永く當社の檀徒となつて、靈神の威光を輝しまつるべし。(太平記)と祈誓し、新田家累代の重寶たる名劍鬼切を奉納せり。(一に獅子丸ともいふ)以上の例にて武將が神祇に對する信念を知るべし。

さて足利氏が兄弟相凌ぎ父子相戦ひ、倫常地に落ち風俗壞亂せしをりは、神もいづれを

助け、いづれを懲し給はんは、誠に覺束なきかぎりなるべし。されど其の間に神威犯しがたきものあるを認め得る微光なきにあらず。足利直冬は父尊氏は叛きて相戦ひしをりなりき。敗兵を聚め父と戦はんために石清水八幡宮に祈り、かつは神託を得て軍氣を回復せんとせり。しかるに神は神子に神懸すらくは

たらちねの親を守りの神なれば此の手向をば受くるものかは

と神歌をくりかへしく告げさせ給へり。此の赫々たる託宣には部下の諸將士皆おちおそれて散亂せりといふ。神の非禮を受けたまはざるは知られぬべし。されば亂臣賊子がいかに神祇をいのりたりとて、なごか感應あるべきぞ。しかるに現今盜人が其の罪を掩はんとして神をいのるを罵りながら其の聲に倣ふものなきにあらず。嗚呼のかぎりやいはん。さりながら其の過ちを悔悟せんには、神も慰藉を與へ給ふべし。すべて神祇に對するには、真心より起る畏敬の信仰ならざるべからず。而して此の眞の畏敬は、死生の地を踏みたるものにて、始めて發露するものなれば、其の形式の如何に關せず。武士の信仰は他の迷信にまさるものあり。こゝに特に一節を存せしなり。

第四節 北畠准后の敬神及び其の著書神皇正

統記、職原鈔、元々集

南朝第一の元老にして、内は能く國體の大義を體し、有識故實に明らかにして、外は儒教佛法のおくを窮め、老莊のみちを盡し、南朝危急の際に當り入りては、朝政の樞機に參し、出でては、閩外の重任に當り、三艸四木枯落の間にも、屈せず、撓えず、一身を君國にさいげても、南風競はざるを歎きて、正統の回復を百年の後に期し、神皇正統記を著はせり。まづ准后が神道に對する學說より列擧せん

(い) 其の學說 准后の見たる神道は、有馬文學士の說最も能く其の大要を得たれば、

こゝに其の原文を掲げん、但し談話體なるを普通文に改めつ

純粹なる神道家ならねど、能く神道家の先登者となれるは、實に源准后北畠親房卿たり。神儒佛三教の外、道教にも通じ居て、其の極、一大神道を組織せられたり。まづ天地の開闢に就いて説かれしは、本來唯元氣と稱すべきものがあるのみにて、その氣六合に充塞せり。しかるに其の中に相通する作用ありて、一陰一陽をなし、即ち水火の二徳を備へて、清陽なるものは、上昇して天まづ成り、重陰なるものは、下降して地後に定まり、而る後其の間に名狀すべからざる一物を生じ、其の中に精あり、之れを神聖といふべく、能く萬物の祖宗となり、兩儀の主宰となるに至れり。乃ち天地人の三才成りて、心も

また茲に存す所謂神聖は國常立尊これなり、其の形質備はり、心より御子を生めり。天御中主神これなり、而して國常立尊の五徳は地水火風空の五となり、各神と顯はれ、天御中主神の五徳は水火木金土の五行となり、また神とあらはれぬ。此の兩者は隱顯の別こそあれ、其の實全く一體たり。伊弉諾伊弉冉の二神にいたり、陰陽相合し、夫婦相交る術を始められたり。初めには國土及び山川草木を生じ、其の終りに日神月神素尊を生みたまひて、君臣父子の道、吉凶禍福の端、此の時に著はる。而して其の中、日神長く統を垂れ給ひて、異朝に類ひなき神國となり、三種の神器を傳へ給ひて、乃ち金甌無缺の神道は成就せり。乃ち鏡は正直、玉は慈悲、劔は智慧の本源たり。此の三事は實に國を治め、民を和ぐる要道にして、諸教庶務の樞機なり。就中鏡を主本とし、宗廟の正體と仰がれ給ふ者なり。蓋し鏡は明を以て形質とす、故に心性明らかなれば、慈悲智慧は其の中に存す。特に我が神は大日の靈にましませば、主として明德を以て照臨し給ふなり。而して君も臣も共に皆此の神明の光胤なれば、明らかに此の理を覺つて、無私無慾にして一向に仁に向ひ道に達すべし (以上有馬氏の說)

(ろ) 神皇正統記 卿は建武の變東國にありしは、ごに、恢復の業容易になりがたきを

洞察して、且つは當世の君臣に省みる所あらしめ、且つは後世の人々をして南朝の正系

を知らしめんと、羈旅の間に我が皇統の神代より正理にて受け傳へ來つることを極めて明確に、しかも文章なだらかに説述せり。その開卷第一に「大日本は神國なり」と喝破して、叙事の間に往々自論を述べられたるは、多く前項有馬氏の引けるものこれなり。而していかに後人を感動せしめたるかは、左の語を見て知るべし。

○親房、此書憤^レ叛^レ賊^ヲ愛^ヒ王室^ヲ揭^テ皇統^ヲ於^ニ既^ニ微^ニ明^ニ神器^之有^ル歸^ス使^レ亂^レ臣^賊子^ヲ知^ラ正統^ノ決^シ不^レ可^レ紊^ス天威^ヲ決^シ不^レ可^レ犯^ス其維^ニ持^ス萬世^ヲ綱常^ヲ非^ズ斑^ニ彪^ニ鑿^ニ齒^ノ所^ニ髣^ニ髴^ニ安^ニ積^ニ良^ニ齋^ノ○其曰^ク鈔^曰記^ヒ其他家乘^ノ日錄^ノ汗牛^而充^棟而巍^然如^山嶽^者莫^神皇^正統^記若^焉藤田東湖

此れ等の説を見、水戸の大日本史が南朝を正統としたるにても、神皇正統記の功績を認むべきなり。

(は) 職原鈔 此の書は實に興國二年二月に成れり。而して撰述の要旨は頼朝以來朝政廢頹し、官職は有名無實になりゆくを慨歎し、舊に復せんと志さへ行はれず。後村上天皇の即位後ますます、我が官制の絶滅せんことをおろれて筆を執られしなり。其の卷首神祇官の條に

以^テ當^テ官^ヲ置^テ諸^官上^ニ是^レ神國^之風儀^{重^ス天}神地祇^之故^也

と記し、其の沿革を叙述せられたり。

此の外、卿の著はされしは元々集、二十一社記、東家秘傳、古今集注等皆道々の乘たらざるはなし。卿が國體、神祇制度等に對する功績は、千載動くまじきなり。然れも平坦なる叙述のみならずして、卓絶の識見を備へ、深遠の學說を以てせられたるが故に、我が國體の上より、卿の功績を没すること能はざるなり。

第五節 足利の氏神八幡宮崇敬及び寺院の興廢

朝權回復の大計畫は、一たび元弘の役に成りしかば、大勢は既に朝家を離れ、建武の亂はやがて南北朝の對立となり、兵馬恫惚の間にも、足利氏は八幡宮を氏神となし、崇敬甚だ厚かりき。義滿屢石清水に詣拜し、別當田中融清を優遇せしかば、融清奢侈を極め、一棟百坪の檜皮屋を造り、金銀錦繡を飾り、其の壯麗人目を眩耀せりといふ。三寶院は六條八幡宮、丹波篠村八幡宮を管せり。篠村八幡宮は、尊氏官軍となるべき祈願せし所なり。義滿今小路師冬の子滿清を猶子となし、三寶院に住せしめ、段錢を課して六條八幡宮を修造し、爾後毎年正月先づ六條八幡宮に參拜するを吉例として、鎌倉鶴岡八幡宮に比せり。其の

他北野天神を崇信し、東京の麴税を寄附して、修繕の資とし、又安藝の嚴島神社に詣で、或は伊勢神宮を拜せり。されどこは眞の敬神の意より出づるにはあらで、威武を示し遊覽を事としたるのみ

又尊氏の時より猿樂大に行はれ奈良、叡山、伊勢、住吉、醍醐等の諸大社寺の神事に用ひて恒例となれりき

なほ序に時々神木を動かして朝廷藤家を驚かし、民地を掠奪して人民を苦しめたる南都北嶺の末路を説かむ

南都北嶺の騷暴は募りにつゝのりて朝廷に迫れるより、朝廷も其の歡心を得んとて、關稅雜稅等を與へられぬ。乃ち東寺には兵庫の關稅、鎌倉大佛には兵庫、神崎、渡邊の商錢目錢、淀の升米半濟、叡山には大津の津料を收めしめ、花園帝はろの上に洛中河東の酒稅を與へられぬ。されば彼れ等は優遇篤ければ篤きはゞ、其慾望もまさりて嗷訴絶ゆることなし。後宇多法皇も務めて慰藉したまひ、晩年には大覺寺に薰修し給へり。後醍醐天皇も深く佛法に歸依し給ひしより、僧徒の心を得て元弘の恢復は、ろの力によるもの多かりき。されど叡山は建武以後南朝に與みしむるらせしよりや、疲弊せり。興福寺の神木も屢、南北朝を驚かし、光嚴上皇の如きは雪中に暴露し給へることありき。然るに上下を苦し

むる宗教には、人心もや、離叛しうめたり。足利一族の禪宗崇敬のとき大に南都北嶺の威嚴を減削せり

抑禪宗の京師に於ける興隆は、元の僧一山の徒弟疎石等其の宗旨を弘めたり。尊氏直義は疎石を信仰し、北朝の帝も尊崇せらる。蓋し南都北嶺が南朝の後援たる反動なるへし。疎石は直義に勸め光嚴上皇に請ひて、佛舍利を頒ちて六十六ヶ國に、安國利生塔を勸めしめ、又後醍醐天皇の崩御をきゝて天龍寺を龜山宮に創立し其の冥福を修せり。尊氏光嚴上皇の臨幸を仰ぎて天龍寺を落慶せんと欲するや、叡山怒りて疎石を流し寺を燒かんと請ひ、京師震怖せり。然るに疎石またこれ興禪の名僧たるはゞありて泰然動かす。其の作れる詩に曰く

龜山背上天龍睡、羣狙三千叫不驚

上皇ころ臨幸し給はざりつれ。尊氏直義之れに臨みて盛んに供養し、以て頼朝が東大寺の供養に擬したりき。義滿も南都北嶺の怨を避けんため、奈良、叡山に詣で、受戒し、東寺延暦寺の大講堂、興福寺の金堂改造には皆段錢を用ひ供養をころしたれ。從來の弊にかんがみて、僧徒の兵仗を執るを嚴禁せり。此の政策は一たび頼朝も試みて遂にろの効なかりしが、此のたびは、やゝ其の功を奏せり。ろは毒を救ふに毒を以てしたる故のみ。乃ち

尊氏の意を繼ぎて禪宗を興隆したるによれり、義満は多くの佛教に歸依したる中にも最も禪旨を信じ、疎石の門弟明應、中津等を信じ、鹿苑院に延いて常に法を問ひ、政を諮りぬ。北條氏が禪教を信仰し、建長、圓覺、壽福、淨智、淨妙五寺を建て、五山と稱せしに倣ひて、京師在來の禪寺建仁、東福、南禪、天龍の外に新たに相國寺を設けて京師の五山と稱せり。而して五山の僧徒は明國に往來し、時に外交の使者となり、碩學の徒輩出し、宋の程朱の學も此の徒によりて傳はりしより、縉紳の文學は陳腐に屬すると、共に勢力を失ひ、南都北嶺の佛法も隋唐の學と共に其の光を失ひ、勢力もまた衰運に歸せり。あはれ隋唐の學は顯密兩宗によりて朝廷に行はれ、宋明の學は禪教と共に武家に用ひらる。文學、宗教、政治上の一大變遷と謂つべしか、る、變動が、神祇及び國家の上に如何なる變化を與へたるか、見よ、義満が明に臣禮を執りて、おほけなくも大日本國王と稱したることを、北山莊に金闍寺を設け、薨去太上天皇の號を贈らる。國史眼に人臣の尊榮驕肆、道長、清盛に超過せり。とされど、余はいはん、この國體を破れる大罪に至りては、彼の道鏡と擇ぶところなし。とこれ、五山禪宗の徒、我が國體を知らず、宋明の學說に惑溺せるより、中華の名に驚きて、外交文書に、この道を誤りたるのみ、道鏡のやうに明罰をらざりしは、また其の名をこそ、竊み、たれ、其の榮をこそ、誇り、たれ、皇室を動かしまつる心、あらざりしによるなるべし。

明國にこびてつかへて足利のしこの醜臣神國けがしつ

(采居宣長)

諸越のやつこさいかてなりにけん神の御國のおほまへつぎみ (小野務)

第六節 義教擁立の抽籤神社の自治

(い) 義教擁立の抽籤 將軍義持は義滿の後を受け、太上天皇の追贈を辭し、明の冊封を斥けたるは、其の功なきにあらず、然れども施政革新するところなく、職を其の子義量に譲りしに、義量酒に中りて薨し、其の嗣なし。而して鎌倉の持氏將軍職を望みしを斥けたれば、世に將軍なきこと數年なりき。義持薨後遺命して、六條八幡宮の神籤を引きて、四弟中より選立せしむ。

初め尊氏は三寶院僧正賢俊を信任し、大僧正光濟其の後を受けて、細川頼之の顧問となり、義持以來は、准后滿濟帷幄に參せり。故に此の遺命に就いても、滿濟は管領、畠山滿家、山名時照と謀りて、八幡宮の神籤を請ひぬ。然るに青蓮院義圓神籤に叶ひて、裏頭して將軍となり、義宣と名づけ、後義教と改む。剛毅果斷にして才藝に長じ、遂に強梗を誅鋤して大

に幕府の威令を展べたり。事權宜にいつといへども、神籤また其の効ありしなり。その伊勢神宮の正遷宮に參拜し又紀伊熊野を巡拜したるは、また以て敬神の心厚かりしを證すべし。

(ろ) 神社の自治 南北朝の戦亂以後は、わきて朝廷の威嚴、幕府の權勢も行はれずなりゆきて、神社といはず、寺院といはず、其の保護によらん道なければ、從來の社領寄附の關稅等によりて維持せるより、みだりに關を設けて人民の害をなし、ことも尠からず。應永二十八年の饑饉のときは、八幡庄の民は他郷より米を買ひ占められ、石清水の神人は遂に嗷訴し、祇園社は別路より米を買ひ、北野神社は酒戸の私造醸造を禁じて近國の米價を低落せしめたり。かつ政治の頽廢其の極に達し、風俗壞敗し、苛稅重斂は社寺の領土にも賦課せられしかば、北山莊の金閣寺、東山殿の銀閣寺は、其の名のみ美しくして、其の附近にも餓殍道に横はり、舊來の寺社は、軒傾くあり、焼かるゝあり、北野天神のごときは西京の酒造免許を妨げたりとて放火せられぬ。されど幕府は之れを保護すること能はず。時と徳政の施行ありて惡政の標本となり、賄賂公行して皇室日々に式微に朝儀式會其の跡を失ひ、神祇の崇敬其の道を絶てり。されど各神社は、人民の心裡に残れる信仰により、緩かに維持し來れるのみ。北條氏康の部將北條綱成が黄色の旗に八幡

の二字を以て黄八幡の名を藏かし又朝鮮支那の濱海に横行せし我が邊民の船舶は、八幡宮の三字を書きたるを旗章とし、八幡船とて内外人に畏怖せられたるを見れば、如何なる亂離の世にも神祇は、人民の頭を離れたまはざるを知らぬべし。

第七節 一條禪閣の著述公事根源

一條兼良は桃華老人といひ法名覺惠後成恩寺と號し、世に一條禪閣と稱せらる。應仁十三年四月二日薨す。年八十。博學多聞、尤も朝典に通じ、神道に詳しく佛典に明らかなり。曾ていへらく、我れ菅丞相にまざるもの三あり。曰く攝家、曰く太政大臣、曰く延喜以後の事を諳んずと。新玉集、筆占、文明一統記、樵談治要、東齋隨筆、桃華藥業、除官雜例、代始和抄、年立源語秘訣、歌林良材、連珠合璧、雲井春、小夜寢覺、二判問答等あり。公事根源は若年の作なりといふ。しかも當代の祭事儀式を網羅し、文章また流暢にして後代に傳唱せらる。以て其才學を窺ふべく、足利時代中第一の學者と追敬せらるゝも宜なるかな。今公事根源中祭祀の名稱を類別し當時の狀況を知る資料とせん。

神 祭

内侍所御供

春日祭

率川祭

園神祭

大原野祭
 御花祭
 山科祭
 富麻祭
 伊勢神衣祭
 中山祭
 紫野今宮祭
 大祝
 相替祭
 加茂臨時祭
 四方拜
 火災御祭
 御燈
 乞巧筵

祈年祭
 齋院御殿
 平野祭
 當宗祭
 日吉祭
 吉田祭
 御贖物
 鎮火祭
 宗像祭
 荷前
 雜祭 儒佛及び陰陽道より來れるもの
 大元師法
 代厄御祭
 神今食
 道儀

祈年穀奉幣
 大神祭
 松尾祭
 梅宮祭
 賀茂園祭
 新日吉祭
 月次祭
 道祭
 鎮魂祭

石清水臨時祭
 額荷祭
 杜本祭
 廣瀬龍田祭
 賀茂祭
 三枝祭
 祇園臨時祭
 北野祭
 新嘗祭

七瀬御祝
 北野御忌日
 雷鳴陣

政治兵馬の權は幕府に移り、宮中の公事は祭祀其他告朔の犢羊なる儀式の存するのみ、しかも神祇の祭祀は式微なる朝廷によりて維持せられたり、神祇と皇室の相離れざるは之を見てもしらるべし、唯國家臣民の神祇と遠ざかる結果は、武家の政治となり、皇家の臣民は幕府大名の臣民となる嗚呼かなしいかな。

第八節 伊勢遷宮の廢頹

大神宮遷宮の式は一定の期限あり、之れを式年といひて、神殿を造替し、神座を奉遷す、而して假殿遷宮に對しては之れを正遷宮といふ、式年は二十年一度を以て制となし、別宮また之れに準ず、豐受大神宮の遷宮は皇大神宮より後、こと毎に二年を以て式年とす、唯、光明天皇の康永四年に二十一年にして皇大神宮の遷宮ありしより、此の例に據りしこともなきにあらざりき。

此の式年即ち二十年造替の事は、天武天皇の宿願により、持統天皇の御代に定められしより、歴代變更ありしことなし、政體は藤氏の攝關政治、院政、武家の政治とかはりゆけど、之れを動かすこと能はざりき、佛教の擅横、其の極に達したる時、之れを妨ぐること能はざりき、かゝる重大の神事をも中絶せしむるに至れる、足利の衰世は、之を慨かはしき、はあらざるなり。

後醍醐天皇の康暦二年より貞和元年に至る外宮の正遷宮三十六年を経たり、こは二所

大神宮例文には宮司の懈怠と見ゆれど、南北朝の争ひは、遂にこゝに至らしめたるものならむ。此の十六年の遷宮延引すら、神慮測りがたきものなるを、またもや皇大神宮の遷宮、貞和三年より明德二年まで二十八、八年即ち八年の延引をなせり。これも南北朝の末にして、其の罪は南北兩朝各々半分を分ちうけさせ給ふべきなれば、強ひて足利氏の罪過と認めがたきものあり。況して伊勢の國司北畠氏は南朝に屬して、北朝の神宮崇敬を隔てたる、咎なきにあらざるをや。

しかるに後花園天皇の永享三年に内宮を營造し、將軍義教參拜して崇敬の誠意を表せり。しかれども、外宮は永享六年に造營してより百三十年造替せず。内宮は寛正三年に造營したるさへ、三十二年即ち十二年の延引なるに其の後は百二十二年造替せず。足利氏の政みだれにみだれ、遂に戰國となれるも宜べならずや。これ等は實に戰亂あるがために造營すること能はざるにあらす。造營せざるが爲に戰亂うちつゝ、いつて幕府の威令行はれずなり。ゆくなり、内宮の式年即ち永享三年より二十年目は義政將軍となりし後二年なり。外宮の式年即ち永享六年より二十年目は義政の就職後五年目なり。足利氏は衰へたりといへども、義政はなほ東山の銀閣寺を創造し、黄金の箸を作り、母重子の高倉第の障子一枚の價は二萬錢なりといふ餘裕ありしにあらすや。彼れ義政の餘裕ありて、

伊勢兩宮の造營を懈る、其の罪おにゆるすべし。伊勢の神はよし容るさせ給ふとも人はゆるさじ。彼の威嚴日々に衰へて、足利氏は遂に統一すべからざるに至れるも、また宜べなるかな。

されば應仁の亂後は神宮の荒廢をも幕府は打ちすて、かへりみず。正親町天皇の即位の大禮をあげさせたまふみちなく、僧徒の奔走により毛利元就は金を献じて大禮を擧げさせ給へり。其の功を以て菊桐の紋を賜はりぬ。尾張の織田信秀もまた金を献じて外宮の假殿を作れり。こは天文七年に竣工せりとかや。なほ錢四千貫を献じ、禁垣修理の料とせり。信長が武運を開きしは、此等の餘徳なるべし。さて神宮の頹廢は其の極に達しぬるを、歎かぬものや。あらざりけむ。慶光院といふ比丘尼のかよはき力によりて、外宮の正遷宮は行はれたり。慶光院名は清順、尾張の人。初め勸進して、御裳ミツカ、澀川シズカハの宇治橋を造りて、へて尙ほ内外宮をも造營せんと志あり。社人足代常興と謀りて、まづ外宮の勸進造營を其の神官に請へり。然るに神主等は、一たびは僧尼の手に任すべき事ならずとて、之れを拒みしかど、慶光院の熱心なる希望により、遂に之れを許せり。一、女性の身を以て、神宮を動かし、叡聞に達して、遂に繪旨を得、應宣を得、やがて天下を動かして、遂に百餘年來、廢頹せる、豊受大神宮を造營せし、其の功偉大なりと謂ふへし。當時の繪旨、應宣勸進書を掲

げて慶光院の功を頌せん

御繪旨

清順^{慶光院三世}居室、號^{スル}慶光院^ト之由、被^レ聞召^テ訖^ニ、殊^ニ至^リ大神宮御裳濯橋造^畢、供養成^ニ其功^ヲ之由、叙^レ感無^レ極^ニ、而今度造替之事、應^ニ一社之請^ニ、同^ニ可^レ遂^ニ其沙汰^ヲ旨、神妙之由、天氣所^レ思^ハ也、悉^レ之^ヲ以^テ狀^ト

天文二十年八月二十日

右中辨書判

慶光院

應 宣

早^ニ任^セ叙^レ慮^上意、清順上人可^レ被^レ催^テ諸國大神宮造替正遷宮子細之事、右造替正遷宮依^リ役夫工米難^ニ行^ハ既^ニ于久廢^ニ、然^ル外宮巡番相常之間、所詮速^ニ可^レ相^ニ調^テ諸國之由、繪旨内書御下知被^レ成^ニ下^者也、速^ニ被^レ遂^ニ其功^ヲ、至^ニ造宮成就^ニ、則皇都泰平、群國治安之基、神慮何事乎如^レ之、仍^ニ所宣^ス如^レ件^ヲ、以^テ解

天文二十二年五月 日

連 署

清順上人江

勸進書

豐受大神宮造替正遷宮之儀、令^ニ啓^上候、然者被^レ成^ニ御繪旨、竝御内書御下知等^ニ候、神慮云^ニ繪命云^ニ、上意之旨、義^足植^利旁以御用脚之事、於^テ御合口者、御武運長久之御祈、不可^レ過^ニ之由、可^レ得^ニ尊意^ヲ候、恐惶謹言

五月 日 〇 二 年 文 二

備 彦 豐 受 大 神 宮 一 禰 宣 神

六角殿

進上御奉行所(武田、山崎、今川等に宛てたり)

さて慶光院は一比丘尼の身を以て、十一年の月日を費して、遂に永祿六年に外宮造替を成就せり。されば織田信秀の假殿修造より二十七年目なりき。抑、兩大神宮は從來僧尼を忌み、經文の類さへ忌みて其の名をいはざるはごなりき。故に神佛混同し、世には殆んど佛と神との區別なきをりにも、伊勢のみは嚴然として、冒しえつること能はざりき。行基の英邁なるすら大御名を假りこそしたれ、伊勢に近くこと能はざりき。然るに此の永祿の造替は一比丘尼の力によりて成れるを神は如何におもはせ給ひけむ。かつや用材のごときも木曾ならぬ飛驒の木を用ひたりといふ、皆違例ならざるはなし。

これに就いておのれ思ふに、豊受大神は慶光院が至誠の勸進になれる新宮を感納せし

げて慶光院の功を頌せん

御繪旨

清順^{慶光院三世}居室、號^{慶光院}之由、被^レ聞召^テ訖^テ殊^ニ至^リ大神宮御裳濯橋造^畢、供養成^ニ其功^ノ之由、叙^レ感無^レ極^リ、而今度造替之事、應^ニ一社之請^ニ、同^ニ可^レ遂^キ其沙汰^ノ旨、神妙之由、天氣所^レ思^ハ也、悉^ク之^ヲ以^テ狀^ス

天文二十年八月二十日

右中辨 杏列

慶光院

應 宣

早^ク任^セ叙^シ慮^シ上意^ニ、清順上人可^レ被^レ催^サ諸國大神宮造替正遷宮^ノ子細之事、右造替正遷宮、依^リ役夫工米難^ク行^ハ既^ニ于久廢^ニ、然^ル外宮巡番相當之間、所詮速^ニ可^レ相^ニ調^テ諸國之由、繪旨内書御下知被^レ成^ニ下者也、速^ニ被^レ遂^キ其功^ノ、至^リ造宮成就^ニ、則皇都泰平、群國治安之基、神慮何事乎如^レ之、仍^ニ所^レ宣^ス如^レ件^ノ、以^テ解

天文二十二年五月 日

連 署

清順上人江

勸進書

豐受大神宮造替正遷宮之儀、令^レ啓^シ上候、然者被^レ成^ニ御繪旨、竝^ニ御内書御下知等^ノ候、神慮云^ク繪命云^ク上意之旨、^{義足利}旁以御用脚之事、於^テ御合口^ニ者、御武運長久之御祈、不可^レ過^ク之由、可^レ得^ニ尊意^ヲ候、恐惶謹言

五月 日〇^{天文二十二年}

備 彦^{豐受大神}

六角殿

進上御奉行所^(武田、山崎、今川等に宛てたり)

さて慶光院は一比丘尼の身を以て、十一年の月日を費して、遂に永祿六年に外宮造替を成就せり。されば織田信秀の假殿修造より二十七年目なりき。抑、兩大神宮は從來僧尼を忌み、經文の類さへ忌みて其の名をいはざるはごなりき。故に神佛混同し、世には殆んど佛と神との區別なきをりにも、伊勢のみは嚴然として、冒し交つること能はざりき。行基の英邁なるすら大御名を假りこそしたれ、伊勢に近くこと能はざりき。然るに此の永祿の造替は一比丘尼の力によりて成れるを神は如何におもはせ給ひけむ。かつや用材のごときも木曾ならぬ飛驒の木を用ひたりといふ。皆違例ならざるはなし。

これに就いておのれ思ふに、豐受大神は慶光院が至誠の勸進になれる新宮を感納せし

ましけむ其の形の尼たり女たるを問はせ給はざりしなるへし慶光院も其の形こそ佛門の身なれ心は美しき敬神の塊なりしなりされば諺にも富者の萬燈より貧者の一燈といへるごとく此の造替は儀式殿かなる例の式年にもまされりといはん概ね伊勢兩神宮に對しては其の額づく一瞬時は上下貴賤の分ちなく僧俗儒耶の論なく元の御國心に立ちもごり神人おのづから相近くものかど信せらる。

何事のおはしませすかはしらねごもありがたなさに涙こぼるゝ、さるにてもかゝる比丘尼の勸進に任せでは叶はぬほどに廢頹せしめたる足利氏の罪過はいくたびくりかへしても飽かぬこゝちぞする。

第九節 織田右府の敬神尊王排佛

織田氏は越前津田神社の神主の後なれば世々敬神尊王の大義をも辨へたりけむ右大臣信長の父信秀は外宮を修造しまた禁垣修造の料を奉れり信長其の志を繼ぎ敬神尊王の大義を明らかにするのみならず多年王家幕府の煩累たる佛法を排斥誅劔したり今之れを左に列舉せむ

(い) 桶狭間役の祈願 永祿のころ今川義元は駿遠參の三ヶ國を従へ甲の武田相の

北條も好みを通じ勢威盛んなり清洲の城主織田信長は尾張一國を従へ相下らず今川は元鎌倉副將軍の家なれば常に上洛し覇を京師に唱へんどの志あり遂に義元は三國の兵を擧げ四萬の軍を率ゐて岡崎城に至り直ちに織田の本城清洲を衝かんとす信長事を一擧に決せんと欲し手兵を率ゐて清洲を出で熱田に至る城を出でんとするをりは祝盃を擧げ人間僅五十年の謠曲を歌ふ蓋し深く決するところあるなり信長は熱田神宮に參拜し神の擁護を祈り神酒を拜戴し必捷を期す意氣愛すべし部下また漸く集まり内陣の響の音をきゝて感應の兆とし白鷺の二羽神前より東に向ふを見士氣大に揚がりぬ此の時武井入道夕庵に命じ書かしめ神前にさゝげたる願文は左のごとし

敬白 祈願事

夫以當社大明神者累代聖主靈祖朝廷鎮護靈神也爲守國家之永久殊爲定夷狄之凶逆垂跡於東海之邊域安置八劍於社壇然則當於人皇百有七代之御宇世既及澆漓瑞鳳不至祥麟不出人心不淳姦邪並生四夷擧兵革入荒動干戈更不聞有理世安民之政矣信長苟爲平相國綿々瓜瓞受生於馬之家僅繼箕箒之業以來遠悔祖先之無道近憂叔世之極亂再欲興帝都

衰微治國家之擾亂致君於堯舜救民於塗炭之外素懷非他矣而一日片時不置心於泰山之安造次於是顛沛於是于茲源義元起駿豆之間振威遠三兩國犯近里遠境破却神社燒散民屋任我意而不敬殺慮不用武命妖孽月盛也日茂也葛藟相連無奈之何者也兩葉不去却用斧柯今既如此而猶至於強大乎彼多勢及四萬有餘此無勢僅三千不足矣以寡對衆恰似螳螂當車轍同蚊子咬鐵牛敢非賴當社神力爭得勝之乎傳聞尊日本武之古亡東夷於蒲原也嘉兆如合符契速誅戮凶徒於目擊之間必矣仰冀水火之兩石隨宜施靈驗入劍之銳及斬衆賊之首立滿所願伏捧一矢鏑以準西林之禱祭蘋蘩之負者也今此舉義兵全非私用私慾而爲起王道之衰救民間之危也玄鑑莫誤仍願書如件

永祿三年五月十九日 平信長敬白

此の願文と足利尊氏が篠村八幡に捧げたる願文とをくらべ見よ彼れは卑野此れは高潔彼れは一家を興さんことを主とし此れは殺慮を安んじ人民を救はんことを目的とす兩者人物の高下此の願文にて見るべきなりさて此の一點私心なき願文には熱田の靈神も感應をしましけむ桶狭間の襲撃は白鷺の嚮導たがふことあらざりき

矢さけびの聲やのこると桶狭わけいる空に雲雀鳴くなり (正彦)
皇神のみいづもしるさしら鷺のみちしるべせし跡ぞ貴き (正彦)

(ろ) 伊勢及び熱田神宮の崇敬 信長上洛後足利氏に代りて天下の政務を行ふ天正九年八月兩宮遷宮の事を申出でしに信長快諾し其の返書に

當宮兩宮造營事可執行之各存其趣別而可入精無故引物令停止急速出來候様可馳走依之上部大夫仁平井久右衛門相副越置候也

天正十正月二十五日 信長朱印

伊勢大宮司ごのへ 同兩宮長官ごのへ 同 神主中

猶は信長公記によれば信長は堀久太郎を以て交渉せしめ其の費用を調へさせしに伊勢神宮にては千貫文を要すべしといへるに去る年八幡宮の造營に三百貫の豫算にて千貫文を要せりされば人民に賦課し之れを惱さんは宜しからずとて三千貫文を支出し平井を奉行とし經營せしめたり然るに惜しいかな右府は正遷宮を見ずして本能寺の畑と化しぬ羽柴秀吉その遺志を繼ぎて金子五百枚米千石を支出し猶は慶光院後主